

第百二十八回国会
衆議院

政治改革に関する調査特別委員会議録 第十四号

平成五年十一月四日(木曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 大島 理森君

理事 野田 毅君

理事 左近 正男君

理事 權藤 恒夫君

理事 逢沢 一郎君

石破 茂君

河村 建夫君

笹川 堯君

津島 雄二君

西岡 武夫君

葉梨 信行君

細田 博之君

松岡 利勝君

秋葉 忠利君

大島 章宏君

土肥 隆一君

岡田 克也君

土田 龍司君

吹田 愷君

吉田 公一君

太田 昭宏君

前原 誠司君

築瀬 進君

柳田 稔君

正森 成二君

出席國務大臣

内閣総理大臣 細川 護熙君

外務大臣 羽田 孜君

厚生大臣 大内 啓伍君

郵政大臣 神崎 武法君

建設大臣 五十嵐 広三君

出席政府委員

自治大臣 佐藤 觀樹君

國務大臣 武村 正義君

(内閣官房長官) 石田 幸四郎君

國務大臣 上原 康助君

(総務庁長官) 江田 五月君

國務大臣 山花 貞夫君

(科学技術庁長官) 大出 峻郎君

國務大臣 阪田 雅裕君

内閣法制局長官 石倉 寛治君

内閣総理大臣官房審議官 宮尾 盤君

宮内庁次長 池ノ内 祐司君

総務庁長官官房 田中 一昭君

総務庁行政監察局長 宝珠山 昇君

防衛庁長官官房 村田 直昭君

防衛庁防衛局長 秋本 敏文君

国土庁地方振興局長 演 邦久君

法務省刑事局長 池田 維君

法務省アシア局長 竹島 一彦君

外務省主計局長 小川 是君

大蔵省主税局長 若林 勝三君

国税庁課税部長 土井 豊君

厚生省社会・援護局長 越智 正英君

運輸省自動車交通局長 土肥 隆一君

委員外の出席者

議 員 伊吹 文明君

議 員 鹿野 道彦君

議 員 津島 雄二君

衆議院法制局長 和田 文雄君

衆議院法制局第一部長 内田 正文君

衆議院法制局第二部長 白井 貞夫君

衆議院法制局第三部長 松尾 徹人君

衆議院法制局第四部長 山本信一郎君

衆議院法制局第五部長 山本信一郎君

衆議院法制局第六部長 山本信一郎君

衆議院法制局第七部長 山本信一郎君

衆議院法制局第八部長 山本信一郎君

衆議院法制局第九部長 山本信一郎君

衆議院法制局第十部長 山本信一郎君

衆議院法制局第十一部長 山本信一郎君

衆議院法制局第十二部長 山本信一郎君

衆議院法制局第十三部長 山本信一郎君

衆議院法制局第十四部長 山本信一郎君

衆議院法制局第十五部長 山本信一郎君

衆議院法制局第十六部長 山本信一郎君

衆議院法制局第十七部長 山本信一郎君

衆議院法制局第十八部長 山本信一郎君

衆議院法制局第十九部長 山本信一郎君

衆議院法制局第二十部長 山本信一郎君

委員の異動

十一月四日

自見庄三郎君

細田 博之君

増子 輝彦君

秋葉 忠利君

大島 章宏君

土肥 隆一君

宮本 一三君

小沢 一郎君

吹田 愷君

大口 善徳君

柳田 稔君

吉田 治君

西川 太一郎君

吉田 公一君

吉田 勝之君

日笠 勝之君

伊吹 文明君

岡崎トミ子君

金子徳之介君

土田 龍司君

秋葉 忠利君

松岡 利勝君

細田 博之君

増子 輝彦君

河村 建夫君

今村 修君

土肥 隆一君

本日開議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出第二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

政党政助成法案(内閣提出第四号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(河野洋平提出)

君外十七名提出、衆法第三号)

衆議院議員選挙区画定等委員会設置法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第四号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第五号)

政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第六号)

政党助成法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

○石井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案並びに河野洋平君外十七名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案、政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田克也君。

○岡田委員 新生党の岡田克也でございます。

この特別委員会での質疑も日を重ねてまいりまして、今お伺いしましたところによりまして、既に一昨日までの段階では七十時間審議を経過したということでございます。これから地方公聴会等も予定されておりますので、順調にそれが経過をいたしますと、地方公聴会が終わった時点で恐らく百二十時間を超える質疑時間ということになるわけでありまして、官澤内閣のときの、本日に審議を尽くしたと言われたあの百七時間をはるかに超える審議時間ということになるわけでございます。

ここに座っているいろいろお話を聞いておりまして、これほど長く審議をしてまいりますと、さす

がに同じ趣旨の質問が何度も繰り返されたり、あるいは政治改革に直接関係のない質問が大部分を占めるといった、そういう質問者の方もいたしまして、もう大分質疑も尽きてきたな、審議も尽くされてきたな、こういう気がするわけでございます。

今国会における政治改革の実現というのは、私、前回質問させていただいたときも申し上げましたけれども、これは何も与党、自民党間わず国民的な要請である、これは政治家の責任として、これをどうしてもこの国会でやらなければいけない、このように思うわけでございます。

新聞等によりまして、細川総理は二昨日の夜の連立与党代表者会議に出席されて、この国会における政治改革の実現について並み並みならぬ決意を示された、そのことが出ております。私もども活字を通してしかそのことがわかりませんので、きょうは各テレビ局も来ておりますから、ぜひ国民に對しまして総理の肉声で、この国会における政治改革実現に向けての決意というものを語っていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○細川内閣総理大臣 何としてもこの国会で政治改革法案を成立をさせていただきたいということ、は、繰り返し申し上げてきたとおりでございます。

とにかく、余りにも長く私たちはこの政治改革法案で時間をかけてまいったわけでございまして、必ずしも百点満点でなくても、この辺で区切りをつけるべきときに来ているのではないかと、そして区切りをつけて、内外に山積しているさまざまな課題につきまして、与野党協力してやれるものについては、思い切つて対応していかなければならないときに来ている、そのように考えているところでございます。

何かひとつ、この国会で仕上げなければならぬ、そのような強い決意を改めて申し上げておきたいと思ひます。

○岡田委員 新聞報道等によりまして、場合に

よつては自民党の河野総裁とのトップ会談も辞せず、こういう報道もあるわけでございしますが、その辺についてはいかがでございましょうか。

○細川内閣総理大臣 政治改革の法案は、何と申しまして、議会政治の、あるいは民主主義の一番基本的なルールをつくる作業でございまして、このことに大いに時間をかけて議論をしなければならぬことは当然でございしますが、与野党の合意ができる点があれば、政府としてもその点を尊重していくことは、これは当然のことだと思っております。そのような観点から、現在与野党の方にもできるだけ早く野党との具体的な折衝を始めていただくようお願いをし、その折衝がまさに始まっているわけでございまして、与野党の方々も、我々もまた大いに汗をかいているわけでございまして、野党の皆様方にも、ぜひひとつ御一緒に頑張って汗をかいていただければ、この法案が少しでも早くまとまるようにぜひ御協力をお願いを申し上げます。

○岡田委員 実は、私、きょうこの場に自由民主党の河野総裁または政治改革本部部長である三塚さんの出席を委員部を通じて正式に要請をしたわけでありまして、特に三塚政治改革本部部長におかれましては、自民党の法案提出の責任者でもあるわけでありまして、先般も同僚の議員から、ぜひこの場に出てきて三塚先生のお考えというものを直接お聞かせいただきたいという要請もあつたわけでありまして、私も、それを受けて一昨日その要請を出したわけでありますけれども、残念ながら多忙であるということ、具体的な、何の用事があるかということ、御説明いただけなかったわけでありまして、御出席をいただくことができませんでした。

私は、これは非常に残念なことだと思ひます。やはりこの委員会の場できちんと議論を尽くしていく、そのために、なるべくその責任の立場にある方が出てきて直接審議に参加をしていただく、このことが私は委員会の基本であるべきだと思ひます。今日に至るまで、法案提出責任者である三

塚議員の出席が一度もないということは、私、大変遺憾に思つてございします。

そこで、自民党の委員の先生方にお聞きをしたいと思います。一昨日既に与野党サイドといたしましては、修正協議項目として五つの項目を提案をさせていただいてあるところでございまして、きょうは、その個々の中身についてございまして、そのことは差し控えたいと思ひますが、与野党側がこういう具体的な提案をしてきたということについてどうふううに受けとめておられるか、率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

○鹿野議員 河野総裁、三塚本部長にぜひ出席をという御要請をさせていただいたというところとは、私どもも承知をさせていただいておりました。金曜日の午後の御要請であつたということもございまして、以前から、本日はもうお約束をさせていただいてある予定も入つておりました。

また、三塚本部長におかれましては、御案内のことと思ひますけれども、宮城県連の県連会長という大きな使命をもちようだをしていておられる等々のこともあります。どうぞお含みをいただきたいと思います。

そこで、五項目の問題等につきまして、今私どもに對する考え方をということがございまして、私自身は、いろいろ今日の御議論を詰めていただきたいと思います。連立与野党と我が党の考え方には、およそ二十一項目にわたる違いがございまして、やはりこれだけの大きな大改革でありますから、そういう問題、やはり詳細にわたつてお互い話し合つていくという、もう五項目でございまして、よというこのように限定的形ではなしに、重大な問題が多々あるわけでございまして、さらに幅広く、これからどうするかということをやはお互いが率直に話し合ひをしていくということが大事なことではないでしょうかということをお願いをさせていただきます。

○岡田委員 県連会長の御仕事大変大事であることは理解をいたしますが、あとは政治家の見識の

問題ではないかと思ひます。この政治改革の問題を今この委員会に議論しているそのことと、どちらを優先するかの問題であると私は思ひます。

今二十一項目ぐらゐあるんだと、こういうお話でございました。きょう私の後、自民党の委員の先生方の総理に対する質問も控えておりますが、その場におきまして、この法案に関するそういった具体的な点についての質疑が中心に行われますことを期待を申し上げておきたいと思ひます。

私は、いろいろ新聞等で聞きますと、例えば自民党の森幹事長が、地方公聴会が終わってから協議を始めるとか、これは事実かどうか私にはわかりませんが、そういうことも聞くわけでありまして、果たして本当にきちんと協議をする気があるんだらうか、そういう思いを禁じ得ないわけでございます。

河野総裁は、宮澤内閣における官房長官として、宮澤内閣における政治改革問題の議論というものをもよくフォローしておられたと思うわけでありまして、結局、私は、宮澤総理が政治改革をやりたいという意欲があったということは今でも疑っていないわけでありまして、結局できなかったのは、それはリーダーシップの欠如にあったのではないかと、このように思ひます。そういう意味で、河野総裁のリーダーシップの発揮ということを強く求めてやまないわけでございます。

さて、具体案に入りたいと思ひます。

いろいろ審議をしてきた中で、きょうは、一票制の問題それから比例制における都道府県単位の問題を中心に取り上げていきたいと思ひます。時間も限られております。

一票制の議論をする前に、この一票制の議論、憲法論であります。これをしますと、この前の私の質問のときもそうでありましたが、伊吹議員の方から、いや、与党の案も三%の足切り条項があって、それこそ憲法違反ではないか、こういう切り返した質問がすぐ出されますので、まずこの

点について確認をしておきたいと思ひますが、法制局長官にお伺いしたいと思ひます。

与党案において、三%未満の得票率の政党については比例において議席を認めない、こうしていることが憲法上疑義があるという意見があります。この点について法制局の明快なる見解を求めたいと思ひます。

○大出政府委員　いわゆる阻止条項についての御質問でございますが、憲法は、国会両議院の議員の選挙につきましても、議員の定数とか選挙人の資格、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとしたしておるわけでありまして、そして、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を、原則として国会の立法裁量にゆだねておることであります。

今回の政府案では、全国を単位として比例代表選挙を行うこととしていることから、いわゆる阻止条項というものを設けない場合には、極めて支持基盤が小さい政党が多数、わずかな議席を獲得するという結果を生ずる可能性があり得るわけでございますが、政治の安定等の観点から、政権を争う政党間の政策論議の場である衆議院が多数の小さい政党に分裂することを避けるため、政府案におきましては、一定の得票率を得た政治団体に限って議席を配分することとしたものと承知をいたしておるわけでありまして、

このように、今回の政府案において一定の得票率による阻止条項を設けたことは、衆議院の選挙に全国を単位とする比例代表制を導入するに際しての必要かつ合理的な理由に基づくものでありまして、そういう意味で、憲法上特段の問題は生じないというふうに考えておるところであります。

○岡田委員　明快なる説明、ありがとうございます。

それでは本題に戻りまして、自民党案の一票制であります。このことが憲法上問題ないのかどうか。私、以前の質問のときにも、衆議院法制局の方にお尋ねしたところでございますが、きょうは和田局長においでをいただいております。和田局

長の明快なる御答弁をお願いいたします。

○和田法制局長　お答えいたします。

私ども、自民党案の作成をお手伝いする立場から、法案作成の段階におきましては、いろいろ党側と意見の交換もし、御議論もいたしました。そして、その議論の結果、私どもとしては、最終的には党の基本的なお立場、お考えを前提にして法案作成に当たった、こういう次第でございます。したがって、今ここにおいて自民党案についてあれこれ私どもが意見を申し述べることは差し控えていただきたい、こういうふうに思ひます。

○岡田委員　基本的に、前回私が質問したときと同じ御答弁であります。憲法に違反しないということをお断言されなかったわけでございます。

さきの三%についての内閣法制局長官の御答弁と比べて、その違いというのは明白である、このように思ひます。(発言する者あり)これは、衆議院の法制局長が、憲法違反であるといふことを現実にはそう思っておられる、それをうかがわせるに足るものであると思ひます。

今いろいろ場外発言も出ておりますが、海部内閣のときに、実は自民党でこれを議論いたしました。そのときに、私の記憶では当時の後藤田さんが、これは一票制はいかぬぞ、憲法に合致しない、こういうことを言われて、結局我々は二票制を採用したわけでありまして、そのことを私は申し上げておきたいと思ひます。

この憲法違反かどうかという問題は、実は、これで選挙をして、そして選挙の結果衆議院が新しく選任をされて、そして裁判所に行ったら憲法違反だということになりますと、これは大変な問題であります。大変な問題であります。そういう意味で、先ほどの衆議院の法制局長の答弁と重ね合わせまして、私は、もう一票制の問題はいいかげんこれだけがついたと自民党さんも認めていた

だきたい。それがもし自民党さんで党であれば、当然私は出さなかつたであろうと思ひますが、通らないことを前提に出してきておられるのではないかな、こういう気がいたします。この辺で、この議論はもう終了していただきたいと思ひます。

さて、次の、比例制に都道府県単位の採用するというところであります。私は、今日までの議論を聞いておまして、二つの大きな問題点がこの都道府県制にはある、このように思っております。

一つは、都道府県単位で比例制を採用するというところであります。そもそも小選挙区比例代表並立制というときに、比例制というのは一体何か、こういうことでございます。比例制というのは、これはもう議論の過程で何度も出ておりますけれども、民意を正確に反映するために比例制というものがあつたわけでありまして、そして、その比例制、民意を正確に反映するというところでありますけれども、私が十月十九日に伊吹議員に対して、都道府県で比例制をやるといふことは、これは比例制の本質を損なつておるのではないかと、こういう質問をいたしました。それに対して伊吹議員は、自民党の比例制が極めて小選挙区的だといふことを御評価いただければ、またそのようにつくつてある、こう申し上げざるを得ないわけでありまして、こういうふうに答弁をしておられます。つまり、自民党の都道府県別の比例制というのは実は比例制の本質を失つておつて、小選挙区制に実質上は近いといふことをみずから認められたわけでありまして。

自民党は、小選挙区比例代表並立制を採用するといふことを総務会で決定したわけでありまして、そのときには比例制を入れるということをお認めになつていながら、現実に出してきたものは比例制とは似ても似つかないものである。

特に、もう既にこの委員会の審議で明らかになつておりますけれども、全体の都道府県のうち三十四県が二人区ないしは三人区になつてしまふ。二人区では三%をとつても落選することがあり得る、こういうことであります。三人区では二四%とつても落選することがあり得る。こういうことで、三三%の票をとつた人が議席を得ない

ということ、それは比例制の本質を全うしているか、当然全うしていないわけでありまして、このところが私は、小選挙区比例代表並立制と言われる限り、自民党案の致命的な問題である、このように思うわけでございます。

この点について鹿野先生の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○鹿野議員 最初に、比例の問題についてのお答えの前に、一票制の問題につきまして申し上げさせていただきますが、もうそろそろ議論はこの程度にして終わらせたらどうか、こういうことでございまして。私も基本的には私も明瞭な考え方のもとに提出をさせていただいているわけでありまして、ここで議論を終わらせていただくというわけにはいきませんというのを申し上げさせていただきます。

すなわち、このたびの制度改革というものは、あくまでも衆議院というのは政権選択です。ですから、一つの選挙、一つの投票によるところの小選挙区制を軸とした考え方をなす。ですから、当然これは一票制である、こういうことになるわけでございます。過般の参考人の聴取におきましても、岡原先生等々、やはり基本は一票制ではないかということも申し述べられておられました。私も、これはまさしく……(発言する者あり)いや、その後でいろんなことを、基本は一票制です。すよということも申し上げられているわけであり

ます。

やはりこれは立法政策上の問題で、これは私も国会に与えられた裁量権だ、こういう認識を持っておりまして、私も憲法違反には何らこれを抵触するものではないというふうなことを、触れるものではないというふうなことを申し上げさせていただきます。

それから、比例の問題につきましては、重ねて申させていただきますが、あくまでも小選挙区を軸とした、比例はその補完的な役割であります。と、こういうふうな考え方であります。ですから、当然そういう中でどういう形でその民意を補

完的な役割として果たしていくかというのはいろいろございまして。しかし、私もあくまでも小選挙区を軸としたというこの考え方ですから、小選挙区の結果というものが比例にも生かされるというふうな、そういう制度でなければなりません。それなら当然、比例制におきましても顔の見えんというふうな制度でなければなりません。こういうふうな制度でなければなりません。この点も明確に申し上げさせていただきます。

○岡田委員 最初の一票制の問題についての鹿野議員の発言、御意見というのは、政策的に必要だ、こう言っておられることはよくわかりますが、そのことは憲法上どうかという点については全く触れられておりません。私はそのことを、憲法上問題があるのではないかとこのことを申し上げておられます。

それから、今の都道府県の問題でありますけれども、この点につきましても、結局、そうであれば並立制をとらないことにならんじやないかと思ふのです。小選挙区比例代表並立制、つまり、比例制をとるということを言われながらその実質において比例制でないことについて、私は全くお答えになっていない、このように思うわけでありまして。

もう一つ、この都道府県制をとったときの問題点として、これもこの委員会でも既に指摘をされておりますが、一票の格差の問題がございまして。既に何人かの委員がこの問題を取り上げまして、今の自民党の案でやってみますと、一票の格差が二・九七になってしまふ、こういう問題であります。もうちょっと変われば三倍を超えてしまふ、こういう問題であります。この点につきまして、きょうこの席にお座りではございませんが、伊吹議員は、十月十九日、茂木委員がこの点を指摘しましたときに、いや、三倍を超えればやはり調整が必要ですよということをお認めになっておられます。そのことは議事録にはつきりと書かれています。そのことが十月二十一日、それから三日後でありますが、同じく同僚議員で

ある松沢委員の質問に対しては、いや、やはりこれは県単位で小選挙区と比例を合わせて格差を論じないといけないんですよ、こういうふうな違つた論理を展開されているわけでありまして。

三倍を超えれば調整が必要と言つてしまつと、実はこれは、百七十一議席という議席を大幅にふやすか、あるいは各都道府県にまず一議席を配分をするということをやめない限り調整はできないわけでありまして。そのことに気がついて、伊吹先生は考え方というか言い方をがらりと変えられたというふうに私は思うわけでありまして、しかし、やはり比例は比例であります。例えば、島根県で自由民主党というところを丸をつけた方と、それから東京都で丸をつけた方で、その格差が三倍もある、東京都の方は島根県の方の三分の一の価値しかないということが、これは許されるのでありましようか。それは都道府県で全体で比例と小選挙区を合わせてやればいんだというの、私はそれは詭弁にすぎない、こう思うわけでありまして、鹿野先生の御意見をお伺いさせていただきます。

○鹿野議員 最初の、今の質問に答える前に、例えば比例の救済の問題につきまして、五一％対四九％というふうな投票結果というものは、これは考えられることですよ。そうすると、四九％をどうするかというふうな問題、それを救済するといふこの考え方、これが私どもの比例の考え方でもあるわけですね。ですから、この民意の反映といふふうなものが我が党の考え方ではなかなかない、ないじゃないですかというふうなことでございまして、そういうことだけは申し上げさせていただきます。

それから、今の格差の問題でございましてけれども、伊吹議員の方から御答弁されたところでございまして、両方合わせた考え方でありまして、いふふうなことの私どもは認識を持っております。

○岡田委員 まあ、時間もございせんのでこれ

以上この問題触れませんが、少し冷静になってお考えをいただきたいと思ひます。私は、この一票制の問題、比例制における都道府県制を採用するという問題、いずれも既に論理的に決着のついた問題である、このように思っておりますし、それが多くの方の意見であるということも申し上げておきたいと思ひます。

最後になりましたが、随分審議も、先ほど申し上げましたように尽くしてまいりました。自民党に對しても私どもは五項目の提案を出させていただき、やるべきことはすべてやっている、こういう気持ちであります。地方公聴会まで終わりますと、審議時間も、先ほど言いましたように宮澤内閣のときの審議時間をはるかに超えるわけでありまして、もうそこまで審議を尽くせば、この国会で成立をさせるという大前提に立つて、どこかで思い切らなければいけない、決断をしなければいけないんじゃないか、こういうふうな思っているところでございます。今の自民党の皆さんのやり方を見ておりますと、もちろんすべてがそうではないわけではありませぬけれども、例えば地方公聴会が終わらないと協議をしないなどというの、形を変えた牛歩じやないか、こういうふうな思ふ思ふの思ふでございまして。(発言する者あり)

どうか、そこで総理にお聞きをしたいと思ひます。もうこれまでの審議期間も考えますと、地方公聴会を終えた時点の一つの大きな決断をしなければいけない、このように思ふわけでございまして、総理のお考えを最後にお聞かせいただきたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 先ほど申し上げたことの繰り返しになるかもしれませんが、選挙制度というのは、また政治改革全体含めて考えてございまして、なかなか選挙制度はやはり民主主義の、議会主義の根幹のルールを定めるものでございまして、十分に御議論をいただかなければならぬと思ひますし、またお互いに汗を流して、私たちがしっかりと汗を流しているつもりでございますが、お互いにしっかりと汗を流してルールづくりが

きちんとでき上がっていくように、今おっしゃいましたように相当に審議も尽くされてきつたところというふうにも思っておりますし、ぜひここで区切りをつけていただいて、そして思い切ってお互いに内外の課題に取り組んでいけるような、そういう状況ができますように心から願っているところでございます。

○岡田委員 これで終わりたいと思いますが、先ほどの私の発言に対して、大島委員から場外発言がありました。私も、自民党の委員の先生方全体がそうであると言っているわけではございません。そういうつもりはありません。党内にも、自民党の中にも改革派として頑張っておられる先生方がおられる、そのことは私は重々承知の上で、お互い力を合わせて、それぞれの選挙区においてこの国会で政治改革を実現しようということを約束してきているはずでありますから、その国民に對する約束を果たすためにともに頑張っていきたい、そういう趣旨でありますので、ぜひ頑張っていきたいと思っております。

○石井委員長 次に、保岡興治君。
○保岡委員 まず、冒頭にお伺いをしたい点がございいます。
それは、今、細川総理もこの法案の成立に向けてのいろいろな決意を述べておられましたが、いよいよ審議も進んでまいりまして、お互い百年に一度とか言われる大変な革命を成就しなければならぬ大事なときを迎えている、そういうふうにも思っております。そういう意味で、お互いこの法案を政府・与党それから自民党と野党間でそれぞれ出して審議をしているわけですが、大切なものは、やはりその内容で一致点を見出さなければならぬ、そういうふうな見出しで、そして共同修正、こういうものを得て、そして与野党一致してこの革命をなしていくということが非常に大事なこの国会における姿だと思っております。

そういう意味でちょっとお伺いしたいのでございいますが、きのうの朝刊並びにきょうあたりの

テレビの放送によりまして、連立与党と総理と政治改革の関連法案の修正についていろいろお話し合いを持たれたということも承っておりますが、どのようなお話し合いをされたのか、それをまずお伺いさせていただきますと思っております。

○細川内閣総理大臣 とにかく長期間にわたって、もう五年以上になるわけですが、この政治改革の法案が論議をされてきたわけではございまして、何とかここで区切りをつけなければならぬ、先ほど申し上げたのとおりでございます。

そうした観点で、連立与党の中におきましても、各党首の方々と私とお会いをいたしまして、何とかその成立に向けて歩み寄れる点があるならば、先ほど申しましたように、議会主義の根幹のルールにかかわることではございませんから、ぜひひとつ話し合いをしていただければ幸いである、こういうことを申し上げて、その協議の場を設けていただくことになったわけではございまして、修正の幾つかの項目についてこれからその具体的なお話が始まるという、こういう段階になりました。双方とも最大限に努力をして何とかひとつ歩み寄りがなされれば、まとまる方向に進んでいけばというふうにも願っているところでございまして、そうした大きな方向でぜひ各党ともに、連立与党の中におきましても、各党ともにお運びをいただきたい、こういうふうにお願いを申し上げた次第でございます。

○保岡委員 今の総理のお考えというのはよくわかりましたが、この新聞報道によりまして、修正項目を五項目を対象にしたということが出ております。
その五項目というのはどういふものかというところ、総定数の配分、それから戸別訪問、小選挙区の政党要件、それから地方議員、首長の選挙の公営化など、それから公費助成、この五つだということではございませうけれども、実は、私は、こういうふうな修正項目を限定したことは一体どこに理由があるのか、これは今後この委員会で審議をしていく上で非常に重要な意味を持っていると思うんです。

すなわち、この委員会は、委員長も理事の各党の皆様も御案内のとおり、先ほど岡田委員のお話にはいろいろ異なる意見もありましたけれども、お互いに信頼し合ってやるべき審議を粛々と進めてきておる。それは先ほど私が申し上げた、この革命にも似た、今後の日本の運命を左右する大事なこの制度の成立について、みんな命がけで取り組んでいる。それは確かにいろいろ、岡田委員の言われるように、やはり政党についてもいろいろ歩んできた道、あるいは個人についてもまた政治生命にかかわる非常に重要な厳しい問題だけに、いろいろな意見があるのは当たり前であって、そういうものを乗り越えてやっていくためには、やはり相互に信頼を持って真剣にやっていくというところが非常に大事なところではないか、そういうふうなふうに思いますが、この委員会のそういう審議の推移というものを見たときに、今まだ途中、道半ばというところではございまして、率直に言って、それはなぜかといえども、これは総理も各党大臣も、国民の意見をよく聞いて審議をしていかなきゃならないというところを言っておられます。そしてまたとめるのも、実は、国会という場合は国民の声を代表して来ているんだと、総理も答弁でそう言っておられますし、また石田国務大臣は、国民から毎日ファクスが流れてきて、新聞で審議の状況を聞いたその内容が自分の手元に届く、そういうものをよく見ながら、国民に理解をしてみたら、そうして内容を取りまとめていくことが大事だということを言っておられるわけです。

そこが、我々そのために中央公聴会、地方公聴会という大事な、国民の意見を聞く機会というものをお互いセッティングしたばかりでございまして、そういう意味で、恐らく地方の皆様からは強い声が上がるとであろうと思われる政治資金の、無所属の地方の方々に對する企業献金が全く道を断たれて個人献金だけに限定されたこと、あるいは比例の

区域が都道府県であってほしい、身近な顔の見える選挙であってほしい、衆議院というのは本来そういう選挙じゃないかという強い意見、こういうものをこれからその地方公聴会や中央公聴会で聞いて、さらに、その点を踏まえてお互いが結論を見出していかなくやならぬ大事なときだと私は申し上げているのでございまして。

そういう意味で、地方にとって大事な、今申し上げたような項目がこの五項目から抜けておるわけですね。私は、そういうことを考えたときの国会の、これから大事な審議を控えた今、なぜこの五項目に限ったのか、そのことは非常に、お互い政党同士信頼し合ってやっていく上で重要な問題を持っていると思っております。

なぜこの五項目に限ったのか、それについて総理がおわかりでしたらお答えをいただきたいと思っております。

○細川内閣総理大臣 今、国民の多くの方々が期待をしておられることは、とにかく、もう五年間以上もこの政治改革の問題を審議してきた、国会の審議を見守ってきたが、一刻も早くこれに区切りをつけて、景気の問題、あるいは冷害でこのような状況になっている農業の問題、その他の問題に對してもっと積極的な対応というものをしたい、これが私は多くの国民の方々の恐らく御期待であろうと思っております。これは与野党ともに恐らくほとんどの方々がそのような認識を持っておられるのであろう、このように思っております。

したがって、私どもも硬直的な姿勢で、棒をのんだようなことでのこの法案に對するということではなくて、先ほどから申し上げておりますように、できる限り速やかに協議の場を設けて、柔軟に對応するような方途を講じるべきではないかということ、このたび協議の場を設けさせていただいたところでございまして。

五項目に絞っているというところでございまして、今までの長い御議論の中で主として浮かび上がってきているのがこの五項目ではないか。おつ

じやるように、それはまだまだあろうかと思ひます、二十一項目ですか、それは細かく言えばまだまだいろいろあろうかと思ひますが、しかし、主たる争点はこのようなものではないかということ、とりあえず五項目に絞らせていただいたわけ、別にこれにこだわるものではないと思ひます。

それ以外のものにつきましても、御議論がございませう。それ以外にひとつ御議論をさせていただいたから結構だと思つております。しかし、私どもとしては、とりあえず今までの争点の中から浮かび上がったもの、この程度のものであろうかということ、さしあたりこの点に絞らせていただいた、こういうことでございませう。

○保岡委員 よくわかりました。

五つに限定したような趣旨の報道がされておりましたので、これは非常に交渉が始まる前に問題だということで伺つたわけですが、総理が今の御答弁で前半に述べられた認識は我々も共有しているものでございませうし、また、棒をのんだようなことではない、これは主たる論点であつて、与野党の相違点が二十一項目あるかと思つて、これが、これすべてについて一つ一つその可否を検討していく、そういう場として与野党の交渉の場が持たれることを期待してよろしくございませう。もう一度お答えを願ひたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 今申し上げたとおりでございまして、さまざまな問題につきましても潤滑なひとつとつて御議論をいただければと願つております。

○保岡委員 そうへえ、むしろ与野党をそのまゝ通過をさせるというんじやなくて、修正の姿勢を幅広く可能性として示されたということは、私は今の総理の発言というのは大きな意味を持つていふと思ひます。ぜひ、お互いに信頼し合つて、修正項目を求める努力を必死でやり遂げてまいりたいと思ひます。次第でございませう。

実は、今同僚の野田理事から、もう一度、五項目に限定しないということを総理に確認してほし

いというのでございませう、もう一度御答弁をお願いいたします。

○細川内閣総理大臣 五項目に限らず、その他の重要な問題につきましても実りのある議論がなされて、そしていい方向にまともについていくことを願つております。

しかし、私どもとしては、その五項目が、先ほども申し上げましたように、今までの争点の中で浮かび上がつてきた主要なテーマである、このように認識をされているということを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○保岡委員 与野党としてはこの五項目が重要だとは思ひますが、我々からすれば、総定数というものは、先ほど鹿野議員がいろいろ我が党の提案者として答えておられましたとおり、総定数、それから小選挙区と比例区の数配分の問題、それから一票制、それから比例区の単位を都道府県にしたことなどは、小選挙区のメリットを生かすための、これは本当にこれからの日本の政治をどう決めていくかというところに重大に関連してくる、そういう理念を持って訴えておりますから、その辺は同じ問題として受けとめて、総理に、そこも含めて十分検討いただきなから結論を得るよう願ひをしておきたいと思ひます。

それから、次に質問を移します。私は、政治は結果責任であるという観点でとらえた場合に、戦後の政治を振り返つて今日を考えた場合、国際的地位の向上とか経済的發展というところなどから見ると、今までの日本の政治は非常に有効であつた、非常に機能してきたというふうに考えております。

戦後の日本が日米安全保障条約を基盤にして、日米関係を基軸にして成長と日本の繁栄を築いてきたこと、これはもうだれも否定できない。このことの背景には、やはり日本の政治が安定していったということ、そして各省庁の優秀な官僚の皆さんと国民とが、中選挙区で、ある意味では議員がいろいろ住民の要望、戦後の日本の復興に重要なこと、そういったことについて政府につないで

た、そういうことがきちつと機能してきたからだと思ふのでございませう。

しかし、私は、最近の国際情勢や日本のいろいろな問題を見たときに、政治改革に携はるようになって、そういった問題の解決をどうすべきかという観点から、改めて政治の持つ重みというものが自覚されると同時に、政治改革に対する意義というものを考えさせられてまいつております。

同僚議員として総理が二十年前に国政に参画されて、知事に転出された後、昨年新党を旗揚げされた、再び国会に戻つてこられ、まあこれは思ひがけずだと思ひますが、連立政権の総理になられた、国の命運を左右するお立場に立たれておられる、日本のあり方が常に問われる中で、あすの日本をどのように導いていくかとするのか。年内に成立を図ると約束された政治改革を通して新しい日本を創造する責任者、そういった総理の決意というか思ひ入れというか、そういったものを伺わせていただきたいと思います。

○細川内閣総理大臣 大変難しいお尋ねでございませう、幅の広いお話で、どういふ角度から申し上げたいのかちよつと戸惑ひを覚えますが、教育の問題、福祉の問題あるいは産業の振興、さまざまな課題が今山積をいたしておりますが、内にあつては、今申し上げたような問題も、まだまだほかにもございませう。また、外に向かつては国際社会の中でそれなりの責任を果たしていく、期待されている役割というものを担つていく、そういう役割というものがございませうし、それを果たしていくためには当面何としても我が国が抱えている構造的な改革、つまり政治改革であり、経済改革であり、あるいは行政の改革であり、そういったものをまづしっかりとやり遂げていくということが今我々に課せられている大きな役割ではないか、そのように思つていふところでございませう。

そのようなことをやり遂げることによって、なにかずくこの政治改革をやり遂げることによって

もろもろの内外の課題に的確に対応していける、国民から信頼をされる、またわかりやすい政治の状況というものがつくり上げていくことができるのではないかと、そのように考えております。

○保岡委員 いろいろ総理は今包括的に述べられました、とにかくさうも、ウルグアイ・ラウンドでの米の市場開放の問題を協議するためにジュネーブに畑農林水産大臣が行つておられますが、ガットの事務局長との会議で、いろいろ日本の農業に影響が懸念されないような内容になっているので国内を説得してほしいというふうなことで、強い米市場開放を求められておられます。

それに対して、政府は従来の姿勢を堅持して主張はしておられますが、場合によっては、ガット全体をまとめるためにこういう従来の考え方と違つた対応も迫られるかもしれないというふうなことを含みとして畑農大臣が言われたみたいないふ報道がされておりましたが、ウルグアイ・ラウンドのこの米市場開放に関連する畑農大臣の発言について、ちよつと総理の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 そのことは、私はまだ何も確認をいたしておりません。あるいは外務大臣が何か聞いておられるかもしれませんが、少なくとも今までの基本的な方針のもとで対応していくという方向には変わりはないというところだけは、はっきりと申し上げておきたいと思ひます。

○保岡委員 羽田外務大臣、いかがでございませうか。

○羽田外務大臣 確かに、先日サザランドさんが日本にいられたときに、あるいは一昨日でございませう、ケアンズ・グループの議長国をちょうど今オーストラリアがやつておられるわけですね、そういうことで日豪の閣僚委員会、この席で、やっぱり例外なき包括関税、これについて相当強く彼らは主張しておつたということです。ただ、私どももいたしましては、そのそれぞれの場所にあつて、国会の決議、こういったものをもとにしながら、我が国として、また食糧大輸入

国であるという立場、いろんなことを説明しながら、それに対して理解をしてほしいということ、そして、余り完全を求めるということは、これはむしろガットを壊してしまうよということを申し上げておきます。

しかし、御案内のとおり、各国ともやっぱりここまで来ますというんな難しい問題を抱えておるわけですね。だから、そういう問題の中で我々としても解決していくことが賢明な道であらうというふうに思っております。

○保岡委員 このように今我が国を取り巻く国際環境は、国内問題と非常に密接に関連して、待ったなしのいろいろ対応を次から次へ求められる、こういう問題などがたくさん出てきていると思っております。

この十一月に英国のサッチャー前首相がお見えになるんですが、サッチャー前首相がよく言われるんですが、氷は解け始めが一番危ない、警告をしておられますけれども、近年の世界の動向を見ると、もうまさに二十一世紀を目前として多難な時代を迎えていると言えらると思っております。冷戦後のこの世界全体の歴史的な転換期に、自民党単独政権にかわって責任ある改革を旗印に誕生した細川連立政権、この七〇%を超える国民の支持というものは、こういった厳しい国際環境の中で日本という国がいろいろ対応を迫られている問題について、やはり国民としては、きちっとした方針というものが明確になつて、国民もそれがよく理解されて進んでいくことを強く求めているのだらうと思つてます。また、高齢化時代を迎えて、成熟した、安定した経済社会、日本の国民も生活できるようになつておりますので、そういった本当に質の高い、これからは内外の問題に対するしっかりした理念を持った、しっかりした先見性に支えられた、そういった政策決断というものを、説明を求めて、決断を求めているんだらうと思つてます。

そういう意味で、総理が常々述べておられますように、経済改革あるいは行政改革あるいは政治改革、こういった問題について、私は、総理としては本当に強い使命感を自覚していただいて、そして高度の指導性、リーダーシップを発揮していただかないと、日本の国の政権を担当していくということとはかなわないと思つてます。そういう意味で、そういった責任ある変革を目指しておられる総理の政治の強力なリーダーシップということにどのようにつけてお答えをいただきたいと思います。

○細川内閣総理大臣 さまざまな課題に的確にまた機動的に対応してまいりますために、これも先ほど来申し上げていることの多少繰り返しになるかと思いますが、まずやはりこの政治改革を仕上げるということが、何よりも今、国民からも強く求められていることであるというふうな思っております。この内閣が成立いたしましたのも、まさに政治改革を最優先の課題としてやるべし、こういうことで御負託を受けてこの内閣が成立したと思つておりますし、国民も一日も早くこの政治改革ができて、仕上がつて、そして内外の課題に取り組んでほしいというのがほとんど国民の方々の強く願つておられるところであらう、このように思つておられるところでございます。したがって、自民党の方々におかれましては、野党の方々におかれましては、与党はもちろんでございしますが、何とかひとつこの限られた時間の中で、参議院での審議もございまして、大いに議論を尽くしていただくことは結構でございしますが、一刻も早くこの法案が成立をして、そして内外の課題に対応していくような状況ができれば、さらに、さらなる御協力をお願いを申し上げます。このように願つておられるところでございます。

○保岡委員 それでは、私は、非常に政治改革の究極の目的は何かということを感じさせられるものですから、こういう質問をしているわけでございしますが、私は、やはりこの日本の政治改革で今何が求められているかといえ、それは結局、強いリーダーシップと言つてもいいんですけれども、要するに先見性を持って、問題の本質的な解決を図る力を持つということだと思つたのです。そしてまた、全体を見通したビジョンと調整能力を持つということだと思つたのです。あるいは即時に対応できるスピードのある決断と実行というものが求められている、こういうものが不可欠な時代に入っているからこそ、政治改革でそういうものを求めるんだ。

中選挙区で我々がお互い国をつくってきたときは、いわゆる縦割りの行政というのに乗っかって、議員が行政にいかにか顔がきくかということ、地域やいろいろな人に答えを出す、そういうことを中心に日本の政治の、あるいは日本の国の繁栄に努力をしてきた。その中で我々はやはりいつの間にか、全体を見渡して総合調整して結論を出すという、そういった政策決断についていつい息ががちになつてきたんじゃないか。そういうことから、今、中選挙区の問題点の一番最大のネックというものは、役所というものが非常に優秀であつただけに、だからこそ専門的でかつ非常に堅実だということ、役所と、本当に優秀性というものの裏腹な、いわゆる総合調整とか先見性を持つてリスクを決断していくとか、そういうことが政治から失われてきつたんじゃないだろうか。

ところが、今、内外を取り巻く環境というのは、そういったリーダーシップ、総合調整力というものが絶対に必要な時代に入っている。だからこそ政治改革をしなければならぬ。有権者も国民も、そしてまた政治家も政党も、そういった役割を果たせるような政治をどうやって手にしていくかということがこの政治改革の究極の目的ではないかと思つてますが、いかがでございませうか。

○細川内閣総理大臣 おっしゃる通りに、この現行の中選挙区制のもとで、同士打ちによる、言うなればよく言われるような利益誘導型の政治というものの、どうしても陥りがちで、そのために本来の政策本位の選挙というものが行われてこなかった、また、ひいては政治というものが行われてこなかったというところに、日本の政治の大きな私には問題があつたというふうな認識をしております。だからこそ、ここで与野党ともにこの選挙制度を変えなければならぬということ、このような提案がなされているものと認識をしております。

政治が、おっしゃる通りに大きな方向づけというものを与える、そして役所が、各省庁がそれに対して肉づけをしていく、そういう姿というものができ上がつてくるということが、日本の政治にとつてやはり何よりも必要なことであらう、そしてそれが国民の待ち望む政治や行政の姿であらう、そのように思つております。

○保岡委員 我々は、中選挙区を本当に捨てて、さよならして新しい制度に移るということは、これは政党にとつても政治家にとつても非常に大変なことではございます。そういった意味で、これだけの革命をやる以上、しっかりと理念、政治改革の目的というものをしっかりと踏まえた制度の実現を期すというところで、お互いに真剣に、そこに何が落としどころとして一番大事かということ、それを求めていかなければならぬのだらうと思つてます。

そういった意味で、政府・連立与党案と我が自民党案ともに、今回の選挙制度案については小選挙区比例代表並立ということにはなつております。しかし、我々自由民主党の案は、要するに、民意の集約というものと民意の反映というものをどのように調和させるかということにおいて、一つしっかりと物の考え方によっております。それは、第八次選挙制度審議会の答申に沿つて今日まで我が党は来ております。この第八次審というものは、政府が諮問して答申を求めた、いわばそういった意味では、細川内閣もこれを引き継いでいかなければならぬ答申であらうと思つております。

そういった意味で、その第八次審にははっきり、やはり小選挙区を主として、基本として、比

例区というのは従って考えていかなければならないという趣旨が明快に出ているわけですね。その点について総理大臣はどのようにお考えでしょうか。

○細川内閣総理大臣 八次審で、おっしゃったような方向が出されたわけですが、その後海部内閣での政府提案におきましてそれが廃案になり、また、その後各党からさまざまな案が出てまいりました。あるいはまた民間臨調などからも違った案が出てきたわけですが、そうしたさまざまな経過を踏まえて、論議の中で、今回政府案として出させていたものが並立制の小選挙区と比例代表半分ずつということになりますが、その辺が今までの御議論を踏まえるに妥当な落としどころではないか、そういう考え方に立ちまして、今回の法案を出させていたというところでございます。

おっしゃる通りに、小選挙区が民意の集約である、その方が多い方がいだろうという考えもあるかと思いますが、しかし今度のカナダの選挙などを見ても、やはり大きくこれが振れ過ぎてしまったような問題もございましょうし、またイギリスあたりも、この小選挙区の制度が始まった当初の話を聞きますと、やはりしよつちゅうそれが振れ過ぎてさまざまな問題があったということも、私は承知をいたしております。

そうしたことを考えますと、やはりこれが両方で、比例制とともに相補う形でこの選挙制度というものが構成をされるということが、安定した、また一方で民意の集約、政権の選択の意思あるいはリーダーシップといったようなことにもつながる、その両方の兼ね合いというものを考えたときに、それが現時点で考えられる最も妥当なものではないか、そういうことで政府案として出させていたのだというところでございまして、ぜひひとつその点について御理解をいただきたい、このように思っております。

○保岡委員 総理は、八次審や民間政治臨調と言

われましたが、いずれもこれは三百を基礎に小選挙区を考えていて、一貫してそこに流れている、この政治改革に一つの理想を見出しておられる、その姿勢がそこにあられていくわけですね。

で、これは、八次審にははつきりと小選挙区制にも長所も欠点もあるということで書かれておりまして、比例制にも同じような長所と欠点があるということが書いてあります。そして、現在の我が国の内外の情勢の中で、時代の変化に即応するような政治が行われるためには、やはり民意の正確な反映と同時に、民意の集約、政治における意思決定と責任の帰属の明確化が必要である。また、活力ある健全な議会制民主主義の政治のためには、政権交代により政治に緊張感が保たれることが必要である。このような要請を満たす上で、小選挙区と比例制とで比較するとき、小選挙区制がこれらの要請によりよく適合するものと認められる。

明らかに、総理が先ほどから、最高責任者としてこの内外のいろいろな難しい問題に必要とされるリーダーシップを実現していくために、まさにそういうことを願って、政治改革の究極の目標として小選挙区を中心とする民意の集約ということに日本の新しい政治の姿を求めていくということとは、これは決して二で割るような、その後の議論で妥協なところと落とすとか、あるいは林と竹があるが眺めがいいとか、あるいは佐藤大臣が折衷案であると言われたでしょうか、違いますか、どなたかがそう言われたと思うのです。そういうような簡単なものではないという認識が、まずこの審議をしていく上で大事だし、これから修正を協議していく上でも大事なことで、私には思えるんです。このことは本当に本質的な問題になるだけに、少しでもよくとやってまいりましたけれども、この審議会としては、もう明らかに小選挙区を基本、だから三百と二百だったのですよ。理屈なしにそうしたわけじゃないのです。そういう意味で、私は、この小選挙区制と比例制の特色は、じゃ、どこにあるのかというところ、こ

れは明らかに小選挙区制というのは単独政権というのですか、一つの大きな政党が政権を基軸となつて担う、まあ単独政権、それから比例の方は必ず連立政権になるということだと思ふのです。そうすると、この連立の要素と単独政権の要素とをどう組み合わせる日本の将来の政治をつくって、そこに政治決断をしていくかということ、今までの日本の政治をどう変えるかということとか、時代の要請に日本の政治がどのような政治がふさわしいかという非常に大事な問題を含んでいると私は思えるんです。

そういう意味で、私はやはり日本にも連立政権、過去片山内閣の時代の連立政権や、まあ新自由クラブとの連立は余り大きな連立じゃありませんでしたが、片山時代は、片山内閣のときは非常にいろいろな議論が出てなかなか結論が出ない、そして結論を出せば中途半端になる、意見が合わずについて内閣は崩れるというような運命になった。私は、連立政権というものはそういう要素をはらんでいると思うのです。私はだから、本当にこんなことを言ったら失礼かもしれませんが、連立八党の政治改革についてのこの定数配分の問題にしたところで、連立を組んでその後各党で協議をしたところであつたりとフィフティ・フィフティに決まってしまうと、どういう力学が働いたかは、まあいろいろ言われていますから私は申し上げませんけれども、そういうふうな中途半端になつてしまふ、妥協的になる。したがって、本質から外れた結論になりやすい。このことは日本の命運というものを、日本の歴史というものを二十一世紀に進めていく上で、本当に大事に考えなければならぬ大変な問題だと私は思うのです。

そういう意味で、私は、総理に今私が申し上げたことについての感想を伺わせていただきたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 これも繰り返してまことに恐縮でございますが、理屈としては、それはいろいろあることが言えるのだらうと思ひます。

しかし、やはりこれは理屈の問題だけではなくて、政治的な今までの経緯というものも十分に踏まえて問題の処理をしていかないと、なかなか解決できないテーマであらう。それぞれの議員の身分にかかわることでございますし、そう簡単に理屈だけでいく話ではないのではないかと。今までの、もちろん審議会のそうした合理的な御議論、科学的な御議論というものも、理屈というものも踏まえたが、しかし、この国会におけるそれぞれ各党の御議論というものも踏まえて一つの方向を導き出していくというのが大事なことであつて、その結果として出てきたのが二百五十と二百五十という、数について言えばそういうことであるということでございますから、その辺の経緯の重要性ということもぜひ御認識をいただきたい、このように考えるわけでございます。

○保岡委員 まさにそのとおりだろうと思ふのです。連立政権としては、それが重要だったのですよ、そういう妥協をすることが、私は、その辺に国の命運が本質から外れる危険性を感じます。ですから、やはり連立政権というものはそういう問題をやらねばならないことを私たちがはっきり認識しなきゃならないし、そのことは、別に細川政権を批判するつもりで申し上げているのじゃなくて、私としては、本当にこの定数配分というものは、与党の修正項目の一つにも数えられておりますからその点は非常にいいと思うのですけれども、私は、やはり三百に限りなく、でたら三百におさめるのがこの政治改革の究極の目的という、一番根幹なところですよ。一番根幹なところ、これからの日本の政治を決めていく、三百、この三百というものを非常に大事に考えていくということが本当に求められておると思ふのです。総理、いかがでございましょう。

○細川内閣総理大臣 それについては少し見解を異にしてありますが、とにかくそうした問題につきましては、その協議の場が設けられたわけでございますから、その協議の場におきまして、十分実りのある御議論がなされることを願つておるところ

でございます。

○保岡委員 要するに、私は三百になればいいと思いますが、しかしこの点について妥協の線がどこに出るかはわかりません、妥協ができるかどうかも含めて。しかし、何とか妥協しなければ、この点で妥協しなければ先に進めない根幹です。そういう意味では、本当にどこに落とすかというときには、やはりこの理念に基づいて落とすという意識がお互いにならないとこれだけの決断はできない、私はそう最後に申し上げたいと思うのでございませう。

そこで、私は、この問題については非常に重要な問題ですから、甚だ恐縮ですがけれども、この連立与党のそれぞれ構成に入っておられます各政党の党首の閣僚の皆様方に、あるいは山花大臣、社会党は山花大臣で結構でございますので、それぞれこの総定数三百と、政治改革の私が申し上げている究極の理念、目標というものの関係について、また、修正の可能性についての見解があれば述べていただければと思います。

○山花国務大臣 今のお話を注意深く伺っておりますが、党首という立場ではございせんけれども、個人的な見解も含めて若干お話しさせていただきます。

お話を伺って、やはり考え方が少し違うのかなと思いましたが、一つは、理念ということで自民党案が正しいと主張されておりましたが、先生のお話はいわば出口論といえますか、将来のあるべき政治形態というものをイメージしてそこに選挙制度、技術を持って進んでいく、いわば入り口論ではなくて出口論的なお考えではないかと思ひます。

第二番目。同時に、新しい今回の選挙制度の問題について、妥協ということについて、私は妥協という以上これまでの議論を踏まえたベストの案だと思っておりますが、でも、例えば今この国が選挙制度改革を行おうとしても、やはり一番参考にするのはドイツの併用制ではないでしょうか。この問題について、スタートのときをこら

んになつていただければ、やはりそれぞれの占領地区によって小選挙区、比例が全く対立しておつたものについて、併用という知恵を出して今日まで定着しているわけでありまして、したがって、その妥協がだめだということでは私はないと思ひます。

今日求められている政治改革をどうつくって、積極的に新しい政治の風土というものを、とりわけ国民の皆さんの関心の強い腐敗防止、金のかからない選挙システムをつくらせていく、こうした方向での制度に対して積極的にそれぞれの党がどう取り組んでいくかという、まあ入り口論からというのには正確じゃないかもしれないけれども、そこから私は考えるぐらい、大変大事な局面を迎えているのではなからうかと思ひます。

結論としては、三百、二百の問題については、そうした流れの中で政府側としてはこれまでの議論を踏まえて提案させていただいたわけでありまして、提案者としては、これでぜひ御理解をいただきたい、こういう立場でございます。

○保岡委員 それぞれお答えいただきたいと思ひます。今山花大臣の考え方、これはまた率直なお話で、恐らく山花大臣は比例制を理想としておられるという御見解だと思ひます。併用制というのはまさに比例制でございます。ですから、私は、それは先ほど申し上げたように、八次審も大方も、今の日本の制度を、いろんな問題を解決する政府の型としては不適切だと考えているのだからと思ひます。

まず、あと伺つて……。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。八次審における三百の考え方、その理念的なことを保岡先生お触れになったわけでございますが、今までの経過も保岡先生御存じでございますから、三百、二百、三百、百七十一、二百五十、二百五十、いろいろな議論があつたことは御承知のとおりでございます。

ただ、今度の政治改革の基本的な問題を考えるときに、私はやはり日本の政治の最大の欠陥は、

政権交代が行われなかった、ここにあると思うわけでございます。そういう政権交代可能なそういう選挙制度をつくるためには、今いわれる並立制の議論が行われておるわけでございます。

ただ、この三百、二百にするか、二百五十、二百五十にするか、あるいは三百、百七十一というふうにするか、これはいろいろな議論があるところでございますが、少なくともこの政権交代が行われる将来の二大勢力志向といひますか、そういった問題を考へてみましたときに、自民党が御提言になつていらつしやる三百、百七十一のこの考へというのには、いわゆる強力な政治的ナリ―ターシップを発揮できる体制をお考へになつていらつしやるのだからというふうにお考へてございませう。そういう意味におきまして、確かにそういうような体制ができれば、より強い政府が起き上がるというふうに存じます。

しかしながら、日本の現在の政治状況を考へてみますと、やはり日本人の多様な思考の結果としてましていわれる八党派があるわけでございます。そして、そういうような民意の反映というものが、これは決して軽視できない問題ではないかと思ひます。そういった意味で、私も今主張いたしております二百五十、二百五十の数の考え方というのは、緩やかな二大勢力志向というふうなことが現在の日本の政治風土にふさわしいのではないかと、そのように考へて御提案を申し上げているところでございませう。

我が党内でもいろいろ議論がございましたけれども、今申し上げましたやはりこの民意の反映も第一、現在の日本の政治状況も十分考へなければならぬという結論の中からそうなつたことを御理解をいただきたいと存ずる次第でございます。

○保岡委員 石田大臣は、八党派という多様な国民の意思を反映して、この法案の一番基軸のところが決まつたんだ、こういうお話だと思ひます。私は、それは中選挙区、まあ参議院の会派も入っておりますが、衆議院で中選挙区をとつてくるところからする民意の集約のされ方が、今の

八党派の基礎にあると思うのです。

ところが、今度の与党の提案での比例というのは、二百五十というすさまじい大きな、小選挙区分とファイブティール・ファイブティールの比例を含んでますから、三三阻止条項、これは問題だと我々指摘していますけれども、これを仮にそのまま適用して八人以上の会派というものができるわけですから、そうすると、二百五十の中には、恐らく参議院の五十という比例の中に見られるあの多党化現象がもつとすさまじい形であられる可能性がある。それは確かに衆議院の中選挙区をベースにしたものから移行していきまますから、初めのうちはどうかわかりません。あるいは、初めのうちから珍らしいからいろいろ政党が出てくるかもしれない。そういうことを考へると、この二百五十、二百五十という案というものは、私はかなり小党が出てきて、小党が介在する政体というものになる可能性が十分あるように思ひてならないのです。

このことは、小選挙区という部分で民意の集約という力が働きますから、今の政党というものもだんだん取れんされていくという力学を考へていろいろ総理も発言されているし、皆さんも発言されておられる。私は、そういう民意の集約というものが小選挙区の部分で比例の部分についても影響を与えていくということを考へれば、やはり今度の制度は、衆議院の制度は、小選挙区を基本とするというところが非常に大事なポイントじゃないかというふうにお考へてございませう。

自分の意見ばかり言つていてもいけませんので、ほかの皆さんのお考へを聞かせてください。○大内国務大臣 保岡委員先ほど御指摘のように、日本は非常に内外で重要問題が山積しております。これを処理するためには強力なリーダーシップが必要である。政治改革も、そういう意味で総合調整力とかあるいは先見性、ビジョン、決断、実行力というものが大事であるとすれば、やはり小選挙区というものにウェイトを置いた制度の方がベターではないか、こういう御指摘ござい

います。私は、そのリーダーシップの確立という点は大賛成であります。また、政治改革の先生、三つの整理も、非常にいい整理だと思っております。

ただ、私は保岡委員と幾らかあるいは意見が違いますが、強力的なリーダーシップや政治体制をつくるというのは、選挙制度だけでつくるとはなくて、根本は国民の意思によってつくると、それを尊重するということが、私は政治改革の原点ではないか。ですから、先ほど総理がカナダやイギリスの例を出しながら、その民意の集約度の高いというこの選挙制度が場合によっていろいろな意味での弊害も生み出しているという趣旨のお話がございます。例えば自民党案のように三百、百七十一という形で小選挙区と比例制を分けていきますと、あの当時のいろいろなシミュレーションでも明らかのように、非常に少ない得票で非常に過大な議席を得てしまう。そのおれというものが実は民意というものを圧殺していく。そこに一つの私は問題があったのではないかと思うのであります。

ですから、確かに御指摘のように、小選挙区の比率が多ければ民意の集約度は高いとは思っております。しかし、比例の部分においても民意の集約というものは十分に行われるわけでございまして、私は、政府が出している二百五十対二百五十というのは、これはバランス感覚の問題だと思っております。相当考へに考えたあげくであるし、また、今までの議論を経たものである。というのは、やはり政治にとって一番大事なのは、政治は公衆とともに歩まなければならない。私はいつもそういう確信に立っている。あるいは何かを考へておりますが、今の政府案においても十分に民意の集約はできる、私はそう思っております。

しかし、にもかかわりませず、保岡委員のような御指摘もございまして、私は一貫して、この種の問題は与野党の合意が得られる案をつくるべきである、こう言っておるわけでございまして、それに固執する意味ではございません。

○武村国務大臣 私も五年ほど、この議論に参加をしてきましたが、率直に言つて、選挙制度、本当にこの制度なら百点満点と言えるものはありません。結局相対的な選択になります。そこへお互い党利党略が入ってまいります。そのことが議論をややこしくしておりますが、お互い党利だとは言えませんが、哲学だと、我が方は一緒だ、こうおっしゃいますが、私は必ずしもそうは思いません。

確かに自民党は、海部政権のときから並立制であいう形でまとまって、その後単純小選挙区制に戻つて、また並立制、この前後で終始をされていくわけでありますが、社会党さんは、あるいは公明党もそうかもしれませんが、本来から比例制を基本にする考え方であります。併用制になり運用制になり、そして清水の舞台から飛びおりるつもりでこの並立制に参画をいただいているところでございます。かなり妥協に妥協、苦渋の妥協の道を歩んでいただいていると、こういうふうに私は全体を見て認識をいたします。

そういう中で、二百五十、二百五十はバランスとか折衷案だとか大野伴陸方式というふうな表現もありますが、ロシアは二百二十五、二百二十五の、全く政府案と同じフイフティー・フイフティーの選挙制度で、今回初めて、十二月十二日、総選挙を行うようであります。大体、ずっと見てまいりますと、ハンガリーやブルガリアも並立制でございますが、この辺は比例の方が六割ぐらいです。比例の方のウェートの高い並立制の国もございまして、過般のカンボジアのPKO協力による総選挙は比例制でございました。発展途上国は意外と、全部調査ができておりませんが、私も、点々と知った限りでは比例制の国が多いし、ヨーロッパは比例の国が圧倒的に多いという状況も考えます。やはり比例というの、自民党の皆さんには余り賛同がないわけだけれども、一つの大きな流れであり、哲学だ。そういう中で、今回、五年の真剣な議論の末、私どもとしては二百五十、二百五十の、ちょうど

民意の反映と集約という二つの特色を持った選挙システムを折半する、こういう提案をいたしているところでございます。これは立派な案であると思っております。

○江田国務大臣 連立与野の各党首から御答弁がありました。私も基本的に同じ考えでございます。

○保岡委員 先ほど、先見性であるとか、あるいは将来のビジョン、総合調整能力、いろいろ重要な点を御指摘になりました。私もその点は同じ考えです。ただし、それじゃその将来のビジョンとか先見性とかの中身となりますと、これはまたいろいろな意見が出てきますよ。

そこで、そういういろいろな本質論を総合調整していく能力というのが非常に大切だということになるのかと思ひますが、連立内閣というものは、そういう本質論の議論じゃなくて何か変な妥協で結論が出てしまふ、そういうおそれがあるということをおっしゃられました。そういう心配も一つあるかもしれませんが、必ずしもそれだけじゃない。やはりいろいろな本質論が大きく調整されるという、そういう機能を連立内閣というのは持つわけでありまして、この点もひとつお忘れいただかないようにしていただきたいと思います。

それをこの選挙制度改革ということで見ますと、第八次選挙制度審議会で一定の方向が出された、これは非常に重要な問題提起です。しかし、従来の自民党内閣のときにもその答申そのままを法案として出したわけじゃありません。やはりそこにはいろいろなその他の要素を加えてお出しなつて、しかしそれがいずれも実現できなかったわけ、今回、国会の中の勢力比が大きく変わったことによつて、これまでとは違つた政権が生まれ、そして今までのやり方ではない新たな調整能力の発揮で今回の二百五十、二百五十というものが出てきたわけでありまして、そして、私は大きく見ますと、全体が並立制ということで意見が大きくこうまとまってきた、この国会の総合調整能力というのは相当程度にまで今進んできてい

る、あともうちょっとだという感じで見えております。

○羽田国務大臣 今保岡委員の方からお話があったわけでありまして、私も私にいたしまして、長いことこの議論をしてまいりまして、日本の国の規模ですね、それから、国際的にも果たしている役割ですとか、あるいは、日本が今後後五十年五十年ぐらゐを迎えようとするときに大きな変革をしなければならぬ、そのときに二つの考え方、鏡のように反映するものと、もう一つは集約する、私は集約する方をとる方がいいのではないかと議論を実は進めておつた人間であります。ただ、先ほど来皆さんからお話がありましたように、ほかの政党の場合にはむしろ比例というものをとっておられた。それが併用では、そしてこの間のときには運用まで来られておるといふ中で、今度並立を容認されたといふことは、私は、本当にお互いに話し合う中に、よくここまで進んできたなあというふうに思っております。

そして、多党化というお話もあつたわけですが、私も、それを防ぐために三割というその条項というのを取り入れておるといふことを考えたときに、私は、でき得ればそこあたりでおさめることがよろしいのじゃないかなというふうに思ひます。

しかし、先ほど総理からもお話がありましたように、大きな課題として、この比例と小選挙区と、数の配分の問題、これも一つのやはり大きな柱であるという御指摘があつたわけでありまして、これから本当に、今までの議論をもとにしながらかつ合つていただくことが大事なのかなというふうに思っております。

○保岡委員 非常に大きな本質的な問題だけに、いろいろ時間もかけてお話を伺ひましたが、私は、今武村大臣が言われたように、党利党略を後ろに持って、建前でいろいろ言つて調整をしているというふうな御趣旨の発言がありました。これは、絶対そういうことはあつてはならない、政治というものは、それは、確かに現実としてそうい

う力が働くのは否定はしませんが、しかし、そういうものを排除して、いかに理念に沿って結論を出すか、本質に沿って結論を出すかという点にお互い苦労があるのであって、そのため私はこれだけ時間を費やしてこのことをお話しして、訴えていることを御理解いただきたいと思ふのです。

それからまた、大内大臣からは、民意の集約がこの制度でもできるというお話がございました。私は確かに、全くできないと言っているのじやなくて、それ相応の民意の集約もできるが、どちらに重点を置くか、ウエイトを置くかということ、日本の将来を考えると大事な問題じやないかと思つて、フィフティ・フィフティという物の考え方立つ、そういう考え方との対比をしてゐるわけでございます。

それに、江田大臣からは、大きな本質論もあつて、相談しているうちに一つの本質が見出されていく、そういうことを言われました。私は、そういうものもあると思ひます。ですから、多様な社会ですから、多様な価値観があるのだから当然なことなのです。しかし、それをどういう形で集約していくかというその方法論の問題なのです。

私は、その方法論としては、やはり二つの大きな政党がわかりやすいいろいろな利害を調整して、そして一つの最大公約数として責任を持つてこれでやりますという形で示すことの方が、はつきり言つて選挙民にも明らかにその民意の集約の形がデイスクローズされるし、また国会でも議論するときには、そういう議論が、二つのわかりやすい立場に分かれて議論することによって非常に国民からわかりやすく、はつきり本質が浮かび上がってくる、そういう透明度ですね、これは今度の政治改革のもう一つの究極の目標として据えておかなきゃならぬ大事な論点だと思ふのです。

そういった意味で、私は、やはり民意の集約というものに競争原理が働くと言つてもいいでしょう。

う。民意の集約に競争原理が働くということは、皆さんは連立のまま次の選挙をやるとすれば、恐らく小選挙区の部分では選挙協力とかそういう選挙での何か同じ方向を見出すような工夫をするということになると思ひますが、これは小選挙区があるからそういう力が働くのであって、やはりそういう意味で競争原理というものが、民意の集約というところではいろいろなところで働いていくわけですね。総合調整能力が高められていくのです、いろいろな段階で。そして、はつきり透明度が明らかにされるのです。私はそのことの特色を、今度フィフティ・フィフティでやるよりは、やはり小選挙区を基本に据えるところに求めたいのでございます。そういったことでございますので、よろしくお願ひします。

また、羽田大臣からは、自分小選挙区を基本とする考え方がいふと思ふというお話がございました。私は、恐らく羽田大臣と同じような考え方はないかと思ひます。

そこで、私は長々と言つてまいりましたけれども、自由民主党、我が党の案はそういう理念、哲学というものが基礎にあつて、そして小選挙区というものの機能がより発揮できるように考えるという点において一貫しております。それは一票制において、これが二票制になりますと政権選択が不明確になるし、小選挙区で求めた政権選択という一つの大きな要素というものが相殺されてしまふということになりますから、一票制は我々の当然の帰結であります。

そしてまた、都道府県単位ということでございますけれども、これもまた私は、比例というものを考えた場合に、余りにも二百五十では多党化するという懸念を非常に強く持っています。総理は、三つか五つの政権政党ということに収れんされていくだろうと言われておりますが、私は、そういう考え方は安易じやないかと、この二百五十の比例について感じております。

そういうことからいふと、やはり当然顔の見え、衆議院というのは地域性というものを非常に大事にする選挙で、だからこそ地方で都道府県単位の選挙にしてほしいということ強く求める声が起つてくるのです。これは、鹿児島の場合だと、今九ある議席が一気に小選挙区では、政府案でいきますと四になります。我が党案でいきますと、これは七つにとどまります。そういったことは地方にとっては非常に大事なことで、衆議院といふのは地域性を基礎にして選挙をやるといふ特質を持っています、私はそういうふう信じております。

そのことは、やはり地域のいろいろな問題に触れる、そういうことを地域が国政に反映させるために、やはり地元の見えという代議制といふものを衆議院は基本にすべきである、そういうふうに思ひます。重複立候補といふものの考え方、あるいは小選挙区といふものを都道府県単位で割り振つたこと、それから小選挙区の数も都道府県単位で一与えて区割りをしたという、県単位で小選挙区がすべて基礎づけられていることを考えたときに、県単位で民意の反映という意味での死に票の補充を考へることが、論理的に筋が通つてゐる。

そのように私は、自民党の案は三百と百七十一という一つの大きな基本理念を中心にして一貫して主張しているという意味で、今度の政府・与党との修正でも、ぜひ修正項目の中に入れて十分検討しなければならぬし、また、このことについては非常にわかりやすい選挙だという意味で参議院との補充ということがあつて、我が国は二院制で参議院がありますから、そちらの方で民意の反映といふものを機能させるように考へていくといふことを考へなければならぬといふことは、同僚の議員からいろいろな指摘をしたところでございしますが、そういう場合に、例えば同日選挙があつたりしますと、私は、我が党案の場合一票で記号式で、しかも顔が見える、今の参議院選挙とは明らかに姿、形が違いますから、非常に明確にその選挙といふものが区別できるという利点がありますが、今の与党案では、総理大臣初め各関係の

皆様の話を聞いておると、いろいろな衆議院の比例と小選挙区の組み合わせや数あるいは重複立候補の制度など、違ふ制度だから補充できるというふうな言い方をされているわけなんです。これは私は総理にお答えを願ひたいと思ふのですが、どうして衆議院の今の政府案といふものに対して参議院が補充になるのか、確かに違ふ仕組みにはなっているけれども、補充する仕組みとして機能するような形での整合性があるのか、その点については参議院は参議院で整合性があるように考へてくれ、実は整合性のない形になっているんだということを言われるのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 参議院は、今日も二院の府としてそれなりの役割を果たしているというふうには私は認識をしておりますが、しかし、今後、さらにチェック・アンド・バランスの機能が求められている、あるいは良識の府としての機能を国民の多くの方々が期待をしておられる。そういうふうなことを考へますと、この衆議院の制度についての改革がなされて、できる限り早く、参議院につきましてもその改革についての議論が煮詰まつていくことを願ひしている、こう申し上げてきているところでございます。そのためにぜひ、少しでも早くこの衆議院の制度の問題に決着をつけていただきたい、このように願ひしているわけでございます。

○保岡委員 私は、選挙制度といふのは本当にわかりやすくつくるといふことが非常に大事なんじゃないか、そういう点で我が党案は非常にすぐれた案だと思ふんです。参議院との比較においても、その特色がしっかりと出ている案だと思ひます。しかし、これが今のような形で、参議院を後でやってくれというふうなことでありますと、これは参議院に送つてから、参議院の方々の、この法案についての審議が非常に難しくなるということをお心配します。ですから、やはり参議院は後でやれというのではなくて、やはりこの法案を共同修正をして、衆議院を上げて参議院に送る

ときは、参議院との補完関係についても十分配慮したそれなりの結論を持って臨まなければならないということだと思いますが、総理、いかがでしょうか。

○細川内閣総理大臣 おっしゃることはよくわかりますが、また、そのような形で今まで参議院についてもあわせて議論が行われてきておつたならば、それは大変結構なことだと思いますが、残念ながら、今までの経緯は衆議院の改革についての議論が先行してまいりました。まだ参議院についての議論が十分に煮詰まっているというふうには思っておりませんし、ぜひそうした意味でも、参議院についての議論が早急になされることを願っている。このように考えているわけでございます。

○保岡委員 それから、私は比例区、全国単位にしてありますけれども、総理、よく地方分権のことを言われまして、広域市町村圏とか道州制とかいうことについて非常に御関心があると思うのです。

私は、広域市町村圏にしても道州制にしても、一気に制度化するというのは非常に無理がある。しかし、それについてはいろいろな分野分野で広域の区画のとおり方が違ってくると思うのです。ですから、ある一つの、欧州の共同体ではありませんけれども、目標を定めて、それに向かっていろいろな分野分野で広域というものを具体化していくことによって、その積み上げとして、あるいはその整理として道州制というものは広域市町村圏というものの意味、新しい行政区画というものの意味もでき上がってくると思うのです。そういう意味で、私は二つお尋ねしたいと思えます。

一つは、広域市町村圏の数は三百六十ぐらいあるのでしょうか、それからいくと、将来そういったことが小選挙区というものの数との連動ということでも非常に重要な問題ではないかということ。それとも一つは、道州制というものを考えた場合には、我々は都道府県単位ということでは考えますけれども、道州制ということ考えた場合

に、その政治的ないろいろなニーズを集約していく意味での代表という、そういう考え方というものは、これは私がとるという意味ではありませんが、そういう考え方というもののについての御所見、この二点をお伺いしたいと思います。

○細川内閣総理大臣 恐縮ですが、その初めの点は何でしたか。(保岡委員)「広域市町村圏の数と小選挙区の数」と呼ぶわかりました。

広域市町村圏というのか、基礎的な自治体のサイズがどのくらいであるべきであるか、これは行革審などでもさんざん御議論があつてきたところでございます。今確かに、おっしゃったように、広域市町村圏というもののについては三百六十幾つかだったかと思いますが、そのような数になつております。しかし、それが果たして本当にこれからの基礎的な自治体のあり方として望ましい姿であるかどうかということについては、まだまだ議論が尽くされていなくて、これから大いにその辺については議論をしていくべき大きなテーマであろう。地方制度の全般の問題などの絡みの中でも、もう少し整理をしていかなければならない課題だろうと思つております。

ただ、そのことが直接に選挙制度とどのように結びついていくのか、あるいは結びついて考えていくべきであるのかどうかといったようなことについては、これはなかなか難しい判断を要するところであろう。それがうまくマッチするならばそれにこしたことはないと思つておりますが、しかし、それぞれの行政区画というものは今までの長い歴史もございまして、なかなか簡単にそのような形で選挙区の区割りというものが基礎的な自治体と適合するののかどうかということについては、私は、なかなかこれは簡単にはいかない難しい問題ではないかというふうに理解をしているところでございます。

それから、道州制の問題につきましては、私はなかなか、これはもう全く私見でございますが、今の都道府県制度というものがこれだけ定着をしてくれている中で、それほど簡単にこの広域的なサ

イズというものが果たして行政的にできるのかどうか、またそれがいいのかどうかということについて、さてどんなものだろうか、なかなか克服しなればならない課題が多いのではないかなというのが私の認識でございます。この点につきまして、選挙制度の問題と、一概に、端的に絡めて考えていくことの可否につきまして、なかなかこれは難しいテーマだという理解でございます。

○保岡委員 それでは、最後に企業献金についてちょっと伺つておきたいと思つています。

私は、いろいろな集金などに参りまして、ここで個人献金をされている方がいたら手を挙げてくださいと言つて聞いてみるのですが、ほとんど個人献金をしているという手を挙げる人はいません。私は、これは本当にどういう実態になつていのか、これは自治大臣、個人献金が政治資金の収支報告でどういう割合になつていのか、わかつていたら教えていただきたいと思つています。

○佐藤内閣総理大臣 今の保岡委員の御質問は、すぐ数字が出てくるのは大分、膨大な量があるものから、ちょっと政府委員に答弁させます。数字は出ております。

○保岡委員 いやあ時間が無いから、大体わかっているから。大体一、二、三、中央選挙管というのですかね、自治大臣所管の。それから地方に行きますと大体四〇％余りということなんです。それで、中央選挙管の場合一割ちょっとというものは、これは大変なこと、これを一気に政治家個人については個人献金だけにシフトするというのは、いかにも何でもドラストチック過ぎて大変なんじゃないかということ、これをまず申し上げたいと思つし、それから、地方の方の個人献金が四割余り、ちよつと多いかなという印象を受けると思うのですが、実はこれは社長が、あるいは役員が企業献金している例がほとんどだ。いわば実質的には企業献金です。

ですから、そういう意味で、私は、なぜ献金

さないのかなということなんです。やはり会社というものも団体というものも、これは立派な社会的存在ですから、当然日本の社会がどうあるべきか、政治がそのために何をしてくれるかということについて、やはり積極的に参画していくということは、これは許されていることだと思つてます。それは株主が当然コントロールするということになるし、定款の範囲という法的制約はつきますけれども、それでも私は、当然その会社の存立する社会の政治のありよう、社会のありようを参画していく自由がある、このことを否定するような国は、本当の民主主義の国じゃないと思つてます。そうすると、政治的自由というものの裏腹で、政治献金は当然自由なんです。ですから私は、企業献金禁止というのは、民主主義の根幹を揺るがすおかしな否定の仕方ではないだろうかということを思つています。

たまたま、企業献金というのは何か個人と結びついて今いろいろ問題を起しておりますけれども、しかし一般の企業献金というものは健全に機能していると考えて、それがほとんど日本の献金の実態だと考えざるを得ないんじゃないでしょうか。

私は、そういう意味で、もしこれから個人献金にシフトして、いろいろ個人献金を受けるとすると、個人献金の方が何か、小さなものをたくさん集めるならいいのです。しかし、これはなかなか今の政治資金を賄うに足るような資金には直ちになりようがない。そういうことを考えると、ある程度お願いをして個人献金を集めるということになります。これはもう何か目的があるんじゃないかというふうな色がつくことは明らかで、個人献金の方がむしろ危ないと言つてもいいぐらいなんです。私は、もし個人献金にそういう問題が、今度は逆に、企業献金が禁止されて、実質企業献金なんだけれども個人献金に形を変えてきた場合には、不祥事が起したら、今度は個人献金を全部禁止するんじゃないか。そんなことはできません。

私は、あつものに懲りてなますを吹くたぐいとか、過ぎたるは及ばざるがごとしということがありますが、まさにこの企業献金の取り扱いは、本当にこれは与野党の接点として最もよく検討しなければならぬ大問題だと思ふ。ある意味で民主主義の否定につながるかねない大問題なんだということを私は強く言いたい。そのことは、やはり日本という政治の中でも原理原則というものはきちっと守ることがしつかりしてないと、かえって規制を強めることによってお金は必ず迂回して、もっと不透明になつて把握がしにくくなつておかしくなる。

私は、政治献金というものはやはり透明度を確保することが命だと思ふ。私は、そのことによつて選挙民に選挙で弾劾するという機会が保障されていることが大事であつて、そのことの方が非常に重要だということを考えたときに、今度の政府・与野党というものは、まあ何というか、政党に企業献金を認めてありますけれども、それが、同僚が指摘するように、個人の政治家あるいは政治家個人の管理団体に行つた場合に、管理団体に行つた場合は収支が明らかになるでしょうけれども、個人が使つてしまつた場合、その収支は必ずしも管理団体に報告する必要はないだろうと思ふ。そういう意味では透明度が非常に薄くなるということが言えると思ふんです。私は、そういう意味で、やはり透明度を明確にした我が党の方で、非常にそういう点ですぐれているということを考えますが、今私が申し上げた企業献金の本質についてと透明性の確保についての両案の違いについて、お答えいただきたいと思ふ。

○山花国務大臣 前段ちよつと整理されました地方における献金の実態等についてですけれども、大体の数字は先生おっしゃつたとおりだと思ふのですが、私は、この政治資金状況を見る場合に、今御指摘ありました個人の献金と法人等の献金だけではなく、党費や会費など、こういった個人が負担している資金ということも一緒に見るべき

じやなかろうかなと、こうも思つております。

地方分で見ますと、寄附の場合、個人については三百九十九億、法人については三百二十六億ですが、実は党費または会費の部分が三百六十八億あるわけでありまして、全体の個人が出している分と企業が出している分、この党費、会費の分を見ますと、中央で計算すれば、ちよつと粗っぽく粗削りに言いますと、大体法人が出しているよりも個人が出している方が、合計一千億円ぐらいありまして、したがつて、冒頭、個人で出すのはいないのじやなかろうか、そういう方はいらつしやらないのじやなかろうかと、こうおっしゃいましたけれども、こうした現実はかなり個人の負担の方が大きいという今の状態について、一言触れておきたいと思つた次第です。

第二番目、企業・団体献金の問題については、先生御指摘のような御意見も一貫してあることについては、私も承知をしております。でも、過去のの流れを振り返つてみると、やはり政治資金についての大きなテーマは、企業・団体献金をなくして個人献金中心にしていこうという歴史の流れではなかつたでしょうか。選挙制度審議会の第一次、明確でした。第二次もしかし。そして第五次もこのことを承継して今日に至る中で、最近のゼネコン汚職に至る政治と腐敗の関係が改めて問われたわけでありまして。

したがつて、おっしゃるとおり、私たちは企業献金について悪だと断じているものではありません。あの八幡製鉄の判決にもありましたとおり、要は政策論ということでありまして。判決の中でも主張しておりますとおり、こうした莫大な企業の献金というものが政治を毒してはならないということならば、立法政策としてどこまでやるかということではないかというのが、判決の一つの大きなポイントだと思つております。したがつて、今回こゝまでとしたわけでございます。

三番目の問題、これは透明度について、自民党案が政府案に比べればこのところははつきりし

ているんじゃないかというのは、政治団体同士の、管理団体同士のやりくりの部分だと思ふのですが、これは従来型、派閥の領袖がどんとお金を集めて配つていく場合には御指摘の心配がございませうけれども、今回のシステムでは、そうした心配はまずないのではなからうか、こう思つているところでございまして、私は、今度の選挙制度の改革、政治資金の改革、企業・団体献金の禁止等々、全体の仕組みからすると、先生御心配のよくな点は起こらないのではなからうか。むしろ五万円あるいは一万円ということでもかなり透明度を増しているわけでありまして、全体として見ると進んできて、かなり期待にこたえられることができるんじゃないやなからうか、こう思つております。

○保岡委員 私は、やはり今山花大臣は、政策によつて企業献金は廃止できるというお考えでありましたが、やはり企業の政治活動の自由というものは厳然としてあるんですね。その中には、やはり政治資金の拠出によつて応援するという、民主主義のコストを負担するということの自由も、私は、当然裏腹の問題としてあるのであつて、これを否定することは、やはり私は、合理的な必要最小限度の規制という基本的人権の制約としては余りにも行き過ぎ、余りにも実態を無視するということが言える、そう思ふ。私は、これは本当に根幹にかかわること、余りにも実態を無視している。

確かに、おっしゃる通りに、個人献金にだんだんシフトしていくことは、多くの国民が企業だけに、あるいは企業の経営者だけに献金を任せないで、一般のサラリーマンや一般の主婦や、そういう方々も少しずつ少額の寄附をするというふうに、多くの人が、国民が政治に参加するとき民主主義のコストもあわせて出すような習慣を求めていこう、そういうことでできるだけ多くの人に支持されて政治をやるような体制に持つていこうということでございますから、企業献金からいきなり、今のような、個人がまだ政治の意識で、お金で参加するということまで成熟してい

ない日本社会において、一気にこれを切りかえていくということは、私はやはり無理があるということ、これを非常に実態論としても感じます。

そこで、最後になりますが、今の企業献金について、総理、基本的人権との関係、企業の政治的自由との関係、これをどう考えられますでしょうか。

○細川内閣総理大臣 今おっしゃつたように、企業の政治活動の自由、また、社会的な存在としての企業の活動のあり方、そうしたものは当然私もあるであらう、これはもうそのとおりだと思ふ。節度のある企業献金というものであれば、必ずしもそれは一概に悪とは言えない、そうも思いますが、ただ、昨今問題になつておりますような企業と個々の政治家との金にまつわるさまざまな問題というものを考えましたときに、やはりこれは政党一本に企業・団体献金を絞る、そして企業献金の廃止の方向に向かつて一歩踏み出すということが、国民的な、社会的な要請であらう、そのような判断から、このたびの政府案というものの考え方をまとめさせていただいた、そういうことでございます。

○保岡委員 私は、やはり違法な献金、やみ献金というものの退治の仕方というものは、別途これは考えるべきであつて、そのために企業の政治的自由の裏づけとしての政治的コストの拠出というものを全部否定するような物の考え方は、やはり私は間違つた考え方だと思ふ。

そういったことをベースに、与野党で政治資金についての妥協が図られて、共同修正が可能になれば幸いだということを申し上げまして、質問を終わりたいと思ふ。どうもありがとうございます。

○石井委員長 午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時一分開議

○石井委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。伊吹文明君。

○伊吹委員 細川総理、御苦勞さまで。お忙しいところまことに申しわけありません。

細川さんの御先祖は大変な歌人であつて、古今伝授を残された方だし、また、千利休さんとも大変な御懇意のあつたお茶人だと私承つておるのですが、千利休の高弟に山上宗二という方がおられます。この方は、きょう集まつた者はまた相まみえることのあるけれども、きょうのこの会はこの会限りのものである、そういう気持ちでお互いにもてなそう、これが一期一会という言葉の基本なんです。だから、細川さんとは今後どういう立場でたがひ相まみえるか私はわかりませんが、私もこれ、二度自民党案の提案者としてこの成立のために一生懸命やつてきたわけなんです。ぜひ、自分たちの案が最善だということを細川さんもおっしゃるし、我々もそう申し上げてきたわけですが、お互いに欠陥のあるものはまずそれを直して、そして同時に、国民にさわやかな気持ちで受け入れてもらえるようにするために、きょうは質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初、ちよつとウォーミングアップをした方がいいと思うので。

私は、あなたのおっしゃっていることに幾つか共感を持つていふことがあるのです。例えば、私も余り先生と呼ばれるのは嫌なものですから、きょうも、失礼ですが細川さんと呼ばしていただきますので、どうぞ伊吹委員とか伊吹先生とか言うことなく、伊吹さんと答えていただきたいと思います。

それで、同時にバツジ。バツジも、参議院におられたころ、私はまだ国会にいなかつたのですが、知事時代に私は国会へ出てまいりました。バツジは、あなたがバツジのことをいろいろおっしゃる前から、私はほとんどのところでは、必要と認めないときはつけてないのです。これは例えばタキシードを着たりモーニングを着たときに

バツジをつけていたら、これは笑われますよ。それから、リゾートへ行つてデニスをすると、これはだいたい人だと思われ。だから、これは相手がどう思ふかなんですよ。ただ、地元へ帰つても、この後援会ではやはりバツジをつけた国会議員が来てほしいんだと思ふときは、私はバツジをつけているんです。

つまり、これは全く自然体で、私がどうこう考へるものじゃないのです。だから、バツジをつけるのは私の趣味じゃないとか、あるいはバツジをやめようじゃないとか、規則でどうだとか、土井さんも若干そういうことを言われるんだけど、これまでバツジのことを気にしておられるという方は、随分バツジに対する権力主義的な気持ちを持つておられるんだという気がしてならない。もっと自然体でごく当たり前のように言つたらいいと思ふんだが、その辺どうですか。

○細川内閣総理大臣 ウォーミングアップということでございましたが、私も本当にそういうつもりで言つていただきましたが、本当に私もおっしゃつたようなつもりでおります。バツジ、バツジと私はそんなに申しております。つけるべきところにはつけて出た方がいいと思つておりますし、ただ、時々忘れたりすることがあるものですから、そういうときに話題になるということでございまして、気持ちには全く伊吹さんと同じだと思つております。

○伊吹委員 それからもう一つ、質実国家でしなつて、そうでしたら、あれも僕はなかなかいい言葉だと思ふんですが、もちろんルールに反するようなことを集めた富とかお金というのはよくないと思ふんですが、貧乏であるのか、正當なルールにのつて豊かであるのか、あるいは、政治資金が余りなくて秘書にも十分給料が払つてやれなくて、どうもおれの知らないところで何か頼まれ事してお礼を取るんじゃないかなんという心配をする方がいいのか。それとも、

ルールにのつた献金であれば——献金という言葉は後で聞きたいと思ふんですが、潤沢に政治資金があつた方がいいのか、どちらがいいですか。

○細川内閣総理大臣 それは、潤沢であればそれはそれにこしたことはないと思ひますが、しかし、政治活動に本当にどれくらい必要なのか、あるいはまた首長としての活動によつても違ひましようし、またそれぞれの地域の選挙区の事情によつても違ひましようし、さまざまであらうと思ひますが、それは、しかし国民の許容される範囲の中で、合理的に説明のつく範囲の中で、節度のある献金ということに尽きるんだらう、こう思ひます。

○伊吹委員 私のうちは、細川さんのお宅のように大名じゃないんですが、ずっと商人のうちらなんです。我が家の申し伝えという家訓は、商売の費え惜しむべからず、しかし私の暮らし華美に流るべからず、これが我が家の家訓です。

つまり政治資金は、要るものはやはり私は要ると思ひます。しかし、高級車が国会の周りにうろちよろしておたり、あるいはまたお中元やお歳暮の贈り物が、一般人の常識から外れたようなものを国会議員が相互に贈り合つていくとか、こういう点は私は直さなければならぬと思ふが、例えば月一度ずつ、どういふ国会活動をしているか、私ははがきに書いて送つていふ。これはやはり五万枚送りますと、四十一円だから約二百万円かかるんですね。こういうものは私はどうしても必要なものだと思ふんです。それは、また同時に、選んでくれた人への選ばれた者の私は義務だと思つていふんです。

だから、私は貧しいより豊かであつた方がいい。権力がなによりやはり、自分の願つていふことを実現するためには権力の座に、細川さんだつて着いたんだから、着かなければならない。ただ、権力を持つていても常に謙虚であられるのか、そして同時に、豊かであるけれども質素に暮

らすすべを知つていふのか、これが値打ちなんだと私は思ひますが、どうですか。

○細川内閣総理大臣 全く、おっしゃることに同感でございます。

○伊吹委員 そこで、ウォーミングアップはこの程度にして本題に入りますが、細川さん、あなた、いろいろな答弁の際に、問題になるのは企業献金、企業の献金でございますので、このことについて私ちよつと伺いたいんですが、まず選挙部長、ちよつと教えてもらいたいんですが、政治資金規正法上、献金という言葉はないでしょう。私はないと思ふんだけれども、どうですか。

○佐野(徹)政府委員 現行の政治資金規正法上、献金という用語はございません。

○伊吹委員 ある言葉は寄附と政治資金という言葉ですね。それで間違ひありませんか。

○佐野(徹)政府委員 現行の政治資金規正法では、政治資金という用語、それから寄附という用語、これはいずれもございません。

○伊吹委員 そうですね。

それで、新聞に裏献金ということがよく言われる。あれは今のことを聞いておられて、献金という正式な言葉はないんだけど、政治家に対して政治資金として使つてもらいたいというのが本来の私は献金だらうと思ふんですが、裏献金という言葉は、いい言葉だと思ひますか。細川さん、言葉の意味。

○細川内閣総理大臣 いや、それはいい言葉だと思ひません。

○伊吹委員 つまり、私は正しい用語からすると、あれは裏金だと思ふんですね。裏金ではないと思ふんです。献金という言葉自体が私は余り好きな言葉じゃないんだが、政治家に対する寄附ではないと思ひます。

そういうことからいふと、細川さんがいろいろな答弁の際に、問題になるのは企業の献金でございますからとおっしゃつていふのは、どういふ事

いうことだと思います。

そこで、選挙部長、総理が、これからまた細川さんが答えるために、予備知識としてあなたに質問をしたんだが、例の緊急正をやりましたね。今出てきているほとんどの問題は、緊急正の前の問題だ、これ。だから、大変おかしな話なんだが、あなた方が所管しておる政治資金規正法の規定によれば、例えば金丸さんの問題について、あれは二十万円を払ったから政治資金になったんですか、払う前から政治資金だったんですか。

○佐野(徹)政府委員 政治資金と申しますか、現行の政治資金規正法の四条の第四項でございすけれども、「政治活動に関する寄附」という用語がございす。これにつきましては四条の四項で定義規定がございまして、「政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動に關してされる寄附をいう。」こういうようになっております。

したがって、先ほどのお尋ねの件につきましては、それが政治活動に関する寄附であるかどうかというのを具体的な事実関係によって判断されるべきものである、こういうふうに考えております。

○伊吹委員 もう一つ伺いたいのだが、つまり、今の法律構成は、緊急正を、まあ佐藤さんも大変御努力なすって御一緒にやったわけですが、緊急正をやったから、違法な献金は没収をされて、そして大変な、公民権停止だとかいろいろなことがくっついてきたわけですね。それまでは、百五十万以上は受け取っちゃいけない、これは法律に書いてあるんですよ。ところが、百五十万以上受け取った者については、これは罰金を科されることになっておるわけですね。それから、百万以上のものは公表義務があるわけですね。ところが、公表義務を犯した者についても二十万の罰金、こういうことになっている。つまり、公表を怠った者も後で罰金という対象になるのだから、政治資金だと認められちゃうわけですよ。そし

て、一定量以上受けていても、やみに葬られておれば政治資金が何かわからないが、わかった途端に、罰金を払った途端に政治資金の範疇の中へ入ってくるという法律になっている。これは非常におかしいと思わないですか、所管しておつて。悩みはありませんか。

○佐野(徹)政府委員 政治資金規正法上は、先ほど申し上げましたような政治活動に関する寄附につきましても定義規定がございまして、この政治活動に関する寄附につきましてはいろいろな量的、質的制限の規定、それから政治活動に関する寄附につきましても、収支報告書に記載をさせていただきまして、それを提出をさせていただき、また、政治団体が収支報告書を提出しなかったり、虚偽の事項を記入したり、それから記入すべき事項を記入しなかったり、こういう場合には罰則の規定があるということもございまして、政治活動に関する寄附につきましても政治資金規正法上の所定の手続に従ったそういったことをお願いをする、これが私どもの立場でございす。

○伊吹委員 細川さん、ぜひ、これから修正の話が進んでいくと思うんですけども、僕は二つのことをお願いしておきたい。

今御答弁の中でも、いろいろなお気持ちで御答弁の中にそこはかとなく出ています。そして、後ほど伺いますんだが、企業献金というのは、私はすべて悪いものじゃないと思うんですよ。仮に佐川さんという方が大事件を起こしておられても、そういうことを起こされる人だと御存じなかったときとか、あるいは何も依頼を受けていなかったときに受け取ったからといって、事後的にすべて悪いんだというとも私はいがかと思うんですよ。ところが、今の社会風潮はややそういうところが私は率直に言っていると思う。

ですから、企業献金の扱い、これは五項目の、何かあれば連立側がうまくやっちゃって、自分たちがめめないところだけ五つ出して、そこへ世論を取れんさせて自民党が言うことを封じちゃうという、私は権力の争いのまことにうまいやり方

じゃないかという気がしているんだが、それ以外に、ぜひ企業献金と政治家の個人とのあり方については、これは修正のときによく議論してもらいたい。

特に、後ほどお話しするが、公的助成というものは、これはやはり、今は一時の寂寞を得なくても、後で考えてみると万古の凄凉をとることになりかねない要素がありますよ。だから、そのことも含めて、この企業献金と個人との関係、もちろん佐藤さんがおっしゃったように、団体を幾つも認めるということには必要だし、限度も抑えられればいいし、公開の限度ももっと抑えられればいいけれども、そのことはひとつよく考えてもらいたい。

それから、現行政治資金規正法で私は一つ提案をしておきたいんだが、政治資金というものは、受け取った年内に必ず選挙に登録をしたものという報告をしたものというふうに法律を改正してもらいたい。そうすれば、報告をしてないものはすべて所得税の対象になるか、あるいは職務権限があれば収賄罪の対象に自動的になっちゃうんですよ。これを今罰金を払ったら、後で、やれ政治資金だとかどうだとかということになるんで、非常に困るんだな。

国税庁、来ていますか。国税庁の方は、政治資金であらうとなかろうと、実際政治資金を個人が、団体じゃなくて個人、政治家個人が受け取ったもの、あるいは政治家の団体が受け取ったもの、これは残ったものの課税はどうなりますか。個人の政治団体と、それから個人が受け取った場合、二つに分けてください。

○若林政府委員 お答え申し上げます。政治資金を受け取られた場合、それがまず団体である場合、これは法人税法上、一般には政治団体の場合、人格なき社団ということになろうかと思ひます。そういったしますと、この場合は法定されております収益事業を行う場合以外につきましては非課税になっておりますので、この場合は課税問題は発生いたしません。次に、政治家個人がお受け取りになった場合に

つきましては、これは一般に政治資金の収入につきましては雑所得を構成する収入だということになります。したがって、お受け取りになった収入から政治活動のためにお使いになった経費を控除いたします。その余に残があれば、それについては雑所得として課税されることとなります。

○伊吹委員 わかりました。政治家個人への寄附は、もう今回の提案では自民党案も、皆さんの案もないんですよ。だから、あとは政治家の持っている団体への企業献金が残るんですね。これは、団体に残ったものは今の説明のようにそのまま繰り越せる。だけれども、個人が受け取ったものは今回もう一切ないから、これはもう問題なし。

そこで、団体が受け取っているんだが、いや、報告しなかったとか、団体が受け取っているんだが限度を超えていたという問題にどう対処するかというところ、これをよく考えて、この問題と、それから企業献金というのは、やはり私は、一定の制約、透明度、それからすべて明らいたるところへ出していくという前提で、これは認めてもらいたい。これを認めずに政党助成を入れるということとは、私は橋根を大変残すと思う。このことは後で質問します。

それで、企業献金が必要しも悪い献金ばかりじゃないというのを、あなた御自身のことについて、私は確かめねばならない。そして、あるいは問題があるのかもわからないんですが、この例の、一九九三年だからことしの五月二十五日のアエラで、あなたは藤川さんと対談しておられますね、アエラです、これ。

この中で、このことに関して、共産党の藤澤さんが参議院でこういうことを聞いてるんですね。つまり、あなたが受け取った二千五百万円という、佐川さんから受け取った献金は、どういうことを言っておられるかというところ、最近五、六年間で、おそらく合計二千五百万円程度は受けているだろうと思ひます。そして「それは政治団体の財政金融調査会、新昭和研究会、それにすでに廃止した情報産業振興会で、それぞれに受け入れ

てきましたが、すべて政治資金規正法に基づいて届け出ており、平成三年八月以降は、受けておりません。」この平成三年八月以降というのは、多分知事をおやめになった後ということでしょう。

それで、これに対して藤澤さんはどういうことを言っておられるかというと、この二千五百万を、五、六年と言っておられるから、仮に六年ですわね、大きくとって六年、六年で受け取ったとして、二千五百万を六で割ると平均四百何十万円になるんです、年平均。ある年はもつと受け取って、この年はなかったというケースもあるかも知れないが、平均的に受け取れば四百何十万円になるだろう。ところが、あなたは、財政金融調査会、新昭研究会、それに既に廃止した情報産業何々でと、こう言っておられるから、じゃ、三で割ったら一つは百万を超えますね、ところが自分

はどこを調べてもそれがなかった、だからどうなったんですかと、こう聞いたわけですね。それについて、このときの答弁は、虚をつかれたのかどうか、率直に言っておきたい。答弁はしどろもどろですよ。「三団体だったか四団体だったか、よくと忘れしました」「大変申しわけございませんが、」ということと、「私も詳細について承知をしております。私が正式に了解をしておりますことは、その政治団体に基いて処理をしているというふうには私は聞いております。」政治家が、一々、特に一党の党首になるほどの方だから、その細かなことは聞いていないというのは当たり前です。僕はそれ、よくわかります。

それで、その後、今度は衆議院の本会議へ出てきて、吉井さんが質問をしたんですね。吉井さんの質問に対して、あなたはこういうふうにご答えておられるかというと、一つは、佐川に聞いてみたけれども、向こうの帳面がもうどこかへ行っちゃって、担当者もいなくなつたからわからないということが答弁の一つね。それからもう一つは、なるほどどうまいことを言っておられるんだが、ここで「佐川グループ」、こう言っておられるんですね。だから、グループだから、例えば、

東北佐川とか九州佐川とか北陸佐川とか、いろいろなところから百万円以下のものをたくさん私はごっそり集めて受け取ったよ、おのおの計上されているのは個々の企業の名前で計上されているから、当然表にも出てこないし、これは適法に処理されています、こういうことを言っておられるんですよ。

これは先ほど、まさにあなたの自治大臣がおっしゃったように、幾つもの団体に、どっさり受けたのを分けるというのは透明度が薄れるということも、これは確かですね。ところが、私は佐川さんとおつき合いがないんでよくわからぬが、あなたのおっしゃっているこのアエラの一問一答では、「いふなればケタはずれの大型のタニマチということでしょうね。」こう言っておられる、佐川さんのことを。つまり、私もいろいろな人から伺ってみると、佐川さんは献金をいろいろなところへ割り当てる、自分の傘下にある企業へ。割り当てて、そしてそれを、まあ細川さんなら細川さんのところへ寄附をされてあげる、こういうことを大変やっておられるようですね。

そうすると、これは受ける側が分散しているわけじゃないが、出す側が分散しているわけですね。こういうことは余りいいことじゃないと思いませんか。

○細川内閣総理大臣 おっしゃるとおりだと思います。余り好ましいことではないと思います。

○伊吹委員 結構です。

それで、だから、そういうことをやってまで献金を受けないでいいような政治をつくりたい、こういうことですね。

それで、選挙部長、伺いたいんですが、まず、政治資金規正法第九條一項に、政治団体は、会計帳簿の備えつけをして、寄附については、寄附した者の氏名もしくは名称、主たる事務所、金額を記載しなければならぬ、こういう規定がありますね。それから、第十六条には、収支の公表された日から三年間の帳簿保存義務が課されていますね、三年間の。これは間違いないですか。

○佐野(徹)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○伊吹委員 それでは細川さん、伺いますが、平成三年の分は平成四年の夏に公表されるんですが、そして、平成二年の分は平成三年の夏に公表されるんです。平成元年は平成二年の夏に公表されるんです。つまり、それから第九條第一項の規定と第十六条の規定を引くと、平成三年分については七年の夏まで保存の義務があるんです、帳面は。そして同時に、二年分については六年の夏まで保存義務が当然出てくるでしょう。平成元年は、私のところは残っていますが、これはことしの、五年の夏に、一応なくしたという答弁をしても、まあ、つじつまは法律上は合うんですね。

そこで、ぜひ、これはあなたの出しておられる法律と我々の出している法律を、国民の、これからの日本の意思決定を左右する大きな法律ですから、それを出していらっしゃる方が政治資金規正法違反を犯してはならないということをはっきりさせるために、この平成三年と平成二年の帳簿を出して、どこでこの佐川系の企業から寄附を受けていたのかということをお教えしてください。そうしないと、これはなかなか、私はこれを簡単に採決をするとか妥協を図るといふ話にいくというわけにはいかないと思うんですよ。これは出している人が、いや、こういうふうにしてありますから済みませんけれどもという答弁しかしておられない。で、それは実はだれも確認できていないのです。

特に細川さん、あなたは、選ばれた者の中でも最も選ばれた者の義務を果たしてもらわなければならぬ。つまり、一般の人に許されているよりも法律上許されているよりも、政治家にはもっとやいやい倫理上、道徳上のことがあるのと同じように、一般の政治家には許されていないが、法案を提出した総理としては許されることが、私は当然あるんだと思うんですよ。これを教えていただけないですか。

○細川内閣総理大臣 私も、どの程度資料が残っているか、今おっしゃったように、もちろんその保存義務というものもあるわけでございますし、恐らく事務所で適正に管理をしていると思います。明らかにできることは、できるだけ明らかにさせていたいただきたいと思っております。

○伊吹委員 大変ありがとうございます。そうでなければ、私はならないと思います。

あえて申せば、細川さん、あなたは熊本の知事を五十八年から平成三年までやっておられましたね。この間に、このアエラの話の中に出てくる佐川先端科学振興財団というものを認可をしておられると思うんですね。認可をね。これの認可権者はどなたですか。

○細川内閣総理大臣 多分、それは知事だと思えます。

○伊吹委員 それから、昭和六十三年の三月二十日に、佐川急便の北熊本営業所及び車庫、これの建設事業計画の変更認可が、運輸大臣というか運輸事務所で行われている。しかし、同時に、これを建てるための建築許可と車庫前の道路の幅員の証明というものは、これは知事の権限なんです。同じように、八代営業所は六十三年四月十三日、本渡営業所及び車庫は六十三年十月十一日、人吉営業所車庫は六十三年十月十三日、これだけの建築基準法及び、まあ主に建築基準法でしようね、道路関係の法律による許可が、一応知事に委任されているわけですね。

刑事局長、一般論として伺いますよ。一般論として伺いますが、例えば都道府県知事が持っている権限を行使して、その権限を行使した相手から受けた金品が政治資金規正法によって処理されているのか、あるいは裏金であったのか、これがわからない場合は、あるいはもし裏金であったとしたら、もちろん収賄の認識があったのか、贈賄した側に請託の犯意があったのか、立件するためにはその条件が必要だ。しかし、権限を持っている者が許可認可を現に行つて、そして何がしかの金を受け取っているが、その金が政治資金規正法に

よって処理しているということが証明できなかった場合は、事情聴取の対象になりますか、なりませんか。一般論として。

○濱政府委員 ちよっとお尋ねの趣旨を私誤解しておれば重ねてお尋ねいたしたいと思いますが、要するに委員のお尋ねは、具体的事案を離れまして一般論としてのお尋ねでございすけれども、公務員が金品の收受を行った場合、刑法上のわいろ罪になるのか、あるいは例えば政治資金規正法違反になるのか、その辺がわからない場合にもその公務員を取り調べることができるかという御趣旨のお尋ねでございすか。(伊吹委員「いやいや、そういうことがわかった場合は、あなたの方では事情聴取は行わないのですかと聞いていますのです」と呼ぶ) わかった場合というのは、例えば金品の授受が行われたということは少なくともわかったという御趣旨でございすか。まあそれは事案によりけりだと思ひますけれども、要するに、金品授受の事実の確度というか、証拠上どの程度の確度のものが認められるかということによるのだと思ひますけれども。

○伊吹委員 細川さんは、多分きちっと私、処理しておられると思うのですよ、あなたのお人柄からいって。だから、ぜひそのことを、書類を調べ、少なくともこの平成三年分と二年分については明らかにしてもらいたい。これは帳面が残っているわけだし、これを残さなければ今度は政治資金規正法違反になるわけですから。

あなたの内閣がお出しになったこの法案を私たちはこれからベースにして妥協するの、自民党案をベースにして妥協するのとかとくとして、あなたの方の御意見はあなたの法律にすべて盛り込まれている。我々の方の意見は我々の法律にすべて盛り込まれている。しかし、それを出した者がお互いに国民に対して、自分は今までの法律や、特に政治関係の諸法律を遵守してきたんだという前提がなければ、やはり国民の信頼を受けられないと私は思うのです。だから、ぜひこの点は私は明らかにしてもらおうという約束がほしい。

い。私に……(発言する者あり)いや、もちろん採決するまで。私に示していただく必要はないが、理事会で協議してもらえませんか。委員長、どうですか。

○石井委員長 理事会における協議事項といたしまして。いたします。

○伊吹委員 いやいや、ちよっと待った。委員長、それは理事会として協議をするのはいいいが、私は、細川さんのお人柄からいっても、今まで選挙の際にずっと日本新党が主張してこられたことからいっても、このあたりはやはりきちっとしたいと思ひますよ、細川さんの今までのお人柄からいえば、それはきちんとしてあげて、なるほどと思つて、みんなが最後に肅々と本会議で、どういう案になるかわからないけれども投票するというのが筋じゃないですか。協議するだけでは、私はちよっと困りますね。

○石井委員長 速記をとめて。(速記中止)

○石井委員長 速記を起こして。

伊吹君。

○伊吹委員 それは委員長のお言葉ですが、これは国民が注視しておる法律です。ですから、はっきりとしなければ私にはならぬと思ひますがね。

○石井委員長 速記をとめて。(速記中止)

○石井委員長 速記を始めて。

細川総理大臣。

○細川内閣総理大臣 誠意を持って私も対処したいと思ひます。しかし、誠意を持って対処する、もちろんそのとおりなんです、法の趣旨もございすし、また、御承知のように百万以下ということで自分の名前を出さないことを希望するといふ、そういうことをおっしゃる向きも、先方の御意思もあらうかと思ひますから、そのところもできる限り御理解をいただくように、私の方としては最善の努力をさせていただきます、法の趣旨に従つて誠意を持って対処していただきたい、そして理事会の御決定に従う、こういうこととござい

ます。

○伊吹委員 細川さん、政治資金規正法の九条一項によると、会計帳簿を備えつけ、寄附についてはこれは一円たりとも、寄附をした者の氏名、名称もしくは事務所、金額は記載しなければいけないとなつてゐるのです。しかも、十六条の規定によつて三年間は帳簿を保存しなければならぬ。だから、少なくとも平成三年にお受けになった分と二年でお受けになった分は、多分あなたのお人柄だから私はきちっと法律に従つてやっておられると思ひますから、ぜひそれを示してもらいたい。ただ、確かに相手があることで、相手に対する守秘ということも考えねばなりませんから、それは理事間で私は協議していただければ結構です。だからきちっと、佐川からの献金は私はすべて悪いと思ひませんよ。何もそんな問題が起る前に受けておつた適法な献金は、私は悪い献金だとは思ひませんから、堂々とそのことを私は教えたければいいと思ひますね。

そこで、次へ移りましょう。

選挙制度が今度変わりますと、どの程度政治資金が要るのかというの、これは私も自民党案の提案者で、政党政助法を出すときに実は大変困つたんですよ。率直に言えば、現行中選挙区制度のもとでの過去何年かの政治資金を算定して、それ個人と企業と助成と三分の一、三分の一、三分の一というやり方を客観的にやつてゐるんですよ、政府側も多かれ少なかれそういうことですよ。個人への寄附を減らされた分だけ政党政助成はふえてゐるのですかね。

そういう中で、これは私率直に言つて、自分で法律を出しておきながら無責任なことなんだけれども、自信がないんですよ、正直なところ。細川さんもそうなんじゃないかと思ひますけれども、まあ算定の基準だとかなんかは私は十分勉強してゐますから、山花さん、もう結構なんです。選挙制度が変われば政治資金が減ると思ひますか。

○細川内閣総理大臣 今までのような同士打ちと

いうものがなくなりまして、その分は相当に減つてくるであらうというふうに思ひます。しかし同時に一方で、政策のPRであるとかあるいはまた政党の組織活動であるとか、そういうもので今まで以上に恐らくコストがかかるようになるだろうと、これもまた想像されるところでございまして、私も、おっしゃる通りに、率直なところ、どういふことになるのかというところについてはなかなか確たる自信を持って申し上げることはできないのですが、しかし、今までの政治活動というものを根拠にして、それをよりどころにしてやばり数字を出すしかならうと。今までの過去に出された法案などにおきまして、政党政助成に對する政党政助金などの額などもやはりそのようなことで根拠にして出されてゐるということとございまして、私も、よりどころはこのようなところしかないのではないかと、それが一つの現実的な考え方ではないかということ、政府案として出させていたということとございまして。

○伊吹委員 正直な御答弁だと思ひます。私も、その点は非常に悩んだわけですよ。新しい制度というの、これはこれからのことで、新しい制度のもとでどれだけお金が要るのかというのは実はわからない。

それで、今同士打ちということをおっしゃいましたね。あなたの内閣の副総理である羽田さんもよくそういうことを言われる。しかし、これは選挙区によつて違ふと思ひますが、全国で今五百一十ですか、定数が。そして選挙区の数が二百二十九ですよ。二百二十九の選挙区で過半数をとらうとすれば、政権をとる意欲のない政党は別だが、単独でとらうとする政党は必ず二人か三人立候補させねばならない。そこで、いろいろな、政党政本位、政策本位の選挙が行われない、これは私そのとおりでと思ひます。しかし、これは小選挙区にしたからといって、お金が減るという保証は今おっしゃつたようにないんですよ。これはなぜかという、日本共産党は全選挙区で一人ずつ立候補されておられるのですよ。これ

は実質的に中選挙区の中で小選挙区の選挙をしてもらえるのです。ところが、政党としての政治資金は、もう御承知のとおり飛び抜けています。だから私はあえて言えば、小選挙区にするメリットというのは、個人で後援会をつくり、個人で文書活動をする、その活動を党に移す。そして、そのために個人であくせくして集めていたお金を政党に移す。つまり、個人がお金をさまらないというメリットだと思うんですね。これは後で申し上げるように、これは大変なデメリットがあるんだが、メリットだと思うんですよ。

だから、同士打ちでお金がかかるけれども、それがかららないというのは、私は、羽田さんがおっしゃっているのはそうじゃないと思うのです。今まさに細川さんがおっしゃったように、それ以外のお金がたくさんかかる可能性がある、政党同士のせめぎ合いで、ですから、これはだれもわからないということをやはり国民の前に、自民党も細川さんも確認しておきましょうや、今。

○細川内閣総理大臣 おっしゃるとおりだと思います。したがって、五年後に見直しをしようということになっているわけでございまして、政府案としてはそのような提案をさせていただいているということでございます。

○伊吹委員 それで、結局個人がお金をさわるチャンスが少なくなる、だから個人にまつわるスキャンダルというものが少なくなる、これは私は一つのメリットだと思うんですね。ところが、メリットというのは必ずデメリットを伴うんですよ。

自由経済では、買い占めとか投機というのは自由なんです。しかし、それが極端に流れると、これは悪徳商人と言われちゃいます。だから、悪徳商人を抑えようとして配給公団をつくつたらいいかという、これはなるほど悪徳商人はなくなるんですよ。だけれども、やみが横行して、それから公団職員の汚職が生じて、自由経済の潤達さがなくなるんですよ。

今回の政党助成と企業献金というのは、特に先

ほど企業献金、企業も社会的存在だということをお認めいただいて、あらゆる政治問題というのは、やはり裏の、政治資金規正法に乗っかってない部分において行われているという認識だったと思うんですが、そういうことを考えますと、私は、これはちよつと、今でいえば政党の潤達さというのですか、こういうものを失う、つまり配給公団にした場合の弊害が多過ぎるような気がするんだけれども、どうですか。

○細川内閣総理大臣 それは、そういうおっしゃるような面も確かにあると思いますが、まさにお話が冒頭にございましたように、どちらにより大きなメリットがあるかという、そのところの兼ね合いの問題だろうというふうに私は思っておりますし、やはりこれは配給公団にした方が、よりメリットは大きい。国民の政治に対する信頼を回復するという意味では、やはりその方がこの際ベターなのではないか、そういう判断でございます。

○伊吹委員 配給公団にすると、私も実はこれは大変悩んでおるんですよ、正直なところ。自分が法案を出しておつて、山花さんのように器用に使い分けられれば私もいろいろなことは申し上げられると思うんだが、なかなかこれ、提案者という立場と個人の政治家としての良心とを使い分けて質問するのは難しいものですから弱っておるんだが、憲法八十五条によりまして、国費を支出するには、国会の議決に基づくことが必要だ、こう書いてあるんですね。同時に八十六条は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出し、その審議を受け議決を経なければならない、こう書いてあるんですね。これを受けて財政法にいろいろな規定があるんですよ。国会の審議を受けるために、その目的とか、その目的に従ってこれを項に区分しなければならぬとか、各項に定める目的以外にこれを使用することはできないとか、財政法の二十三、三十二条にいろいろ規定があるんです。

それで、このたびの政党交付金のように、ばそつとマクロで、ばそつと一発で出しているような金は、地方交付税交付金とか電源立地特別交付金とか国有財産施設等所在市町村交付金とか、こういうものはあるわけですよ。ところが、これらは、今度は受ける方の、例えばあなたが知事をしておられた熊本県で、必ずそれを歳入に立てて、そのおのおの科目について詳しく、議会とか有権者である国民の代表の審判を受ける仕組みになっているんですね、地方交付税だとかなんかはね。

ところが今回、こういう政党交付金的なもの、まあ、もちろん公認会計士を入れるということはあるんですが、これは例えば、あなたの財政金融調査会とか情報産業振興会とか、それからもう一つ、アエラにも言っておられなかったが、熊本銀行財政研究会というものを持っておられますね。こういうものをみんないろいろ調べてみて、政治活動費の中には組織活動費と選挙関係費という区分がなされているだけで、この中身が具体的にどういうものなのかわからぬですよ。それは自民党の収支報告も一緒なんですよ。

こういうものが、主計局来ていますか、主計局に伺いたいんだけど、こういう支出というものを予算書に載つてくるといふことについて、あなたは国民の負託を受けた善良な公務員としてどういう考えを持っていますか。

○竹島政府委員 お答え申し上げます。政党助成法によりまして政党交付金というものが設けられるということになりますと、それも当然国会で議決されてそういうふうになるということを受けますと、当然それは予算にそういう形で計上されるべき性格のものであるということでございます。

で、いろいろ財政法について御指摘ございましたけれども、御指摘の中の、例えば財政法第二十三、三十二条では、「目的に従つてこれを項に区分しなければならぬ」ということでございまして、確かに御指摘のように特色のある交付金ではあると存じますけれども、これはまさに項として整理をするということにすべきものだといふふうに考

えております。

○伊吹委員 まさに特色のある交付金なのですね。それで、こういう形のもの、私の経験からいうと、今総理官邸に入っている報償費以外には余りないのじゃないかという気はするのだが、主計局は、こういう形の経費がこれから予算にどんどんどんどんふえていくということについては、抵抗はないのですか。

○竹島政府委員 一般的に助成金につきましては、これは交付要綱等で何のために使うのかということが決められているわけでございしますが、この政党交付金につきましては、目的ははっきりしております。かつ、算定の根拠も法律できちんと決められております。そういう意味で歯どめもある、金額についての積算根拠も法律できちんとしているという意味でございしますので、御指摘のような心配は私どもはしておりません。

○伊吹委員 主計局は予算をつけたときは心配はしていないと思うのだが、今度はそれを何に使うかという問題。政党に交付された後、何に使うかという、これはまさにその政党の品性によってくると私は思うのです。政党の品性に。そこで、公認会計士を入れていられるのですが、細川さんのお考えとしては、会計検査はさせるつもりですか、どうですか。

○細川内閣総理大臣 会計検査につきましては、これは立法事務費と同じ扱い、今、特色のある交付金という話があったんですが、それと同じようなものになるのかなという感じがいたしますが、とにかく国民の税金で賄うものでございまして、独立した会計検査院の検査というものを排除することはできないというふうに私は思っております。

○伊吹委員 会計検査をさせるということですね。——じゃ、山花さん、短くしてください、前置きはいいですから。

○山花国務大臣 御指摘の問題については、先ほど引用になりました会計検査院法二十三条によつて、「内閣の請求があるときは」、「会計経理の検

査をすることができると、選択的な検査事項になっております。

取り扱いは立法事務費と同じである、こう思っています。

○伊吹委員 法制局長官、憲法九十条の規定からいって、これは、行政裁量は別として、検査は当然できるでしょう。しなけりやおかしいわね、憲法違反になっちゃうもの、九十条の規定からいって。

○大出政府委員 政党交付金につきましては、先ほど山花国務大臣の方から言われましたように、会計検査院法の規定によって、選択的な検査事項の対象にはなり得る。で、この政党助成法においては、法律上それを排除するというような特段の規定は設けていない。こういう意味合いからいいたしますという、形式上は対象になり得ることは間違いないところだと思います。

○伊吹委員 山花さんと御一緒でしょう、今の答弁は。

憲法九十条では、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、」とこうあるのですよ。会計検査院の院長というのは、会計検査官もそうだったかな、国会の承認にかかることですが、任命は内閣総理大臣ですね。

つまり、今度は区割りの審議会も私は大変そういう危惧を持っているんだけど、行政裁量として、検査をしませんとか公平にやらせまうというの、これは裁量権の問題なんです、権力を持つてゐる者の。法律的にはそこところは自由にやれるんです。やれるんです。ですから、これはまさに、極端なことになる、自民党が政権をとったときには我々は品性を持つてやりたいと思つてゐるが、法律上はやれるんですよ。法務大臣の検事総長への指揮権と同じなんです。政治的な規範としてやらないということ、あるいはできるだけやらないというリザーブシップのもとに置かれてゐるのであつて、法律的にはこれはやれるんですよ。だから、政権政党が他党の内容を検査しようとするのはできるんです。できるんです。

また、国費であればそうなければならぬんですよ。これはやはり私はなかなか問題があるなという気がする。

そして、総務庁、これは行政監察局では、おのの行政機関の業務について実地に調査することができるといふことが総務庁設置法の第五条に書いてあるんですが、実際は、あなた方が調査をしているのを見ると、農協へも行くし、建設会社へも行くし、それから国立病院が買つてゐる薬屋へも監察が入つてゐますね。そういうことからいふと、行政監察の範囲というのはいくらでも決めるんですよ。

○田中(一)政府委員 お答え申し上げたいと思います。

今伊吹先生言われたように、総務庁設置法の第四条に基づきまして、十二号でございしますが、「各行政機関の業務の実施状況を監察し、必要な勧告を行うこと。」第十三号におきまして、この「前号の監察に關連して、第十一号に規定する法人の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。」ができるといふことと、お話しのように、第五条におきまして、長官の権限が定めてございします。

その中で、簡単に申しますと、農協についての例を挙げられましたが、これは、補助金を受けておることについては、権限として調査権がございします。ただ、そのほかの民間企業につきましては、これは、この第五条の六項におきまして、「長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。」という規定でございします。

○伊吹委員 ですから、細川さん、補助金を受けていると監察ができると言つてゐるんですよ。これは一種の補助金なんです、率直に言つて。だから、これも、内閣総理大臣や総務庁長官がそれは政党政治や議院内閣制の建前からいってまずいというのでやささないという、政治家としての縛りによつて担保されてゐるだけであつて、今の話

だと、補助金が出てゐるからやるんだ、こう言つてゐるわけだから、これは政党の中へ入つてくる可能性があるんですよ。だから、こももひとつ大いにこれは検討しなければいかぬところなんです。

それで、今政府の方の姿勢について申し上げましたが、助成を受ける方の政党の立場からいっても、選挙のときには、独立の政党として行動をして、党是を掲げてやつておられます。ところが、選挙が終わつたら合併したとか、あるいは、国会では何か独立の政党のように言つてゐるけれども、選挙のときになったら、交付金は独立の政党としてもらつてゐるけれども選挙は一緒だとか、こういういろいろな事態が生じた場合に、法の精神から見ても思われます。——いやいや、ちよつと、まず総理から答えてもらひたい。

○石井委員長 それじゃ、簡単に、山花国務大臣。

○山花国務大臣 御指摘の点につきましては、今回、かなり検討し、詳細に規定をつくつておりますが、趣旨としては、新しい政党ができるあるいは政党が分割する等々を含め、政党としての同一性が承認されるということであるならば、国民の政治意思結集の媒体としての役割は続いております。こういう観点で全体を整理しておりますので、御指摘の点についてそうした整理で私は十分だと思つております。

○伊吹委員 どうもよくわからないのだが、総理、もつと何というか、国民にわかる、総理が得意の国民の声で、生の声で話してほしいのですが、独立の党是を持つて、例えば日本新党なら日本新党という綱領を掲げて所在地を定めて政党助成法の交付金を受ける、しかし、選挙では違う綱領を掲げてゐる政党を応援するということはおかしいと思いませんか。それが政党助成法には禁止規定はないのですよ。政治活動の自由ですか、それも。

も、その政党活動の自由、政治活動の自由というものにつきましては、今の問題との関連で配慮をして書いてゐるつもりでございします。

○伊吹委員 そこは率直に言つて、書いてあるというより規定がないのですよ。もう書いてないといふことが配慮してゐるということなんです。

つまり、独立の政党として綱領を持つて、国民に、我々はこの綱領に従つて政党だといふことを明らかにしておいて、そして日本新党には幾ら、社会党には幾らという交付金を独立に受け取る、しかし、選挙になれば、この選挙区は、自分が受けた交付金を受けるときに掲げた綱領とは違ふけれどもこの政党を支援するんだ、そのかわりにこの政党からこちらは支援してもらふんだといふことは、禁止の規定も何もないのですよ。まさに書いておられないということが政党の政治活動の自由に配慮しておられるということなんです。これが国民のためにいいのかどうなのかといふことは私はぜひ考えてもらひたい、ぜひこの点は。

それで、もう余り時間ありませんので、私は結論を申し上げたいと思つてゐるのですが、私自身も今自民党の中で政党法の勉強をしてゐるのですよ。例えば、じゃ山花さん、先ほどからいろいろよく手を挙げていたのだか一言お聞きしたいのですが、社会党の会館、これの所有者はだれですか。

○山花国務大臣 財団法人の社会文化会館だつたと思ひます。

○伊吹委員 そのとおりなのです。社会党じゃないのです、借りておられるのは。自民党も同じなのです。

つまり、各政党は法人格がないのです。そして、自治大臣が一番よく御承知のように、政党の規定というのは現行法律上いふところにあるわけですよ。政治資金規正法の政党、それから公職選挙法上の政党、それから今度は、皆さん方の案では全国で比例配分の対象になる政党、それから政党助成を受ける政党、これだけ政党の規定がいろいろ

ろあるのだけれども、本来政党というものはどう
いうものかという規定はどこにもないのですよ。

私も大変悩んでいるのは、もしそこに政党
というものの規定を置きますと、これに法人格を
与える場合は、財団法人、社団法人、その他法
人、すべて、これはまさに先ほどの佐川先端科学
財団と同じように、だれかの認可行為というもの
が必要になってくるのですよ、認可行為というも
のが、認可行為というものが憲法に言うところの
結社の自由を極めて侵すだろうというのでみんな
この政党法というものにさわってないのですよ。
今までそういう理由でさわってないのです。だか
ら、本日は政党法というものがあって、その中か
ら助成を受ける政党というものを政党助成法でつ
まみ出すのが一番私は方向性としてはいいと思
う。ただ、そうすると、今度は結社の自由を侵す
からなかなかやりにくい、こういう構成になっ
ていると思うのです。

それにしては、私は政党助成法が、私もも出
したんだけれども、今考えてみると、国民に対
していかにも抜けているところがたくさんあるな
と。例えば会計検査院の問題、行政監察の問題を
含めて、やはり政党の立場も、これは政党政治の
潤達さですから、守ってやらねばならぬ。同時
に、国民の血税を配給してもらわなければならない。
あるならば、私は、もう少しやはり政党の義務
を書き加えるという形で、両方よく相談して、
政党助成法だけは抜本的に直さないとちよつと恥
ずかしいんじゃないかなという気も一つする。そ
ういうアイデアもある。

それからもう一つは、企業献金というのを、多
分細川さんの佐川からの献金も私はきちつと適法
に処理されていると思うのです。それは金丸さ
んの事件があったりなんかして大変問題になっ
ている企業だけれども、受け取っておられたときは
そんなことは私は認識の外だったと思うのです
よ、細川さん御自身が、だからそれは、立派な、
きつちりした献金というのか、政治資金規正法上
にのつとっているんなら、個人の政治団体に寄附

があつても私はおかしくない。

一番最初にまさにおっしゃったように、裏金と
か不透明とか、そういうところで問題になって
いるんだから、私は、もう少し企業献金の例えは
粹を、先ほど佐藤さんがおっしゃったことも勘案
して、政治団体二つ、そのかわり五十万円を上限
とすると、あるいは百万円を上限とするが五十
万円以上は公開しなければならぬ、支出は五十
万円以上公開しなければならぬ、こうしておい
て、政党助成法は、今、新しい選挙制度のもとで
どれぐらいお金がかかるかというのをやはり
はつきり把握した上で出し直したらどうかとい
う考えもあるんですよ。

今その二つ考えがあるんですよ。それについて
御感想、どうです。

○細川内閣総理大臣 私は、その政党法のお話に
ついてはやはり、諸外国の例で恐縮でございます
が、政党法をつくらないで政党助成法をしていると
いう国の方がむしろ多いんだというように、よく
御存じのことかと思いますが、承知をしております
し、必ずしも政党法をつくるということが政党
助成のための必須の条件ではないんだらうとい
うふうに思っております。

しかし、おっしゃったようないろいろ難しい課
題も、考えなければならぬテーマも確かにある
ことも事実だらうと思っておりますが、とにかく
政党の政治活動というものの自由を保障するため
にも、この問題については、政党法を考へるとい
うことについては、私はやはりどちらかという
と、慎重な立場をとるべきではないかなというの
が今の私の感じ方でございます。

○伊吹委員 基本的には私もあなたの考えに非常
に近いんですよ。政党法はできればつくりたくな
い。しかし、政党助成というものをもち出し
ちゃった限りは、政党法をつくらないのならば、
今の政党助成法を、政治家や政党の活動の潤達さ
を保障するという権利の部分と、国民の血税を受
けているという義務の部分について、私はもう少
し書き込む必要があるんじゃないかという気がす

るんですね。

それで、これは、よく細川さんの今の体制が大
政翼賛会の体制だとかなか、おもしろおかしく
マスコミに書かれるが、私は必ずしもそうじゃな
いと思ひますけれども、大変よく似ているところ
も確かにあるんですよ、当時の歴史を振り返る
と。昭和の十年代に帝人事件があったり、三井
三友と民政党、政友会の癒着というものがあ
って、国民は大正デモクラシーで自由潤達、これは
非常にいいんですが、自由潤達が行き過ぎたため
に野方図だという非難を受けたわけですね。

そしてその後、あなたのおじいさんの文庫公や
後藤文夫さんが研究会をつくられましたね。これ
は昭和七年の一月ですよ。私は、近衛さんも日本
のためを思って新しい運動に乗り出されたと思
いますよ。そして、十一年の二月二十六日に二・二
六事件が起こって、私が大変尊敬している高橋是
清さんが暗殺されました。

その後、蘆溝橋事件が起こって、それから十三
年から十五年にかけて、社会大衆党とか日本革新
党とか、いわゆる革新新政党がまず近衛さんのもと
に集まったのです。

そして最後に、政党政治を守らなければなら
ない民政党と政友会も、大臣になりたい、ポストが
欲しいという欲ばけのために大政翼賛会に入っ
ちゃったんです。入っちゃって、そして大政翼賛
会の費用はすべて陸軍の軍事機密費から賄われて
いるという状況になって、日本の政党政治は死滅
したんですよ。私はこの歴史を考へると、やはり
もろろんそのことが戦争に至った一つの大きな原
因だらうと私は反省するんですよ。

きのう文化勲章をお受けになった司馬遼太郎さ
んが、月刊文芸春秋の巻頭論文にいつも「この国
のかたち」というのを書いておられますね。単行
本になって、私はこれは非常にいい本だと思
うのですが、その中に、明治憲法も大衆民主憲法で
あった、しかし、結局シビリアンコントロールが
つぶれたのは、帷幄上奏ということが起こった。
このときに、帷幄上奏に非を唱えたのは、毎日新

聞のただ一人の記者だった。政党においても、朝
日新聞を初めとすると司馬遼太郎さんは書いてお
られるから、わざわざ私は名前を挙げますが、マ
スコミにおいてすら、憲法を守れという言葉は一
言も生じなかったということを喝破しておられる
んですよ。

今とよく似ているかどうかは、おのおのが胸に
手を当てて考へるべきことだけれども、そのとき
そのときの世論とか国民の声というのは大変大切
です。これはもう政治家としてはこれを無視して
やれない。しかし、石橋湛山先生が言っておられ
るのは、政治家というのは国民の声を聞かなけれ
ばやれない仕事だ、しかし国民の声ばかり聞いて
おつてはやれない仕事だと。私は、これは名言だ
と思うのです。

細川さんも、今の時の流れからいうと、支持率
も大変高いし、私は、あるいはやりにくい、か
えってやりにくいことがあるのかもわからないけ
れども、政党政治の潤達さというか民主主義の原
点というものを守っていくために、選挙制度の話
は私はずっとやってきたから、別段特に意見はあ
りません、しかし、この政党助成のあり方とか
にかについては、もう一度やはり、ふろへ入って
天井でも見てゆつくりと考へてもらいたい。ぜひ
お願いしておきます。

○石井委員長 次は、笹川義君。

○笹川委員 まず、総理、御就任おめでとうござ
います。

さて、今、伊吹先生が細かくいろいろとお尋ね
になりました。結婚式のスピーチとこういう質問
は、後になるとだんだん残り少なくなりますが、
そういう観点じゃなくして、まさに一般の国民が
心配をしているようなことからお尋ねをしたい、
こう思います。

総理にお尋ねをいたしますが、今新聞を見ます
と、政治改革については総理自身も、内閣の責任
で、今年中という言葉を最初使われたわけであり
ます。今の国会は御案内のように十二月の十五日

で終わりになるわけでありませんが、もし御答弁がしにくかったら別にされなくてもいいのですが、いずれにしても、私自身も今度の選挙、無所属でやりましたので、現在は自民党の議員として質問いたしておりますが、年内に必ずやる、責任を持つて、多少の不便はあっても、あるいはまた多少の難点はあっても、こういうことを申し上げましたので、やはりどうしても年内にはこれをまとめ上げたいという気持ちには変わりはありません。

そこで、十二月十五日に何が何でもというふうで考えるか、あるいはまた会期を延長しても、あるいはまた十二月というのの三十一日までであるわけですから、年内にはどうしても両方で歩み寄ってこれをまとめたいという気持ちにはお変わりございませんか。

○細川内閣総理大臣 長い間、もう五年以上以上わたって、何とか成立を図らなければならぬというところで、与野党の間で真摯な議論が重ねられて今日に至っているものでございますし、国民の多くの方々が期待しておられることも、一刻も早くこの政治改革の法案を仕上げて、そして内外の課題に的確に対応してほしいというのが大方の声であらうというふうに思っております。そのことを考えますと、何としても年内の成立を目指して全力を尽くしてまいりたい、その決意は全く変わっておりません。

○笹川委員 政府の出したものが、いつも山花さんあるいはまた佐藤自治大臣の答えではベストなものだ。それは確かにここでベストじゃないとも言えないし、それは妥協した方がいいとも、これも言いにくい。ですから、そういう答えを、聞いても答えが返ってこないというところは、聞いてもむだですから聞きませんが、どうかひとつ、いづれにしても細川政権は連立で各党がいろいろな意見があるでしょうから、まずひとつ各党の方をなすだけとめていただいて、おれの党が譲ったということじゃなくして、国民に向かって譲歩するんだと、このことは私、総理、大切だと思うん

です。自民党に歩んだとか、いや社会党に歩んだとかじゃなくして、国民に向かって歩むんだと、この姿勢でひとつぜひお願いをしたいと思ひます。

さて、先般、総理大臣は元総理を御訪問になつたわけでありまして。中にはお訪ねになつてない人もいろいろにも聞いておりますが、その内容について全部お聞きするわけじゃありませんが、総理の就任のあいさつにしてはちよつと時期おくれだと思ふので、就任のあいさつに行かれたのか、あるいはまた政治改革、非常に難産だから、そういう意味で先輩の意見を聞き、あるいはまた御支援、御理解もいただきたいという趣旨でお訪ねになつたんですか。

○細川内閣総理大臣 さまざまな思いを持ってお訪ねをいたしました。政治改革のことももちろんございまして、それ以上に、この三ヶ月近くほど経過をいたしまして、日米会談あるいは日口首脳会談、そうした大きな懸案もございまして、その御報告もしなければならぬという気持ちもございまして、また、これからAPECその他の会議もございまして、韓国の大統領との会談もございまして、大所高所からの御高見をぜひ聞かせていただきたい、大変ございまして早く聞かせになつておりましたし、本当はもっと早く伺わなければ失礼であると思つておりましたのですが、個々の諸先輩には宮中のいろいろな晩さん会等々でもお目にかかつておりましたので、延び延びになつてしまつていたわけでございますが、当面の景気の問題あるいはまた政治改革の扱い、そうした問題についても大所高所からぜひ御高見を承りたい、こういうことで出かけてまいつたところでございまして。

○笹川委員 総理の御説明である程度わかりましたが、新聞を見ますと、年内にできなくても総理の責任は問われない、何か昔、何年か前そういうことをおっしゃった人がいますが、総理の責任は問われないということが新聞に出ておりますが、これは考えますと、本当に一生懸命やつてできな

しよがないよとも解釈できるのですが、逆に言ううと、責任問われないんだから余りやらない方がいいんじゃないかととれる。どちらにとりましたか。

○細川内閣総理大臣 私もわかりかねました。

○笹川委員 人、いろいろ解釈がありますが、大体、世の中というのはよく解釈するところなことはない。悪く解釈した方が成功の確率があると思ひますので、ひとつそのように解釈をしていただきたいな、それで対処をしていただきたい、こう思ひます。

さて、総理に、実は八月の十日の記者会見で、第二次大戦は侵略戦争で、間違つた戦争だと認識している、こういう御発言がありました。しかし、八月二十三日の総理大臣の所信表明の演説では、ぐつとやわらかくなりまして、そういう意味が全く書いてないのですよ。「まずはこの場をかりて、過去の我が国の侵略行為や植民地支配など多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらし、改め、反省とおわびの気持ちを示す」とも、今後一層世界平和のために寄与することによって我々の決意を示していきたいと存じます。」「こういうことであります。

大要内容的には私も賛成できるわけでありすが、確かに戦争問題を考えるときに、近隣諸国に迷惑をかけたという言葉はいつも出てきます。中国に行くたびに、あるいは韓国に行くたびに、ところが、総理がここでもう一行加えてもらつたら、例えば遺族会にしても、亡くなつて靖国神社に祭られてる人に対しても、私は相済んだと思うのですが、やはり今度の第二次大戦は、まあ指導者が間違つておつたのでしようが、国のために散つた多くの兵士の皆さん、そしてまた、戦災によつてとつと人々が、民間人も失われております。こういう方々にも思いをいたしているのだというのを本当はこの後につけ加えていただければ、まあ答案としては百点に近くなつたのじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○細川内閣総理大臣 今お話がございましたよう

に、戦没者のみたまを慰霊するという気持ちにつきましては、私も決して人後に落ちるものではないと確信をいたしております。予算委員会あるいは本会議の答弁等でも再々申し上げてまいっておりますが、今日の日本の平和と繁栄というものは、そうした諸先輩のたつと犠牲の上に成り立つたものであつて、そのことを片時も忘れてはならないし、また、そのことを子々孫々にわたつてしっかりと伝えていくということが我々の世代に課せられた大きな責務である、このように私はかたく信じているところでございます。

○笹川委員 それでは、実は我が国では、終戦記念日というふうにもう新聞に出るわけでありまして、終戦記念日。しかし、私は、全面降伏であつたので、本当は敗戦記念日と言ふのが正しいと思ふのです。特に、戦後A級戦犯で巣鴨の収容所に入られた、戦争中の陸軍大臣、文部大臣をやられた荒木貞夫大将にお目にかつたときには、笹川、あれは終戦だ、陛下がやめろと言ふからやめた、しかし、竹やりで本土決戦をしたら勝負はわからなかつたということをおは言われたことがあります。だから、ああ、これじゃ日本は勝つはずはないなということをおは思つたのですが、私は率直に、敗戦記念日だといつも言つています。終戦とは言わない。

あの状態のことを、総理は、ちよつと年がお若いのでございまして、終戦記念日が正しいと思ふか、敗戦記念日が正しいと思ふか、いかがですか。

○細川内閣総理大臣 それはなかなか難しいお尋ねでございますが、一般に私は終戦記念日と、自分ではそのように、特に意識をしないでそう申してまいりました。

○笹川委員 今総理が、意識をしないという御返事でありまして、この意識をしないことが実はいけないのです。意識をしないといふや、あれは終戦なんだ、両方に責任があるんだというふうには考えられませんか。しかし、敗戦であれば、我が国が責任の重さか重いというところは、これはだ

れでも考えつくことなんですね。だからぜひひとつ、もし何げなく終戦記念日だと思っていたというならば、私は、やっぱり今度の第二次大戦はあくまでも負けたんだ、全面降伏だから敗戦記念日だというふうな心の中に思うことにぜひひとつ変えていただきたい、このようにお願いをしておきます。今急に言いますが、これはなかなか難しいでしょうから。

さて、実は外国へ我々が行きまして、必ず国立墓地へお参りをするわけでありまして。すなわち、その国のために戦った人、兵隊はもちろんあるいは警察官、消防士、まさに国のため、国民のために命を散らした人の国立墓地に必ずお参りに行く。ところが、今の日本では、外国から要人のおいでになつても、御案内をするところが実はないはずであります。そこで、まさか靖国神社というわけにはまいりませんので、結局行くところがない。

こんなことは、日本の国としては、これは私は一番先に考えなきゃならぬことだろうと思うんですが、そういう意味で、日本には正式に国立墓地というものはありませんが、何か墓地とか国立というともう軍人さんだけの話になつてしまします。が、私は、これからは日本の国が続いていくんだから、そういう国のために亡くなられた方々を総称してやはりお参りをする国立墓地というものを作る必要があるんじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。

○細川内閣総理大臣 おっしゃるように、諸外国へ参りますと確かにそのようなところがあつて、外国から行った人々がそこにお参りをし、敬意を表するということもなされているわけですが、我が国におきましては千鳥ヶ淵などはその一つの姿として、形として考えられた経緯があつたのではないかとこのように私は承知をいたしております。

○笹川委員 今、千鳥ヶ淵の話が出ましたが、これは戦没者だけでありまして、私の申し上げているのは、警察官でも、自衛隊であろうかあるいは

消防官であろうか、国のために国民の犠牲になつて殉じた人を、実は正式にお参りしているところはない。そういうものを含めての国立墓地ということであつて、軍人の墓地という意味だけではありませんから、念のために。

それから、これはいつも問題になるんですが、靖国神社に公式参拝論がいつもよく出ます。恐らく総理も、いろんな団体から公式参拝をしてくれという陳情もあつたと思うんですが、公式、非公式という、いや公式はね、総理大臣の肩書を書いたとか、あるいはその玉ぐし料を国の税金から払ったとか、いろんなことがあると思うんですが、私はそういう議論よりも、やはり総理大臣に個人があるわけですから、今から行つてくださいますか、行くなとかいうことを言っているわけじゃありません。もし機会があれば、御近所を通つたときでも結構です、まさに総理の好きな平服で結構ですから、ちよつと寄つた、玉ぐし料を出さなくてもそれは別にどうという問題じゃないと思うんですが、せつかく連立与党になつて、この問題ではたかれないんですから、今までは、自民党のときはもうこてんこてんにやられたわけですね。いかがですか。何か機会があつたら行くよ、絶対に行かないですか。

○細川内閣総理大臣 率直に申し上げまして、このような立場になる前は折に触れてお参りをしてまいりました。

今、公人か私人かというお話がございましたが、このことは、それぞれの方々が個人の責任において御判断をされるべきことであらうというふうに私は思つております。今の立場にありますが、上は、この問題についてのさまざまな問題というものも考へて、やはり慎重に判断をしなければならぬであらうというふうに受けとめているところでございます。

○笹川委員 慎重というのは非常にいいんだけど、行く気がありますか、行きたくないかというふうにお尋ねしたので、行く気がなければ、行きたくない、それは結構。

私も小学校のときから靖国神社へお参りしてあります。国会議員になつても行きます。しかし、集団では行きません。集団では絶対行かない。これは集団で行くところじゃないと私は思つてゐるから。近所に寄つたときは行きます。じゃ国会議員として行つたのかと言われれば、そうでしょう。私人で行つたのか、そうでしょう。どちらでもいいと思つたのですが、余り慎重に慎重にと言わずに、この問題、四十何年ずつと長いんですから、もう一度ひとつ答弁してください。

○細川内閣総理大臣 慎重にと申し上げましたのは、今の立場で参りますと、以前のようにふらつと桜の季節に行つてお参りをして、あるいはもみじの季節に行つてお参りをして、何も季節に限りませんが、暑い日でも何でも、折に触れて出かけていくということがそう気軽にできないと申し上げましたのは、例えば、使う車は何の車を使うのか、だれが秘書を連れていったのか、そういう話にすぐなつてまいりますので、非常に問題が複雑になりますし、また、対外的な配慮ということもございしますものだから、その辺については慎重に考へている、こういうことを申し上げたところでございます。

○笹川委員 まあ顔を見ていると、行きたいと、行きたいけれどもみんなに迷惑をかけや困るし、外国からも批判をされたときに非常に困難だから、それを押してまでは今のところ行かない、そういうふうな理解をいたします。まあ個人的なお立場も、御家族、親戚の方のことを考へれば、それは当然今まで行つておられた、これから行くということは、私にはよく理解できますが、やはり総理大臣にぜひこういうことを聞いてほしい、こういう国民の声もあつたものですから、お尋ねをさせていただきます。

さて、皇室批判であります、総理も耳に入っていると思ひます。先般、官房長官に聞いたときは、宮内庁とこの問題については話し合つてないということであり

ましたので、翌日、実は法務委員会が宮内庁に来ていたで、いろいろとただしました。そのときに、宮内庁としても対応が遅いとか悪いとか、いろいろな議論を私も聞いたしまして、結果、週刊文春は、一応わび状がきょうの週刊文春に載つています。

そこで、総理としてはこの問題を云々ということをお尋ねしますが、心の中では大変心配なさつておつたと思ひますが、皇后陛下が、これは心因性の失声症というのが正しいんだそうです。失声症、声が出なくなる。このことについて、総理はお見舞いか何かは正式になされたんですか。

○細川内閣総理大臣 幾たびか皇居に参内をする機会がございましたので、その折にお見舞いを申し上げてきたところでございます。

○笹川委員 報道の自由とか国民の知る権利というものは、十分に私は尊重しなければならぬと思ひますが、その中にある、やはり一つのルール、そして相手を思いやる気持ちというものは絶対に必要だ、こういうふうな思つておられます。ぜひひとつ総理もそういうことをよく念頭に置いていただいて、こういうことが再びないように、十分にひとつ宮内庁を督促して御配慮を賜りたい、このようにお願いをいたしておきます。

さて、先般自衛隊の視察式があつたわけでありましたが、これは総理は平服で出られたわけでありましたが、私も実はモーニングというのは嫌いなんです。あれが似合うとは思つておりません。できるだけ着たくはないんですが、やはり着なければならぬときは我慢をして行かなければならぬので、歴代総理の中で平服で出られたのはあなただけなんです。

来年一月に、各閣僚を引率して伊勢神宮に行かれるんではないかと思つたので、行かないんですか、行くんですか、これをまずお尋ねします。行くか行かないか。そのときに、やはりその服装で行かれるのか、モーニングを着用されるのか、これをちよつとお尋ねしておきます。

○細川内閣総理大臣 まだ先の予定は全く考えておりません。

それから、その観閲式の問題でございますが、服装の問題でございますが、これは申し上げるまでもなく、観閲式というのは、自衛隊の訓練の成果とそれから装備品の現状というものを広く国民に知ってもらおうということをやっているものでございまして、隊員の士気を高揚するということが主たる目的でも申しているのかと思ひますが、観閲する側の自衛官の服装につきましても、服装規則によりまして礼装を着用するということがなっておりますが、シビリアンにつきましても、特段の定めがございまして、諸外国の観閲式などにおきましてもすべて平服であるというふうな承知をいたしております。

私の知る限りではそういうことでございまして、私も余りお好きではないというお話でございまして、第二次大戦後、もうモーニングというものはちよつと少し時代おくれじゃないかという話が出ていたというのを私は聞いておりまして、まあ極端に言う、機能的でないということで、使われているのは日本ぐらゐなものじゃないか。まあ結婚式のとき、結婚式以外ではほとんど、諸外国、先進国では用いられていないということも聞いておりますが、私自身、モーニングを着てシルクハットを持って巡閲をするというのは、どうもやはり余り指揮官として機能的ではないんじゃないか。ジープに乗って、こうして行くわけでございますが、それよりもやはり私は、私はそのときは略装で、白っぽいネクタイをして参りました。略礼服で参りましたが、その方が礼を失さないし、また機能的でもあるし、その私なりの考え方に基づいて、そのようにさせていたのだというところでございます。

○笹川委員 今、総理のその気持ちは十分にわかります。もし、どうしても総理がそうしたければ、やはり防衛庁長官は指揮下にあるわけですから、例えば事務次官も政務次官も、おれはこうい

う服装で行くから、おまえらも見習っておれの服装と一緒にしろ、ここまで配慮すればいいんですよ。ところが、あなたは、御自身だけはその気持ちだけども、防衛庁長官もモーニングでしよう。何か事務次官も政務次官もそうでしょう。そうすると、バランスがとれないわけね。内閣は総理大臣の命令一下なんだから、もしそのことを来年、どうしても御自分も平服で言うんならば、やはりとれるように、じゃ、おれはこうなんだから、ひとつ長官もそれで合わせてくれよということとを、ぜひ事前にそういうことをお話し合いをしていただいて、つまらぬことで——あなたが自分でマイク持て自分の言葉で話したということとは、高く評価できると思うんですよ。役人の書いたこんなものを読んだって、何もならないんですよ。甲辞と一緒なんだ。あれは。本当は自分の言葉でしゃべるといことが大切なんですよ。もうこのことは強くお願いしておきますので。

やはり制服組にしてみると、この間の皇室問題で天皇陛下は、皇后陛下も、自衛官の制服がお嫌いということとでどんと出たわけですね。そういうやさきにあなただけ平服で行くから、ああ、これはもしかすると細川総理も自衛隊嫌いなんじゃないかと言われている。非常に嫌な思いをされると思ひますので、ぜひひとつその趣旨を徹底して、下の者に言っていたくようにお願いをいたします。

それから戦争責任で、これはこんなことを言っちゃ大変申しわけないんですが、実は私の第一秘書は熊本の県議二期やつて、細川政権を一生懸命支えました。私も、あなたが初めて参議院に出るときに、偉い官様から、笹川、頼むと言われた。あるいはまた、知事るとき、私はお伺いいたしました。表敬訪問にね。今度こういう形で御質問するわけでありまして、実は、戦争中の近衛文相の未亡人です。たしか千代子様とおっしゃったと思うんですが、私は昭和二十八年からお目にかかっておりまして、実は大変尊敬し、かつまた、御無礼をいたしましたことがあります。私の長男を抱いていたとき、たまたまおむつを

かえた後だったもんだから、着物のこへおしつこを漏らしたんですよ。それで、戦争中の総理夫人に、いやあって家内私も大変恐縮をいたしました。が、ああ心配ない、心配ないと言ふんで、そういう実は思ひ出がありました。

そのときの会話の中にしばしば、実はシベリアに抑留された近衛文隆陸軍中尉のことがしょつちゅう出ました。もうすぐ帰ってくる、もうすぐ帰ってくる。ところが残念ながら、昭和三十三年の十月一日に、以前にお亡くなりになって、正子夫人が、実は遺骨を引き取るためにソビエトに行かれたわけでありまして。先般あなたが総理になられたとき、エリツインさんが来て、当時の身分証明書を持ってこられました。総理になったから持ってきたわけですよ。もし、あなたが総理じゃなかったら、絶対持ってこない。本当に返す気があれば、未亡人が行かれたときにお返しになつておれば感激はもつと大きかったと、私はそう思います。

実は、これは大内厚生大臣にもお尋ねするわけでありまして、シベリアに抑留された方が総数がなかなかつかみにくいんですね。非常にわかりにくい。実は、亡くなった方は五万五千と言っているんだけれども、実際はもつと多いんじゃないのかと言われてもおります。これはなかなか日本で確認の方法ございませぬし、向こうの言う言葉をうのみにするより私は仕方がないと思つておるんですが、日本の兵隊が中国大陸に、一番多いときは何百万が行かれたんだらうと思ふんですが、私は、これはまだ戦後、二十八年からずうつと、当時の中国派遣軍総司令官の岡村寧次大将から直接お話を聞いた。蔣介石には大変恩がある、中国大陸から無事に引き揚げができたのは蔣介石總統の恩情あふる措置だということ、私はこの耳でじかに元大将からお伺いした。

これは、中国にはさんざん迷惑かけてます。今総理が言われるように、多大な苦しみを与えたということは事実であります。しかし、ソビエトには多大の苦しみは与えていない。にもかかわら

ず、あれだけ大勢連れていって、結局食うものも食わせないで使つて亡くなった人が五万五千。この中に総理、近衛文隆中尉も入っているわけですね。

私は、もう失礼だけれども、元総理のせがれさんをソビエトは返すつもりなんか全くなかつたと思つていますよ、それは残念だとは言つたでしょうけれども、私は、そういう意味では、大勢の人が理由もないのに抑留された。その謝罪を、つい最近したやにも思ふし、しないように思ふんですが、そういう国が、実は今仮想敵国ということでは日本は自衛隊を増強してきました。ソビエトの潜水艦はすごい原子力潜水艦、日本の潜水艦は話にならない、あれはディーゼルだから。用意ドンで走ればすうと置いていかれちゃう。

その原子力潜水艦を、もう年が来たから壊しているわけですね。その壊す金を日本が出さなければ、その辺へいろいろな廃棄物を捨ててしまふぞと言つて今やられていくわけだ。考えてみたら、防衛力は日本でもつくらないうかぬし、向こうが勝手にやったものの処理費まで日本が負担しなければ、その辺へ、日本海へ捨ててしまふ。空から弾丸で攻めてきて日本が敗れるのかと思つたら、何のことはない、水の中からやられる可能性があるわけだ。

こういうことで、非常に時代とともにいろいろと変わつてきますから、防衛大綱をいろいろな意味で見直すということも総理は言われたんだと思ひますが、ぜひひとつ厚生大臣、できるだけ後世に正しく残るように、できる限りのひとつ調査をしていただいて、やはり正確な記録として残していただく。これは、シベリアから帰ってきた人は本当に怒っている。ひどいやつらだった、帰つてこれだけでも運がよかつた、こういう話をしておりますので、ぜひひとつ部下を統率していただいて……。この問題はお願ひだけであり

ます。次に質問であります。実は中国から御婦人が一時帰国されておる。ところが、一時帰国で来た

んだけれども、実際はもう帰りたいくない、厚生大臣ひとつ永住をお願いします、こういうことであります。私もテレビを見たんですが、こういう答えでした。日本へ来たなら、毎日おふろに入れておいしいもの食べられて、こんなに幸せなことではないと。向こうには帰りたいくないことを、私はテレビで見た。私は、ゆうべ地元へ帰りまして五百人の人に、私はこのテレビを見て涙が出た、じや、あなた方は毎日おふろへ入って毎日おいしいもの食って幸せだと思えけれども、幸せだと思っている人、手を挙げてくださいますか、それだれも挙げなかった。だれも挙げないですよ、今の日本人は、その程度では。

同じ日本人で、同じパスポートを持って、まあ戦争中はみずから中国に行かれた人でしようから、帰ってくるのも自分で帰ってきなさいというのはわかるけれども、今まで身元引受人、面倒くさかったのです。本来日本人のパスポートには、この人は日本人だ、諸国はよろしく便宜を図ってくれと書いてあるんですよ、あのパスポートには。そうやって持たせたパスポートを持っている人が日本へ帰ってくるときに、身元引受人がない。今度は厚生大臣の英断によって非常に簡便になりました。非常にいいことだけれども、何か厚生省の役人のインタビューを見ると、中国政府にやはり気兼ねしているせいか、これで一時帰国がとまると困るから、非常に話の内容がはっきりしないんですが、ぜひひとつこの問題は、日本国として責任があるんですから、もし引受人がいなければ日本政府が引受人になって当たり前だ、私はこう思っているんだ。これは自民党政権のときもやっていないから、余り大きなことは言えませんが、ぜひひとつこのことは心にとめてお願いをしたいので、このことについて、ひとつ総理と厚生大臣と答えたいと思います。

○大内閣務大臣 今笹川委員御指摘のように、残留婦人の皆様は、まさに歴史的な最大の犠牲者だと思っております。したがって、先般十二名の方が来られたと

きに、私は厚生省の人々に、最大の親切をもってこの人に対応するように、それから、今までのような、例えば身元引受人にしましても本籍地主義とかそういうことに拘泥しないで、そして最終的には国が全責任を負う、このぐらいの決意で身元引受人等のあつせんについても積極的にやつてもらいたいというところをお話を申し上げまして、御案内のとおり、十二名についてはみんな引受人が決まりまして、そしてもうじき全員がその居住地で生活する、こういう状況になってきているわけでございます。私はやはり、この問題については先生御指摘のように、最終的には国が全責任を負う、そのぐらいの決意でこれからも当たってまいりたいと思っております。

○細川内閣総理大臣 今厚生大臣からお話し申しましたように、受け入れ施策の推進なりあるいは帰国、定着の促進ということに、今後とも国としてしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○笹川委員 ぜひひとつこのことは、もう先行き短い人たちですから、やはり僕は、家族がいて、御主人がいても子供がいても、やっぱりふるさと日本がいいのかな、こう思いました。それぐらいやはり故国へ帰りたいという気持ちが強かったというところに我々はどれだけ今までこたえられたのかと思うと、全く申しわけない気持ちでいっぱいでありまして、残念ながらたまたま野党になりましたから、与党の皆さんにお願いするより仕方がない。どうぞひとつ、総理も厚生大臣も部下を督促していただいて、これは時間との戦いですが、やっぱりやればいけるものじゃないんだ。政治改革の方はまだ、きょうあした国民は死なないけれども、この方は死にじやうから、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

さて、法務省刑事局長にお尋ねをしますが、今、ゼネコンのいろいろ汚職があります。それで先般、名前を言っちゃ本当はいけないのですが、大成建設の架空工事発注で裏金一億四千万詐取した、こういうことで実は何人か逮捕されております。

す。これは架空取引を利用したのだから、横領になるのか、特別背任、背任、脱税、いろいろあると思うのですが、一般論で結構ですから、このことは今私の言ったどれどれがひっかかる可能性があるか。可能性があるかということをお答えいただきたいと思います。

○濱政府委員 お答えいたします。今、委員いろいろ罪名を挙げられたわけですが、いいますけれども、まさに仰せのとおり、事実関係いかにによりまして、刑法上の横領罪、業務上横領罪あるいは背任罪、商法上の特別背任罪等々、犯罪の成立する可能性はいろいろあるわけでございます。

したがって、つづめて申し上げますと、要するに会社の役員が裏金を捻出する行為がどういふ犯罪を構成するかというのを一般的に考えてみますと、それは実行行為者の地位、権限がどうか、あるいはその犯意がどうであったか、あるいは生じた結果がどうか、行為の態様がどうかというところによって違ってくるわけで、この点を証拠によって確定した上でなければ、どういふ犯罪が成立するかというところは答えにくいわけでございます。ただ裏金を捻出するという行為だけから、直ちに何らかの刑罰法令に抵触するというふうには判断し得る事例は少ないかと思うわけでございます。

ただ、御指摘のような行為が何らかの犯罪を構成するか否かということにつきましても、これは先ほど申しましたように、そのような点を捜査機関が個別に検討することになろうと思うわけでございます。

それから、つけ加えて申し上げます、先ほど委員が御指摘になられました横浜地方検察庁で捜査中の事件、これは詐欺の事実で逮捕したというふうについてお答えいたします。

○笹川委員 これは、裏金をつくるという趣旨で全くの架空の工事をでっち上げて、建設大臣、ペーパーだけですね。もう一つは、ゼネコンが裏金をつくっているのは、工事はある、事実上の工

事はあるんだがそれにオンさせて、上乗せして払って、もう一遍戻ってくる方法。もう一つ、一番簡便なのは、仮払いをしておいて使っちゃって、後でそれは使途不明金ということで課税をしていただいて、それで済ませちゃうという方法があるわけですね。

刑事局長、今言いました、仕事はあつたんだけれども、実際に上乗せして、戻して、金を使つた。この金は全部何々に使ったというところを使つた人が言えば、それは検察庁もしようがないなというところになるだろうけれども、全容を解明できないときには、その裏金を預かっていた責任者は、個人で使つて横領したんじゃないかと言われたときにどうなるんですか。

○濱政府委員 端的にお答え申し上げますれば、結局、証拠によって事実を認定するわけでございます。したがって、例えば業務上横領罪の嫌疑が周囲からかけられているということでありまして、業務上横領罪の犯罪構成要件に当たる事実が証拠によって認定されなければ、業務上横領罪は成立しないということになるわけでございます。

○笹川委員 刑事局長、その立証責任は検察庁にあるんですか、本人にあるんですか。

○濱政府委員 もちろん、我が国の刑事訴訟法上は、検察官が犯罪の構成要件に当たるといふ事実を立証するというところになっているわけでございます。

○笹川委員 どうもありがとうございます。

今、私、これを何で聞いたかというところ、新聞読んでみると、実は大成建設ほかそうですが、皆幹部の人が贈収賄で、建設大臣、捕まっています。それなのに、自分たちが捕まっているのに、今度自分たちの下の人を、自分の会社の金を使つてごまかしたと訴えているのです。考えてみると、大泥棒が小泥棒を訴えているわけですよ。そうなんだよ。社長も副社長も引っ張られていまして、贈賄で。それなのに、今度は下のやつを訴えたんだ。これは被害届を出したから実

は捜査されているわけですね。何かたくさんとつたやつが少なくなつたやつを訴えている。

どうもこういうことやつてたんじや、とてもじゃないけれども困るということ、実はこのことが、総理、景気回復には何が一番いいかというのを考えたときに、減税がいいという方法と公共投資がいいということで、自民党内閣のときには、減税してもなかなか貯金しちやうって使つてくれぬかもわからぬから、ひとつ公共投資をすれば将来日本のために、国民にみんな恩恵がいく、同時に、公共投資を使えば必ずそれが垂れてまた地方へ恩恵がいくということで実はやったのですよ、公共投資を。

ところが、公共投資してみたら、ゼネコンがばこばこ逮捕されていると、仕事の面の停滞もあるでしょうが、景気回復のために公共投資したのが、むだになるところか、建設関係が景気回復の足を今引つ張っているのですよ、はつきり言つて。足を引つ張っている、その認識はありますか、どうですか。

○五十嵐国務大臣 景気回復の足を引つ張っているのではないかとすることは、つまり、先般来のさまざまなスキャンダルで次々に逮捕者が出るというふうなことで、殊に大手ゼネコン等の受注している工事等についてそれぞれ契約なり着工が思うようにいかぬということ等から、全体として公共事業が順調に進んでいないのではないかと、こういう点が景気の足を引つ張っていないか、こういうことではないかというふうに思ふのであります。が、全体として今公共事業の契約率、執行率等を見ますと、当初からとにかく前倒しで全力を挙げてやつていこうということ、殊に上半期で、例えば建設省の所管の公共事業については七七・五%、九月末まででやつちやおうということ、やつておりました、八月末で七〇%であります。恐らく九月末では目標の七七・五%を上回ることでできるだろう、まずそういう確信を持っているところであります。

ただ内容的に見ると、御指摘のように、大手ゼ

ネコンのそれでは状況はどうかということになりますと、大手五十社の公共工事の九月の受注額は、対前年同月比で二一・四%減ということになっております。四月から九月までの累計では一九・九%の減ということになっていて、これは一つには、去年大型の工事がかなり出ていたものから、それが去年は大体三七%ぐらい、前々年から見て前年がふえているもの、そのことを考えれば、そう前々年から見て下がったということにはならないということになりますもの、確かに影響は出ているかと思うのです。

ただ一方では、中堅のところで見ますと、統計では四百七十五社について中堅どころの同じような契約率なんか見ているのですが、これはおかげさまで前年から見るとかなりふえていて、ややその健闘が大手のダウンをカバーしている面もあるのではないかと。

全体としては、前年から見ると伸びていて、トータルで申しまして、先ほど申し上げましたように、実は目標どおり今のところ進んでいる、こういうこととあります。

○笹川委員 悪いときには悪いことが重なるものですが、建設の公共投資ということで私たちも随分一生懸命予算組んでやつてみたが、こういうのがどんどん出ると国民の不信感は増幅されるわけですね。何か政府だとか国会議員は公共投資すれば景気がよくなると言つたけれども、景気がよくなるんじやなくして汚職が出ただけの話だ。国民の不信感が、総理、ずっと上がってきたと思うのです。これは一日も早く、やはり終局というのはなかなか難しいかも知れぬけれども、とにかく何か考えないと、もうあつちもこつちもじやないかということになりますと、我々も選挙区へ帰りまして、まあいろいろあるのです。だから、ぜひひとつ、公共投資というものはよほど公正、公明にやつてもらわないと、これから先、公共投資なんて政府、政治家が考えたときに、それはおかしいぞ、おまえたちが金もちうためにどんどんやるんじやないかと言われたときに、説明するの

が僕は非常に困難だと思うのです。ですから、どうかひとつ、こういうことが政治不信につながっているのです。これを解決しないと、政治改革四法案だけでは、総理、難しいと思うのですよ、はつきり言つて。国民は、選挙制度、小さくする大きくするということよりも、なるべく優れた人を使いたいということ、もう一つは、やはりこういう汚職、腐敗だけはやめてほしいという、これの方が僕は願ひとしては圧倒的だと思ふのです。しかし、やはりこの政治改革四法案も通さないと、これはもうみんな公約違反ですから。

そういう意味で、ぜひひとつ、野党といつても自民党、共産党さんの場合にはちよつと妥協は非常に難しいだらうと思いますが、自民党の場合には、私はこれは必ず可能になる。何か困難なことがあつたときに、何にもやらないで寝つ転がっているか、もう死ぬか生きるかわからぬけれどもやってみるか、この二つしか、総理、ないと思うのです。

例えば、戦争中、あの大型の軍艦大和が沈むなんて、だれも思つていなかった。不沈戦艦。ところが、あえなく沖繩出撃で沈没しました。船が沈没するときに、沈む方の側に飛びおりた方が助かるのか、高き高いけれども反対側から飛びおりた方が助かるのかと聞きまして、低い方から飛び込むと巻き込まれちゃうのだそうですね。残念だけれども、高いところは怖いけれども、飛びおればそちらの方が生き残る可能性がこっちよりあるんですね。だから、総理、どちらをとりま

すか。最後に。

○細川内閣総理大臣 それはもう、ちやうちやなく高い方から飛ばせていただきます。

○笹川委員 いろいろ質問させていただきまして、まだ時間が多少残っているわけでありまして、最後の総理のそのお答えで、高い方からちやうちやなく飛び込む、私もそうしたい、こう思っています。しかし、いずれにしても、これはもう痛みが伴う話ですから、一人一人聞くと、総論で

は賛成、各論では反対、選挙区へ帰ればもう一歩も動きたくない、これが政治家の心理であらうと思うのです。

さて、建設大臣、最後になりましたが、この前何か新聞で、これだけとかく世間を騒がせて、た

だゼネコンだけが悪いという話にはいかぬから、建設省内部もひとつ処分したらどうかの話も出たんですね、全然出ないのか。

○五十嵐国務大臣 本当にこの間来の相次ぐゼネコン汚職等については、公共事業に対する信頼と

いうことだけでなく、国民全体の信頼を非常に低下させているものであつて、まことに遺憾に存

する次第であります。全力を挙げて今その回復のために努力をしているところであつて、政治改革と一体の問題として年内に解決の方向も具体的に示したい、こういうぐあいには思つていて、こうで

あります。

そういう中で、やはり大事なものは、監督官庁である私も建設省としてもしっかりとまず襟を正して対応する必要がある、こういうぐあいに考えているわけ、その襟を正すということ、心だけの問題でなくて、この際やはり一つの形を考えようというところで現在検討いたしておることを御報告申し上げたいと思ひます。

○笹川委員 山花大臣、佐藤大臣に御出席をいただいております、きょうは質問ができなかったのですが、先般もうたつぷりとお尋ねをしました、間違つて質問すると、もう質問の時間より答弁の時間の方が長くて、タイムオーバーになるのでできなかったもので、あしからず。大変、座っているだけで苦痛だと思ひますが、

どうもありがとうございます。これで質問を終らせていただきます。

○石井委員長 次に、河村建夫君。

○河村(建)委員 政治改革論議もここまでやつてまいりまして、まさに胸突き八丁といひますか、また重要な局面を迎えておる、このように思ふわけでありまして。

細川総理の、我が内閣はまずこの政治改革を実

現するために生まれたようなものだ、これに向けて全力を投球していくんだ、ぜひ年内にやり遂げたい、強い意欲を持って取り組んでおられることにまず敬意を表したい、こういうふうに向うわけでありませう。

五年越しの懸案事項だ、こう言われるわけでありませう、私は、五年よりもっとこの政治改革ということは、これは歴史はもうずっと古いものであろうというふうに向うわけでありませう、特に、あのロッキード事件が起きたとき、これも大変な一つの衝撃であったわけでありまして、新自由クラブができました。また、あのときに三木内閣ですが、政治資金規正法の改正も行われたわけでありませう。また、我々の国会議員手帳にもありますが、倫理綱領等もできたわけでありませう。しかし結果は、いかに倫理を追求し、まあ評論家によつては、政治家に倫理を求めるのは本によつて魚を求めるがごとしと、ここまで言われたわけでありませうけれども、結果としてあのリクルート事件が起きて、さらに今続いているいろいろな問題が起きている。

特に、五年前といえますとリクルート事件であります、たしかあのとき総理は熊本知事でいらしたはずであります。地方からこれを見ておられたと思うわけでありませう。私も、当時山口県議会におりました、これは私は大変なことだ、まさに日本の政治の危機である、これは単に自民党がどうだけの問題ではないんだという強い危機感を持ったことも事実であります。

そこで、当時国会においても、特に自民党においても、皆さんまさに必死になった思いで政治改革大綱というものをおつくりになつて、これの実現に向けて第一歩を踏み出した。その中にまさに、今までやってきたことだけではだめだ、単なる政治資金規正法を一部いじっただけではだめなんだ、この政治の、特に政治と金をめぐるいろいろな問題というのは病根は深いんだということ、一党優位性の問題であるとかあるいは選挙制度まで踏み込んでいくべきだということ、どう

してもやっぱり新しい政治システムをつくっていかない限りこの問題の解決はできないんだという基本認識のもとに今日がある、私はこのように思つておるわけでありませう。

総理も、自民党の政治改革大綱というものをお読みになつて、これがある意味では進んでいないということも認めながら、基本認識においてはそれは変わつていないんだという考え方をもちだと思つておるわけでありませう、その辺の認識については、今申し上げた点で、基本認識は変わらないというところでよろしゅうございませうか。

(委員長退席、三原委員長代理着席)

○細川内閣総理大臣 基本的な考え方につきましては、並立制という基本的な考え方につきましては、与野党とも大きな枠組みについては変わりがない。これはぜひお互いに汗をかいて、歩み寄れるところは歩み寄るべきである、そして何としても年内に成立を図らなければならぬ、それが国民の御負託にこたえる道である、そのように確信をしております。

○河村(建)委員 そこで、ここまで議論が進んできたわけでありませうけれども、政府・与野党として自民党案、こう二つあるわけでありませうから、これ、どつちかにしか決まらない、あるいは両方をあわせたいもの、この三つの方法しかないことはもうはっきりしておるわけでありませう。

そこで、総理にお聞きしたいのでありますが、これまでの議論を通して見て、いわゆる着地点というものは見えてきたというふうにお考えでしゅうか。

○細川内閣総理大臣 まだ見えてきておりませう。ですから協議会が、窓口ができて、そこで協議事項について本格的にこれから御議論をしていただくということでございますから、ぜひそこで可能な限り歩み寄りをしていただいて、現実的な、具体的な案というものをまとめていただきたいものだ、そのように願つております。

○河村(建)委員 午前中の議論の答弁の中で、与党協議会でお出しになつた五項目、この

修正、これだけにはこだわらないのだという答弁があったわけでありまして、私は、ここまで来た以上、やはり一つの妥協点というものを見出して、これはもう妥協点がないのだというふうに向うわけでありませう。先般、参考人の前最高裁判所長官の岡原先生ですか、岡原昌男先生の話をお聞きいたしました、学説には妥協はないが、立法には妥協があるのだという話もあったわけでありませう。

そういうことから考えると、私は、この妥協点を見出す、今総理言われた、これに最大の努力をしていかなければいけない、こう思つておるわけでありませう、妥協をする以上は、これは一方だけではないわけでありまして、自民党側におきましては、いわゆる協議会設置、幹事長を中心交渉団というものを設けてこれに対応するのだというところでありますが、これに向かつてはどのような考え方で臨みますかとされておるのか、まず自民党側の方の意見をお聞かせいただきたい。

○鹿野議員 もう過般来申し上げましたとおり、私もこの政治改革実現をしなければならぬ、私どももこの政治改革実現をしなければならぬ、こういう基本的な考え方を持っておるわけでございますので、そういう中でこれから合意形成、合意をどうやって生み出していくかということについてできるだけ努力をしていきたい、こういう考え方であります。

ただ、私どもの自由民主党が提案をさせていただいている考え方、一貫性を持って、理念を持って提案をさせていただいているということでございますので、この点はぜひ御理解をいただきたい、このような認識を持っておるところであります。

○河村(建)委員 この特別委員会における議論においては、もちろん法案として出す以上我が案こそベストだ、こう思つて出す、これは当然のことだと思つておるわけでありませうけれども、総理、先ほどの答弁で高い方から、こうおっしゃつたわけでありませう、やっぱり思い切つた、これは譲るべきは譲るといふものがない限り、私はこの法案の成

立というのはできないだろう、こう思つておるわけでありまして、国民サイドから見ても、一体何年同じことをやっておるんだ、こう言われておるわけ、まさにいいかげんにしてくれと言われている現状をまた踏まえてこれから対応していただきたい、こう思つておるわけでありませう。

そういう点で、私は、これから妥協案もつくつていかなければいけないだろう、こう思つておるわけでありませう、今出されている法案、若干、私は自民党側から見なせう、二、三の問題について疑問を抱いた点もありませう、妥協案づくりを考へる上で、二、三指摘をしていきたいと思つておるわけでありませう、まさに妥協案といひますか、詰めてきた段階で大きな争点というのは大体絞られてきておると思つておるわけでありませう。

一つは、総定数と定数配分の問題がありますし、比例単位のどうするかという問題、あるいは投票方式の問題、それから政治資金の問題、また公費助成の問題、それから戸別訪問の問題、あるいは政党要件、こゝろあたりが一つの大きな課題から詰めていかなければいけない問題点だ、こう言われておるわけでありませう。

いわゆる小選挙区比例代表並立制、ここまでおきてきて、ここから始まつておるわけでありませう。特に与野党側におかれましては、社会党、一時は小選挙区を入れることは民主主義の破壊につながるんだとまで言い切つておられた社会党がここまでおられてこられたということは、それなりの大変な努力といひますか、党内でのいろいろな議論の上でここまでおられてこられた、私はそういう意味では、これからの新しい政治の仕組みをつくっていくという上で、社会党の決断というものは立派なものであるというふうに向うわけでありませうけれども、ここまで来た以上は、これは与党内でこれまでもいろいろお詰めになつて、今日、二百五十、二百五十の法案をお出しになつておることはわかるわけでありませう、まさに与野党協議といふのはここから始まるわけでありませうから、ここから始まるわけでありませうから、まさにこれから

本日の協議をしていただかなければならぬと思う
わけでありませう。

そこで、ちょっと子細にわたって恐縮なんでは
ありますが、与党側は三人の、いわゆる折衝団とい
いますか、おつくりになったわけでありませうが、
この中に野党第一党であります社会党は……(発
言する者あり)与党第一党であります。大変失礼
しました。第一党であります社会党がこの中に、
与党内、お入りになっておられないわけでありませ
うが、これについては何かお考えがあつてのこと
でありますか、お聞きしたいわけでありませう。

○山花國務大臣 与党の相談の結果、一日の日に
相談が大体まとまって、御指摘のとおりになつた
と私も承知をしております。

私の立場は、政府・与党の代表者會議で社会党
を含む与党の皆さんから説明を伺つたということ
を含め、党の關係でお話は伺つていますけれども
も、その最終的な決断は代表者會議が行つたもの
ですから、そのことについて私が理由をお話しす
る立場にはございませう。

ただ、代表者會議でよく相談してお三方決めた
わけでありませうから、まさに交渉担当者として全
体の合意実現のために努力が連日続けられていて
るところと承知をしております。

○河村(建)委員 すなわち、社会党としては、い
ろいろあつたがあの代表団に全権一任しているん
だ、こういう認識でよろしうございませうか。

○山花國務大臣 これまた党の立場ではお答えで
きませうが、ただ、こうした場合には、連立与党
の代表者が合意をしたわけですから、その合意の
範囲内において交渉が任されているということだ
と思ひます。全権委任とか白紙一任とか、いろい
ろ言葉は使われますけれども、今回も、この五つ
の交渉のテーマということなどはその合意があ
ると思ひますから、そういう言葉をどう使うか
ということではなく、全体の合意に基づいて交渉
に当たられる、こういうことだと思ひておりま
す。

○河村(建)委員 総理は、今回の新しい政治シス

テムをつくっていくことによつて、いわゆる強い
リーダーシップが発揮できる政府をやはりつくら
なさいいけないんだということをいろいろなところ
でおしやうとおるわけでありませう。

「権不十年」ですか、ベストセラーだそうであ
りますか、熊本知事を体験した、地方から見て、
そして新党を結成されてお書きになったわけであ
りますか、この中にもドゴールの第五共和制のこ
ともお引きになつて、やはりこれからは強いリー
ダーシップが要るんだ、特に日本の湾岸戦争の対
応あるいは日米構造協議の対応等々を見ておる
と、今の日本の政治の仕組みでは、これはトップ
がかつただけでは何ら変えられないではないか
かということが書いてあるわけでありませうが、現
在まさにトップにおつきになつてみて、その考え
は変わらなせんですか。

○細川内閣総理大臣 どのような国でありまして
も、またどのような政治制度でありまして、やは
りリーダーシップが本場に振るえるような体制
でないといふ期待にこたえていくことはできな
いと思ひますし、そういう環境といふものをいか
にしようとするかといふことがまさに今我が国でも
問題になつているところであらうと思ひておりま
す。

この議院内閣制のもとで、どのような選挙の仕
組みであれば一番そのような期待にこたえられる
のか、あるいはまたその他の政治制度の仕組みと
いふものをどのように変えていくことが国民の信
頼といふものをつなぎとめることにつながつてい
くのか、そういう観点からさまざまな御議論がな
されていくわけにございまして、ぜひ半歩でも一
歩でも、制度でございませうからなかなか完璧なも
のといふのは期し得ないものかもしれませんが、し
かし、今まで中選挙区のもとで同士の打ち合ひの選挙
が行われて、利益誘導的な選挙が行われることに
よつてさまざまな弊害が生まれてきた、政治に対
する不信といふものが増幅されてきたといふよ
うなことを考えますと、ここで何とかこの新しい
選挙制度といふものを確立することによつて、あ

るいはその他の政治の仕組みといふものを改善す
ることによつて、国民の御期待にこたえていくよ
うな状況をつくり出していかねばならぬであ
らう、そのように願つているところでございま
す。

私も大いに汗をかきたいと思ひておりますし、
ぜひ与野党の各位におかれまして、新しい協議
の場におきまして実りのある御議論をしていただ
ければと願つていところでございませう。

○河村(建)委員 総理は、あの「権不十年」の中
でも言われておるわけでありませうけれども、今の
日本の政治システムといふものがなかなか的確な
政治決定がやりにくい。「限りなく民意の調整に
努めなければならぬ」、その結果、政策を争う
よりも徒党を組んで権力を争う派閥政治に墮して
しまつてい。これは自民党のことを指摘をさ
れておるのかもわかりませうが、そういうこと
で、「そういうことを考えたら、政治改革の目標
は、あえて反論を覚悟で言へば、」といふことが
書いてありますけれども、「選挙制度など政治シ
ステムの変更による「政治権力の強化・集中」と
いふことしかないのでないか。」といふことを
言つておられるわけでありませう。

自民党の政治改革大綱の中にも、いわゆる政権
交代といふことも視野に入れながら、やっぱり強
いリーダーシップの持てる政権、政治を求めてい
かなきゃいけない、そのためにはやはり小選挙区
制といふものが中心になつて、一部民意を繰り入
れるための比例制を加味していこうといふのが自
民党の考え方に、基本にあつたわけでありませう。
最終的には、やはりこれまでもる言われてきた
ように、衆議院においては、いわゆる単純小選挙区
を選挙制度だから、いわゆる単純小選挙区で
はつきり民意の集約を得て、過半数を持つた強い
リーダーシップを発揮すべきであらうといふ観点に立つて
今日まで来ており、まあ前回はその求めて小選
挙区制、単純小選挙区制といふものであつたわけ
でありませうけれども、今日はあらぬことを勧案

しながら、政治改革大綱の本旨に戻つて小選挙区
比例代表並立制、そしていわゆる小選挙区制に力
点を置いたものを考えていくということ、今日法
案を提出し、それはまさに衆議院の代議制であ
り、目に見え、顔の見える選挙だ。県単位で比
例も選んでいかなきゃいけないだらうといふ観
点、また当然強いリーダーシップを求める上にお
いても、いわゆる一票制において、一票、政党を
選ぶ、即政策を選ぶ、一致させるべきだといふ観
点から、いわゆる筋の通つた理念のある案として
今日まで出されておるわけでありませう。

私は、どうしてもフィフティ・フィフティ
のあり方といふものを、物は言い方はいろいろあ
ると思ひますけれども、総理の言われる強いリー
ダーシップの持てる政権といふことであれば、帰
趨するところは、やはり小選挙区制に力点を置い
た選挙制度といふものはこれからの方向ではない
か、これは総理の腹の底を見るわけにいきませ
う、割るわけにいきませうからあれでありませ
うが、私はそのように感じておるわけでありませ
うが、その辺については総理はいかがでございま
すか。

○細川内閣総理大臣 先ほど、どなたかのお尋ね
に対しまして、今回のカナダの選挙のことなども
例に引いて、余り振れが大き過ぎるということ
は政治の安定といふことに対していかかである
であらうかといふことをちよつと申しましたが、
おしやるように、民意の集約といふことも政権
の選択あるいはそれにつながるリーダーシップと
いふことも非常に大きな眼目だと思ひますが、民
意の反映といふこともまた同時に非常に大きな目
標で、目的でなければならぬと思ひます。今私
は思つていふところでもございまして、今回政府案と
して出させていたでございまして、まさに
その両方の側面をあわせ持ったものである。今ま
での長い間の御議論を踏まえて、この辺が妥当な
落ちつきどころではないかといふところで出させ
ていただいているわけにございまして、ぜひひと
つその点について御理解をいただきたい、こ

思っているところでございます。

○河村(建)委員 この論議はこれまでですうと続けられてきて、総理は一貫してそうおっしゃっておられるわけですが、いわゆる自民党案というものが、また与党案というものがあつた以上、落ちつき場所はほかに求めていかなければならないのではないか、私はこのように思つておるわけでありませう。

そしてもう一つ、もう一、二点、私は今までの論議の中でどうしても胸に落ちないことでありますけれども、特に総理が地方の知事、熊本県の知事を経験されて、これからは地方の時代だ、地方の時代をつくつていかなければいけないということとを声高に喝破されて今日あるわけでありませう、また国民もそれを大變期待をしておるわけでありませう、そういう観点から見たとき、今回の政府・与党案というものはその配慮に非常に欠けている面が残念ながらある、これを指摘せざるを得ないわけでありまして、同じく「権不十年」の中でも、総理は、このまま定数は正を単純にやつてしまつたら、まさに国会は南関東国会になるんだという懸念を表明されております。これについては、小選挙区については基盤一を置いてから置いてやるということで一部の救済ということも考えられておるわけでありませう、これにいわゆる五分五分の比例制を持つてきた場合に、ほとんどの都道府県、特に地方の県は、これは国会議員、衆議院議員の定数がほとんど半数になる。熊本も九人が、小選挙区は四人になればあととは比例でありますから、当面は熊本出身の国会議員ということで比例にお回りになつてもそれで一応顔は見えるかもしれないけれども、しかし、これやつていくうちにそういうことがなくなつてくれば、完全に地方の衆議院議員は半数になつていくということがこれは目に見えているわけでありまして、この点はこれからの公聴会等でも私は大いに問題になる点であらうと思ひますが、こういう配慮から考へてみても、やはり顔の見える比例制、都道府県単位ということを自民党が提案をし

ているということは私は理にかなつたものであるというふうには思つておるわけでありませう、この点について総理はどのようにお考えであらうかと思つておるわけでありませう。

○細川内閣総理大臣 今お話があつたこともそれなりにわからないわけではございませんが、地方の代表をどれだけ選出するかということ、地方分権と申しますか、地方の活性化の問題とはそのまゝ短絡的につながるものではないと思ひます。はいかというふうには私は認識をしております。全国一本の比例制度で仮に選ばれるということになりましても、地方の問題がそれによつて、それぞれの地域から代表が選ばれていなければ地方の問題に日が当たらないかというところ、必ずしも私はそういうことにはならないとは思ひます。いかというふうには理解をいたしております。その問題は別の次元の問題として考へていかなければならないのではないかというのが私の基本的な認識でございます。

○河村(建)委員 それからもう一点、地方への配慮という観点から考へた場合に、いわゆる政治資金の問題、あわせて公的助成の問題であります。

これまでも政治資金規正法の改正の問題についてはいろいろな角度から論議されてまいりましたし、先ほどの伊吹先生ほか皆さんもいろいろな角度から御指摘なさつて、いわゆる企業献金をすべて悪と見るような形の形というものは、今日の民主主義社会においてこの考へ方を突き進めていくことが果たして妥当なのかどうか大いに疑問がある、疑問点が指摘されておるわけでありませう。

私も率直に言つて、いわゆる政治資金というものの、政治と金をめぐる問題が今回の一番大きな論点になつておることは事実でありまして、地方から見ると、この問題だけやればそれで済むのじやないか、厳しい腐敗防止法だけやれば済むのではないかという意見もあるが、この問題に関心が集まつておるわけでありませう、だからといって、保岡先生御指摘ありましたように、すべてに驚いて何もかも閉じてしまつたらそれでいい

のだということには私はならないのではないか。いわゆる公開性、透明性というものが確保されれば、私は、それで企業の社会的責任からいつても当然政治への参画ということはあるものだ、こゝう思つておるわけでありまして、まあ中央の政治家はそれでも国から党を通じてでも金が入ればまじいもの、地方の政治家は一体どうしてこれなのだ、というのが一つの大きな声になつておることは承知しておられると思つておるわけでありませう。

現時点、地方議会の現状は、今、統一地方選挙等行われておりますけれども、県議会まであるいは政令都市ぐらゐまではまだしも、地方の市議会あるいは町議会、村議会になりますと、立候補者が定数に足らないところや、ほとんど出でてきていない。定数をさらに削減してやつと無投票という現実があるわけでありませう。

このような状況から考へると、やはり政治への参画ということから考へますと、今政府・与党が出しておられます政治資金の問題、これは企業献金を認めないという観点からいいますと、地方の政治家まで個人献金ということには非常に難しいわけでありまして、最低一月一万円とか五千元とか、あるいは千円とか、そういうような形で地方の議員も支えられている点が非常に多いわけでありませう、あわせて公的助成を考へても、無所属議員については全くこれは考へられないという点から、非常に不満が強いわけでありませうけれども、この点については総理はどのようにお考えでありますか。

(三原委員長代理退席、委員長着席)

○佐藤内閣総理大臣 今度の政府案では、御承知のように、個人献金によりまして資金管理団体をつくつてもらいたい、こういうことに、現実には自治体議員の方々の場合にはなるわけでございます。それで、今河村議員自身も言われましたように、五千元、一万円、そのくらいの規模なら、企業の企業献金という形をとらなくても、その社長さんなりなんなりがかわつてくれるんじゃないでしょうか。確かに日本の社会は今まで企業からそういう

うものは出しやすいことになつていた。それは、個人の企業に毛が生えた程度の有限会社とか、あるいは、株式会社が三百万社あるわけですから、そういう意味で会社の方が出しやすかつたということは事実だと私は思つております。

しかし、私たちは今、国の政治におきまして政治改革、意識改革をして、結局腐敗の温床になつた企業・団体献金というものは政党に限らうと、国の政治もそのように変えようと思つておるわけでございます。これは単に、国の政治というのは地方の政治と全く分離しているものではないと思ふのであります。私もあるいは河村委員もお互いにやはり地方議員の方々にいろいろな格好で支えられておるわけでございます。その政治風土というのは国も地方も一体なのではないでしょうか。そういう意味では、これだけの腐敗を呼び、不信を呼んでしまつた日本の政治をもう一回よみがえらせるためには、地域も私は意識改革をしてもらわなければいけないのではないかと思つておるわけでございます。その意味で、地方議員の方々がいろいろな御要望を持たれておることも、これは今まさに問われております政治の土壌、政治の改革、意識の改革のためには、大変私はむしろプラスになつておるのではないかと思ふのであります。

重ねて申し上げますが、今河村委員が言われました一万円、五千元、これは、ひとつぜひ個人献金に変えていただく。もしそれでも嫌だという企業というものは、何か後ろに、背後に利権というものを潜めておるのではないだろうか、私はこう思つておるわけでございます。この際、我々を支えております地方の政治そのものもひとつここで意識改革が必要である、ぜひこの点について御理解をいただきたいと存するわけでございます。○河村(建)委員 お話を聞いていますと、そのように意識改革が全部できれば、それはそれで一つの方法だと思ひますが、現実には、地方に、議会に籍を置く者として、そんなに、言われるように簡

単にわかったといつて集められるかどうかとなる
と、私は非常に、机上はそれで通るかもわかりま
せんが、現実には非常に問題があるし、また、い
ろんな問題を起したの企業だからすべて企業は
もう悪なんだという考え方が、私はどうしてもそ
こにあるのではないかと、こう思われるわけであ
ります。

やはり企業も社会的責任を果たしていつてい
るわけでありまして、最近には特に企業の社会的責
任を果たせといふことも言われておるわけであり
ますから、これをそういうような見方ですとい
うこと、企業もやりますし、もちろん社長さん
個人でやりになるなら当然おやりになればいい
し、また政党に対してもおやりになるわけであ
りまして、それはそれとして、皆そういう道
があつて当然ではないか、私はそのように思つて
おるわけでありまして、この考え方をそのまま押しつ
けるというには、どうしても私はまだ無理があ
るというふうには考えるわけでありまして、

総理にちよつとお聞きしたいのでありますが、
昔からいわれる井戸堀政治家と言われる話がよく
あるわけでありまして、これについては総理はど
ういうお考えをお持ちでありますか。

○細川内閣総理大臣 まあその精神やよしとい
うところではないかと思ひますが、その気概やよし
といふことなどだろうと思ひますが、実際に政治
に金がかかるということも事実でございまして、
し、また民主主義というものを維持していくため
のコストというものがあるという形で賄われるべき
か、そのことについてもまさに今度の法案の中で
その問題の提起をいたしていただくところでござ
いまして、そのようなことについて十分この国会で御
論議をいただいて、そして成果が得られればと
願つておるところでございます。

直接的なお答えにならないで恐縮でございま
すが、まあ井戸堀政治家になるということもこれは
余り好ましいことではない、やはり民主主義の最
低のコストというものは、その気概やよしとい
ふことができます、政治家はそのくらいにみずから

の矜持を正してやらなければならないとは思
ひますが、しかし、それはやはり国民がその民主主義
の最低のコストといふものは担つていくといふ、
そういう意識を持つていただくことも大変大事な
ことではないかと考えているところでございま
す。

○河村(建)委員 ありがとうございます。総理
言われるとおりだと私も思うのでありますけれど
も、この今与党案でおやりになろうという精神と
いふのは、一步間違えますと、特に地方において
は、これは地方のいわゆるお金持ちであるとか資
産家であるとか、そういう者でないともう政治は
できないのかといふ意識を呼び起こす懸念がそこ
にあるのではないかと、私は、これから民主主義の
成熟を求める上で、逆行する風土をここににつく
ていくのではないかと、この懸念を抱いておるわけ
でありまして、この点を指摘しておきたいと思
うわけでありまして、修正について、自民党案に
ついてお考えをいただきたい、このように思つて
おるわけでありまして、

次に、総理にお聞きしたいのでありますが、行
革審の答申が出てきたわけでありまして、地方分権
あるいは規制緩和等々の問題も含めて出てきたわ
けであります、この行革審の答申、きょうも新聞
の投書欄なんかを見ましても、どうも官僚の作
文ではないかといふ話が出ておるようなわけであ
りますが、この行革審の答申について、どのよう
な評価をされておりますか。

○細川内閣総理大臣 官僚の厚い壁の中で、委員
の方々もまだ何かのどに骨がひつかつておるよ
うだと、この間そういった趣旨のことを鈴木行革
審会長も打ち上げのパーティーのときにおつ
ちやつておられました、恐らくそういうお気持ち
であつたらうと拝察をいたしております。

しかし、私は、そのときにも申し上げたのです
が、各省庁がさまざまに、それぞれにまた理由の
ある問題について、それはこういう根拠があるか
ら一概に、例えば規制なら規制の問題について、
それを撤廃をするといふことは難しい、その根拠

もわからないことはないものでありまして、そうし
た一つ一つの問題について、三年余りかけて、大
変苦勞をなすつて、可能な限りのものを出してい
ただいた、お取りまとめをいただいたというふう
に私は思つておりますし、それを最大限尊重して
まいらなければならないといふふうに思つており
ます。

ですから、今後、推進体制をどのような形にし
ていくかといふことにつきましては、これから検
討しなければならぬと思つておりますが、いず
れにしても、その答申の推進に当たつて実効が上
がるように最善を尽くしてまいりたいといふふう
に思つておるところでございます。

○河村(建)委員 今回政治改革を進める上で、私
は、地方、地元で言われるのは、今回の、特に選
挙制度等を変えることによつて一体地方はどうい
うふうに変つていくのかといふ質問がよく出る
わけでありまして、

いわゆる予算時期になりますと、まあ細川総理
も経験をお持ちかと思ひますが、大蔵省の
廊下、満員になるわけでありまして、このような陳
情政治が行われておるわけでありまして、このよ
うなもの、いわゆる政治改革を進めることによ
つて変わっていくのだといふ視点がないと、国
民はなかなか今回のこの政治改革の論議が見えて
こない、このように指摘をされておるわけであり
ますが、総理はこの点についてどのようにお考え
でありますか。

○細川内閣総理大臣 地方分権の問題につきま
しても、今度の答申の中で触れられておりますし、
一年程度をめぐらしてその手順などについて大綱
を策定をして、そして法案の準備にかかつていく
といふことになつておるわけでございますから、
その考え方を沿つて今後、先ほど申し上げました
推進体制をどうつくつていくかといふこととのか
かわりの中で考えてまいらなければならないと思
つておるところでございます。

これは、今の状況が今度の選挙制度の改革ある
いは政治改革法案の改革によつて変わるのかとい

う、こういうお尋ねでございしますが、変わると思
うかといふことでございしますが、これはある意味
でかわりももちろんございしますが、ちよつ
と次元の違う話なのではないかと。

やはり地方分権、国と地方のあり方、国と地方
の事務配分の問題でありますとか財産の問題であ
りますとか、そうした問題はやはり別個の問題と
してきちんと進めていかなければならない大きな
テーマでございまして、またそのことに、この政
治改革を初めとする、今進めておりますさまざま
な経済改革なりなんなりといったものも、経済改
革の中でも規制緩和の問題等々もございしますか
ら、さまざまな問題が根つてつながつてい
ると思ひますが、そうした問題をあわせて進めてい
くといふことが、国と地方の基本的なかわり方
といふものを考えていく際には、やはり重要なこ
とではないかといふのが私の基本的な考え方であ
ります。

○河村(建)委員 総理のおっしゃることは私もわ
かるわけでありまして、やはり今回の選挙
制度を含む抜本的な政治改革をやることによ
つて、まさに政治の復興といひますが、強いリー
ダーシップを持った内閣といふものをつくつてこ
れを推し進めていくといふことになるんだと、ま
たそれはやらなきゃいけないんだという理念で今
回の政治改革に取り組まない以上、私は、国民は
それを支持してくれないのではないかと、このよう
に感じておるわけでありまして、この点、最近、
政府委員の廃止の問題等々出たわけでありま
すが、これについても官僚の強い抵抗に遭つてな
かなか前進しない、このように言われておりま
すが、この問題はもう国会が進める、院が進
める問題ではあります、一政治家として、また
総理という立場に立つてごらんになったときに、
今の政府委員の問題、廃止の問題等についてど
のように総理はお考えでありますか。

○細川内閣総理大臣 政府委員制度のあり方とい
うのは、むしろ分権の問題というよりも国会のあ
り方、おっしゃつたように国会のあり方にかかわ

る問題であろうというふうに私は思っておりますし、これもかねがね当委員会でも申し上げてきておりますように、ぜひひとつこの政治改革とともに国会の改革につきましても、それぞれ両院におきまして御議論をいただきたいものだ、このように願っているところでございます。

○河村(建)委員 それからもう一点、最近のいわゆる政治をめぐる状況の中で極めて重大な問題か、ほっておけない大事な問題があると思っておりますが、それは国民の政治意識の持ち方であろうと思っておりますけれども、特に最近の選挙の投票率の低さの問題であります。

この委員会が始まるに、自治大臣からもさきの選挙の報告がされておるわけであります。七月十八日の選挙、六七・二六%、衆議院選挙、総選挙であります。前回より六・〇五%低く、これまでの総選挙の中で最低の投票率であったという報告がされておるわけでございますが、まさに今回の選挙は境界再編も問われ、まあテレビまで云々された大きな話題を呼んだ選挙であったわけでありまして、結果は最低の投票率であったという、この事実があるわけでありまして、これについては、総理はどのように認識をされておられますか。

○細川内閣総理大臣 いろいろな理由があると思いますが、何といいたしてもやはり国民の政治に対する不信ということが一番大きな原因であろうと思っております。また、政権交代がないということも政治に対する国民の関心を白けさせてきた大きな理由だと思っております。一票の行使をする意味というもののその位置づけがどうも感じられない、一票の行使の意味というものをそれぞれの国民が感じられない、そういったようなこともございまいし、そのほかにもいろいろあるものと思っておりますが、要は、政治が自分たちから遠いものになってしまっている、そのところに一番基本的な原因があるのではないかとこのように思っております。

○河村(建)委員 最近特に若い層といいますが、

若年層の政治に対する意識は非常に薄い。これは、年齢別に投票率を調べてはおられないわけでありまして、新聞社の統計等なんかを見ても、若い人たちが投票に行かない率が非常に高い。

外国においては、投票というのは国民の義務だ。罰金制度まで設け、あるいは国民のいような権利を行使する場合には、投票に行かなかったか確認の票を持たなければならぬという国もあるくらいであります。私はもっとこれを高める必要があると思っております。いわゆる税金がどのように使われるか、タックスペイヤーにとつてはやはりこれは、政治というものはもう切っても切り離せない関係にあるわけでありまして、この有権者を十八歳まで下げたらどうであろうか、私もそういうふうには考えるわけでありまして、この問題については、私は進めていくべきだというふうには考えておるわけでありまして、これについての見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

○山花国務大臣 今御指摘の点につきましては、大変大事なテーマだと考え、今回の政治改革の法案をまとめるに当たりましてかなり議論をしたところでもございます。

御指摘のとおり、全体としての投票率が大変低下し、最近の衆参それぞれ選挙において戦後最低ということの中で、若い二十代の有権者の投票率が目立って低いということが特徴的なものとして出ておりますが、そのことの原因については、今の総理の答弁でほとんど触れられておたのではなからうかと思っております。

十八歳まで引き下げるということは、その意味においては若い世代の関心を引きつけるということもあり、かつ諸外国における年齢などを見ても、十八歳というのはかなり多数派でございまして、そうしたことで検討は進めてまいりましたけれども、民法、刑法、それそれの、民法ならば成人の年齢、刑法ならば少年法の関係等々、全体的な法体系とかかわりがありますので、前向きに検討すべきテーマだと考えますけれども、今回の

法案には残念ながら盛り込んでおりませんが、また法務省その他各省庁と十分相談をしながらその実現の可否について検討を続けていきたい、こういうふうに思っているところでございます。

○河村(建)委員 投票率の低さの問題、非常に大きな問題であります。最近、地方へ行きますと、定数は正の問題も絡めて、投票率というものの計数化すべきではないかという強い意見もあるわけでありまして、これはぜひひとつ、一考に値する問題だと思っておりますので、この点についても御意見をいただきたい、強く要望しておきたいと思っております。

時間がもう参ったようでありまして、最後にもう一度、最初の質問に返りまして、総理の決意をお伺いしたいと思っておりますが、これまで参った以上、与党案あるいは自民党案、いずれもすり合わせをしながら、すべて足して二で割るというわけにいかないまでも、妥協点をどうしてのいような論点、また与党側から出た五項目の修正等も含めて、また、自民党側からいろいろな言われておるわけでありまして、そういうものを含めて見出していただかなきゃならぬと私は思っております。

政治資金の問題はさつき触れたわけでありまして、せめてこれは町村議員、首長のことを考えますと、やはり与党案は欠陥商品ではないかと、私はそういうふうには感じておるわけでありまして、自民党だって二団体を認めようというわけでありまして、場合によっては二団体だけでもいいではないかという妥協案だってあるかもしれないし、そういうことも考えられるわけでありまして、また、戸別訪問の問題等にしても、一遍にそこまでのいくのはどうか、部分自由化を考えてしめるべきではないかという意見も強いわけでありまして、また、比例の区域の問題についても、第八次答申ではブロック制というものも言われたわけでありまして、これは、社会党も一時、併用制のときにはそういうことも考えられたわけでありま

すが、そういうことも踏まえて、私は、思い切った妥協点を見出して、今回の、これからの最後の詰めに入りたいと思っております。

昔、お年寄りが、木に登った人がおるときその最後の一メートルに一番気をつけなさいよ、こう言っておるわけでありまして、私は、総理はこれは最後までやり抜くのだ、責任をとってまででもやり抜くのだという決意を持っておられるわけでありまして、もう一度改めて、今の妥協点を見出すための、いような妥協点があるわけでありまして、それについてどのようにお考えで、これからどういふふうに進んでいかれるとするのか、また、責任をとると言われておるわけでありまして、どのようなとり方があるのだというふうにお考えであるか、あわせてお聞きして、最後の質問にいたしたいと思っております。

○細川内閣総理大臣 与野党でぜひ、いい妥協点を見出していただきたい、そのように願っておりますし、また、そこで出てきた成果につきましましては、政府としても最大限尊重をさせていただきますというところでございます。

責任の問題についてのお話でございますが、今、全力を尽くして、この問題に私も汗をかくと、きょう再々申し上げておりますとおきまして、いまして、ぜひそのように与野党におきましても御協力をいただきたいと思っております。

○石井委員長 それでは最後に、正森成二君。○正森委員 総理は、我が党の志位書記局長の質問に對しまして、小選挙区制が民意の集約が中心で、これだけでは民意を反映しないことを認められました。その上で、比例制を併用することでの民意の反映ができる、こういう趣旨の答弁をされております。

しかし、小選挙区制を導入する限りその欠陥は基本的には正されないと志位質問には、十分納得のいく説明がなかったように私は思います。今日の質問では、小選挙区制ではもちろん、また、総理が民意を反映すると称する比例制でも、少数

政党、少数意見切り捨てで、民意を反映せず、選挙権の平等という憲法上の要請に対し重大な疑義があることを指摘したいと思ひます。

まず伺ひますが、本法案では、まず小選挙区において選挙に政党として参加できる要件として、国会議員五人以上、直近の選挙で三割以上の得票を有することを条件にしております。これ自体大変厳しい条件であります。自民党案でさえも、失礼ですが、このほか、三十人以上の候補者名簿を提出すれば政党として小選挙区の選挙に参加することができまゝす。なぜ政府案ではかくも厳しい条件をつけたのですか。

○山花國務大臣 今回の選挙の最大の特徴は、中選挙区における個人本位の選挙から、政権を目指す、そのための政策の実現を目指す政党本位、政策本位の選挙に変えたところでございまして。そして、そのためには、継続的に国民の意思というものを経営の意思、国政の場において実現するための媒体としての役割と機能が政党に求められております。その資格というものを、政党活動の自由ということを念頭に置かば、ある程度客観的な基準が必要である、こうした観点から、御指摘ありましたとおりの要件を定めたところでございまして、合理的な要件である、こう考へて政府案を提出しております。

○正森委員 政党本位の選挙というのは、むしろ細川政権よりも自民党の方が、これまでの議論を聞いておれば強く主張されたところでありまして。ところが、その自民党案でさえも、小選挙区制に三十人の候補者を立てれば政党として選挙を戦うことができるということになっているのですから、今の山花担当の答弁は何人も説得することとはできない議論であるように思ひます。比例制でも、同様に極めて高いハードルになっております。そもそも、比例制採用国で、選挙に参加する入り口でこのような高いハードルを設けている国があるでしょうか。たくさんございまして、ドイツとノルウェーとスイスについて答えてください。

○佐藤國務大臣 ドイツの比例代表選挙における名簿届け出の要件は、一つといたしまして、連邦議会または邦議会において前回の選挙以降継続して五人以上の議員を有する政党、二番目は、邦内の選挙人の千分の一以上の署名を添えて届け出た政党、それからノルウェーにおける名簿届け出要件は、一つ、あらかじめ選挙人三千人以上の署名を添えて党名を登録した政党、二つ目は、選挙区内の選挙人五百人以上の署名を添えて届け出た政党ということにございまして、スイスにおける名簿届け出要件は、選挙区内の選挙人五十人以上の署名を添えて届け出た政党、こういうことになってゐることを承知をしております。

○正森委員 委員も皆お聞きになったと思いますが、スイスはほんの小さな国ですけれども、それでも選挙区内居住の有権者五十人以上の署名があれば政党として選挙に参加できます。ドイツについては、州の有権者の千分の一以上で、ただし二千人を超えない、その数の署名があれば参加することができるとあります。それに比べますと、我が国の要件が極めて厳しいということはどう論をまたないところであります。

法案ではまた、比例制について三十人以上候補者を立てれば今度は政党として参加できるとしておりますが、比例区では供託金は一人六百万円で、一億八千万円が必要であります。

外国でこんなに高い供託金を設けている国がございまして。小選挙区と比例制に分けてお聞きしますが、まず小選挙区制のイギリス、フランス、カナダについて供託金の額をお答えください。

○佐藤國務大臣 供託金の話をしますときには、これは換算率を統一していかないと、いかぬと思ひますので、いや、違ふのです。金額を、言うまでもなくポンドとかフランとかあるわけにございまして、換算率を統一して物を言わせていただきますのでありますけれども、我が方の方は通貨の換算は外国為替取引の報告に関する省令に定める換算率、平成五年下期分ということで国会図書館がつくりました資料に基づいて言わせていただきます。

きたいと思つたわけにございまして、結論的には、イギリスは候補者につき八万九千円、フランスは二万二千円、カナダは一万九千円、オランダは一名簿届け出政党につき百六十万円ということになっております。

ちなみに、一ポンドは百七十八円、一フランは二十二円、一カナダ・ドルは九十四円、一ギルダは六十五円、こういうことになっております。

○正森委員 私が手元を持っておりますのは、平成五年度支出官レートを使いましたが、少しだけ誤差がありますが、ほとんど同じであります。それで見ますと、イギリスは約九万四千円、フランスは二万二千円、カナダは一万九千円、オランダは百六十万円、これは日本の三百万円に比しますと十分の一、百分の一という額であります。また、オランダは百六十万円でありまして、これはそれだけのお金を出せば政党として全部の比例区に選挙に参加できるということに、我が国の一億八千万円に相当いたしますから、百分の一以下であります。

そういう点を見ますと、これは、総理が今度国会にお出しになりました案は、立候補自体に莫大な金を必要とさせて、少数政党や新規参入政党を費用の面で事実上排除をする、あるいは排除しかねないということをねらったものと言わなければなりません。

それだけではなしに、被選挙権、これは選挙権と同様に国民の誰でも立候補できるという基本的人権であります。その被選挙権、国民の立候補に事実上、財産上の条件を設けるもので、これは普通選挙権の否定につながるものではありません。選挙をする投票のときには、かつて選挙権が認められたときのように、直接税十五円以上を納める男子というような要件が今許されないのは当然であります。

ところが今度は、被選挙権については、これは六百万円の三十人、一億八千万円が要る。これはオランダの百倍以上であるということになれば、

これは事実上普通選挙権という趣旨にも大きく反して、憲法上の問題が起つてくるのじゃないですか。

○佐藤國務大臣 正森委員に御説明するまでもなく、供託金というのは法定得票数をればちゃんと返ってくるお金でございまして、それだけの自信があるところは十分それはそれだけのお金を出していただくということは至当だと思つております。

特に、選挙の運動量を決めるときには候補者の数によって決めざるを得ないわけにございまして、選挙運動量をたくさんとるためにとにかく候補者をたくさん出そうという、当選を度外視して多数の候補者が出ることを防止をするところというのが、これがそもそも供託金を設けているところでありまして。

高い、高いと言われましても、三百万円自体は非常に、私、個人的に見ても高い金額ではありますけれども、既に参議院の選挙区選挙あるいは衆議院の選挙におきましてもその金額でございまして、参議院の比例の場合には六百万円、こういうことになっているわけにございまして、そもそも昭和二十五年のときには供託金が三万円、それから分担金が二万円、五万円だったわけですね、昭和二十五年が。それから、物価指数を掛け、もう一つぜひ聞いていただきたいのは、昭和四十四年から公営の拡大をやりまして、今、正森委員、執行経費が、国民の皆さんのお金を幾ら使っているか、我々が選挙を行いますと、執行経費が、候補者一人当たり千四百四十万円かかっているのではありません。千四百四十万円。それから、これを議員一人当たりにしますと、二千七百十三万円かかっているわけにございまして。国民の税金をこれだけかける選挙でございまして、もちろん参議院の費用もございまして、これだけ、私たちは過去の経過から申しまして、供託金三百万円というのはそれなりに妥当の金額であると思つております。

○正森委員 今の立論は、まず第一に、我が国で

戦後間もなく二万円であつたとか、私が選挙に出たときは三十万円でした、それが今三百万ですから十倍になっているのですが、その比較をするといふのは我が国の中での比較であつて、私が言っているのは他国との比較ですから、その立論の前提において佐藤自治大臣の言うことはまず採用できない。

その次に、選挙の費用にこんなに莫大な金がかかるんだというように公営の点について言われますが、それじゃ国民の立候補権というやうなもの、選挙によつて金がかかれば幾らでも高くしてもいいのかということになるし、大体、ある政党、ある候補者を事前に泡沫候補であるかどうかというやうなことで金で規制していくなんというところが、これは普通選挙権の趣旨に反するといふことは、多くの学者が選挙法の中で認めているところであります。

ですから、選挙の公営でこんなに金がかかるんだから、だから供託金をたくさん出すのが当たり前だといふやうな議論は、少なくとも、国民の税金で支持しない政党にも何百億円という金を取らうと、そういう案を出している人がいやくも言えた義理のない言葉であるといふように言わなければならぬと思ふのです。それだったら、自分たちで存分に政党を運営する金を出したらいいじゃないですか。それはやらないで、その方は国民の税金で出せと言ひながら、国民の当然の権利である被選挙権については莫大な金が出せなければ、それとも国民の審判を仰ぐことができないといふやうなことは、これは論外であると言わなければなりません。

自分たちの一般的な政治活動にそれだけ金を出すといふなら、国民の立候補権を尊重する供託金の額を下げるというのが当然のまずやらなければならぬ論理だといふように思ひますが、こゝういふ点について自治大臣と論争しておれば私の持ち時間がなくなりますから、次の問題に移りたいと思ひます。

今までのところ、主として担当大臣と自治大臣

が大いに頑張つておられますが、総理も負けず立って答弁をしていただきたい。きょうは総理に對する集中審議です。

私は、こゝういふやうな方針というのは、結局少数政党や新規政党に国民の審判を与える機会を失うといふやうなところで、非常に問題だと思つております。ヨーロッパ諸国で結果要件や投票結果による阻止条項を置いている国でも、選挙の入り口では要件を緩くして政治団体や政党が国民の審判を受ける機会を保障し、民意の赴くところを結果を見る、尊重するという態度をとつてゐるのは皆御承知のとおりであります。本法案は、頭から既成政党擁護のカルテルであるといふやうに言わなければならぬと思ひます。

そこで、結果要件と阻止条項の三％について、前回も指摘いたしました、観点を變えて伺いたいと思ひます。

定数、政府案の二百五十名で、三％に少し満たない二・九％ぐらいをれば、阻止条項がなければ何名議員を出すことができませんか。

○佐野(徹)政府委員 比例の選挙の定数を二百五十人と仮定をいたしました場合には、政府案は二百五十人でございしますが、二百五十人で三％掛けますと、百分の三を掛けますと七・五でございします。大体七名ないし八名程度ではなからうかと思ひます。

○正森委員 お聞きになったように、二・九％とれば、他党がどういふ票をとるかによつても違つてまいりますが、最低七名、恐らく八名当選させることができません。

それでは、五名の議員、これは比例選挙に参加できる議員の数であります。五名の議員が支持者とともに奮闘して、国民がこれを認めて支持が与えられた、そしてふえて七名に躍進する。二・九％とるといふことは、七名に躍進し、四割増であります。四割増になれば大抵の委員長や書記長は大勝利のテレビ会見をいたします。

ところが、こゝういふ国民の審判結果が出たのに法律でこれを認めない、議席を与えない、国民の

投票の結果は認めない、今後は政党として認めず差別する、こゝういふことであります。これはその政党の政策や思想に共鳴する国民をまさにその支持する信条によつて差別することにほかなりません。そんな不合理なことが許されるのですか。総理。

○細川内閣総理大臣 今回の政府案といふものは、申し上げるまでもなく、政党本位、政策本位といふことの實現を目指して、こゝういふ観点からさまざまな検討を経て取りまとめたものでございしますし、その過程におきまして今お話に出ておりますやうなこともいろいろ検討して、こゝうなことになるやうなことでございします。

政治の安定のために阻止条項を設ける、今阻止条項のお話がいりやうございしましたが、阻止条項を設けるといふやうなこともヨーロッパの各国でもやつてゐるところでございしますし、私は、この問題は、おつしやる趣旨は憲法十四条に反するのではないかと、こゝういふことだろふと思ひますが、さまざまな検討の結果それには該当しないといふ認識を私どもは持つてゐるということと御理解をいただきたいと思つております。

○正森委員 認識は総理の御自由ですが、その認識が、憲法十四条だけでなしに十五条一項の、そもそも国民固有の権利である奪うことのできない選挙権の自由あるいは平等といふものを侵害するのではないかと、こゝういふように私が言つてゐるのです。総理の、こゝういふだけでなしにこれまでのたび重なる答弁を見ますと、衆議院は政権選択が中心だから小党分立を避けるために許される合理的な制約であるといふ趣旨のことを、私なりにまとめますと、繰り返して繰り返して答弁されてゐるやうであります。

そこで伺ひますが、この見解は恐らく総理のブレン、場合によつたらいろいろの方が考えられたいことだと思ひますが、最高裁判所の判決があります。昭和五十一年以来繰り返して判決されておりますが、その中で、「憲法上の投票価値の平等の要求と前記の選挙制度の目的とに照らし、右不平

等が国会の裁量権の行使として合理性を是認し得る範囲内にとどまるものであるかどうかにつき、検討を加えなければならぬ」、こゝで合理性といふ言葉が出てまいります。同じ判決はまた、「不平等が生じ、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、右のやうな不平等は、もはや国会の合理的裁量の限界を超えてゐるものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されざるを得ないものといふべきである。」こゝういふやうに言つております。総理がたびたび合理的な制約といふやうに言われたのは、この最高裁の判例を念頭に置いて答弁作成者が総理にお届けしたものであらうと思ひます。総理自身もそう考えられてゐるのかもしれない。

しかし、政権選択などといふことは、憲法上どこにも規定がありません。憲法は逆に、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し」と明確に述べております。前文です。憲法十五条は、公務員の選定権、すなわち選挙権を、奪うことのできない固有の権利としております。

その権威の由来する国民意思、投票をかくも切り捨てるのが政権選択の一語で合理化されるいわれは全くないのではありませんか。法制局長官、憲法上の問題だから答えてください。

○大出政府委員 憲法は、国会両議院の議員の選挙については、議員の定数とか選挙人の資格とか選挙区、投票の方法、その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとしたしております。そして、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的な決定、どのような選挙制度といふものをつくるかといふことにつきましても、原則として国会の立法裁量にゆだねてゐるところであるわけであります。

政権選択のための選挙制度といふやうな、こゝういふ選挙制度の仕組みといふものも、国会の立法

裁量の範囲内の一つとしてこれは考え得るところであらうというふうに思っています。

○正森委員 今の法制局長官の答弁は、最高裁判所の判決も正しく読んでおられないし、学説についても、失礼ながらほとんど全く勉強していないと言わなければならぬと思います。今あなたが引用された憲法の四十七条とか四十三条とかいうのは当たり前の話じゃないですか。そんなもの、選挙区をどう決めるかと、不在投票をどうするかとか、そんなことは法律で決められるのは当たり前です。

しかし、私が言っているのは、選挙権の平等という点についてどうかということでありまして。つまり、基本的人権でも最も根本的な国民の参政権と選挙権の平等を、そういう国会の裁量というようにどこで切り捨ててしまいませんか。確立された最高裁判決は、選挙権の平等は選挙権の内容の平等、換言すれば各選挙人の投票の価値、すなわち各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを要求せざるを得ない、こういうふうに明言をし、これを解釈の大前提に置いていくじゃありませんか。

また、何人かの裁判官は、「政策的要素ないし国会の裁量権に対する配慮はそれ程必要がなく、憲法上最も重要かつ基本的な原則であるところの投票価値の平等の理念すなわち人口比例主義をより一層重視すべきである」、あるいは「人口的要素以外の諸事情についての国会の裁量権を過大視する必要はない」と。こう言って、国会の裁量権より投票価値の平等が優先することを指摘しております。

これを受けて、ほとんどすべての学説も、制度の合理性から権利の制約を正当化する論法自体問題性がある、そもそも憲法上の諸制度がすべて人権保障の目的に仕えるものであることからすれば、選挙制度の合理性によって投票価値の平等と選挙権の侵害を正当化することは本末転倒のそしりを免れない、こう言っています。これは当たり前のことであります。

それをあなたのような、最高裁判所の判決でさえも言っていないような、何でも法律でやればいんだというような議論は、そもそも根源的な権限である国民主権のもとにおける国民の選挙権、その平等、これを全く冒瀆するものじゃないですか。それが法制局の見解ですか。

○大出政府委員 今回の政府の案は、小選挙区比例代表並立制というものを採用したものであります。比例代表制は、国民の政治的な意思の多数と少数とを問わず、その勢力に応じてできるだけ比例的に代表の機会を与える、選挙制度としてのそういう特性を持っているものと考えられるわけでありまして。しかしながら、このように少数意見を含む多様な民意をできるだけ国政に反映させるという比例代表選挙制度の特性といえます。一定の合理的な理由に基づき制約を加えるということとは、これは許容されるところであらうかと思ひます。それは先ほど申し上げましたようなことによるものであります。

今回の政府案では、全国を単位として比例代表選挙を行う、こういうふうにしておるわけでありまして、いわゆる阻止条項を設けない場合には、極めて支持基盤が小さい政党が多数得票を得たというものがあつて得るわけで、政治的な安定等の観点から、衆議院がこのように多数の小さい政党に分裂することを避けるために、一定の得票率を得た政治団体に限り議席を配分することとしたものと承知をいたしておるわけでありまして。

このように、一定の得票率を得られなかった政治団体に對しまして議席を配分しないこととするいわゆる阻止条項といふものは、全国を単位とする比例代表制といふものを政党間の政策論議の場である衆議院に導入するに際して、必要かつ合理的な制約であると考えられますので、一定の得票率を得られなかった政治団体に投票した選挙人の意思が議席に結びつかないというようになつたとしても、それが参政権について定めるところの憲法十五条一項の規定に反するということ

にはならないであらう、こういう考え方であります。

○正森委員 とんでもないことを言う法制局長官です。私が今単純な例を挙げましたが、選挙に参加できるのは五人以上の議員だ、こう言っている。それで頑張った結果、二・九％、七人にふえて委員長や書記長が記者会見して大勝利だというような結果を得ても、なおかつ法律で切り捨て、どこに合理性がある、こう言っているのに、それは許される、小党分立を避けようという憲法に何ら規定のないことで、国民の基本的人権である憲法十五条の選挙権の平等や参政権を否定する。

いいですか、私はここに最高裁判所の有名な昭和五十一年の判決を持ってきましたが、その中でこう言っているのですよ。「投票価値の平等は、さきに例示した」というのは複数選挙や等級選挙などのことです。「選挙制度のようには明らかにこれに反するもの、その他憲法上正当な理由となりえないことが明らかなる種、信條、性別等による差別を除いては、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならぬ。」これは、あなた方が一番利用したいと思う判例の部分です。しかし、それだつて無視していいとは思ひやうないのですよ。調和されるように決めなければならぬ。

三％の条項が、どこが調和しているのですか。自民党の、政権選択が大事だと言っている案でさえそんな条項は持っていないじゃないですか。

しかも、この判決によれば、「その他憲法上正当な理由となりえないことが明らかなる種、信條、性別等による差別を除いては」と言っています。いいですか、二・九％支持して七名、八名当選することができるといふことは、そういう政策や思想を持っている政党を支持するということですよ。

つまり、そういう政策や思想を支持する国民の信條に對して、二・九％ではだめだ、七名は切り

捨てる、こういう信條による差別を行っているものじゃないですか。これは、まさに最高裁判所の考え方に明白に違反するものじゃないですか。こういう憲法上の疑義があるのに、法制局長官、憲法の番人がそういううさんな理論でこれを正当化するなどというのはいふほどのほかだというように私は言わなければならぬと思ひます。

時間がありませんのでさらに申し上げますが、選挙運動でも既成政党カルテルじゃないですか。政見放送、選挙用ポスター、選挙用ビラ、はがき、選挙事務所、すべてで政党公認候補とそれ以外の候補は差別されます。普通、二倍の武器を政党公認候補は持つと言われますが、そうではありません。政党は、善戦した、当落線上だ、あの無所属候補が頑張つておるといふことになれば、その選挙区にポスターやビラやはがきを集中させることができます。だから、二倍どころか三倍、四倍、五倍、そういうのと戦わなければならぬのです。そして、一定の比率を上げてそれが法律で切り捨てる。こんなものがどうして選挙権の平等ということになるのですか。

一つや二つでなく、かくも複合的に、選挙に参加する入り口要件、出口の阻止条項、供託金、選挙運動の差別、次々とハードルを設けることが、国会における「通常考慮し得る諸般の要素」に当たらないことは明白であります。国会の合理的な裁量の限界を超えていることもまた明白であります。これは既成政党の利益を図る党利党略以外の何物でもない、こういうことを申し上げて、総理、答弁することがあつたら答弁してください。

これでおの質問を終わります。

○細川内閣総理大臣 その点については、ちよつと私どもは見解が違ふということだけ言わせていただきます。

○石井委員長 次回は、明日日曜正午理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

平成五年十一月十日印刷

平成五年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇